

---

# Chapter 54 気候関連開示(IFRS S2 号)

---

概要	3
1 IFRS S2 号の解説	4
1.1 IFRS S2 号の目的と適用範囲	4
2 気候関連のリスク及び機会	5
2.1 気候関連のリスク	5
2.2 気候関連の機会	6
2.3 気候関連のリスク及び機会の自然及び社会的側面	6
3 気候関連のリスク及び機会の識別	8
4 コア・コンテンツ	9
4.1 概要	9
4.1.1 TCFD 提言との比較	9
4.2 ガバナンス	9
4.3 戦略	10
4.3.1 気候関連のリスク及び機会に関する開示	10
4.3.2 気候関連のリスク及び機会が、企業の戦略や意思決定に与える影響に関する開示	13
4.3.3 企業の戦略とビジネス・モデルのレジリエンスに関する開示	20
4.4 リスク管理	29
4.5 指標と目標	30
4.5.1 産業横断的な指標	30
4.5.2 産業別指標	45
4.5.3 気候関連の目標	45
5 温室効果ガス排出	50
5.1 温室効果ガス排出の測定	50
5.2 GHG プロトコルの概要	50
5.2.1 GHG 排出量の算定、測定、報告	50
5.2.2 組織境界	51
5.2.3 「スコープ 2」 GHG 排出量の算定方法	56

5.3 GHG 排出のカテゴリー	57
5.3.1 測定アプローチ、インプット及び仮定	57
5.3.2 温室効果ガスの CO2 換算への集計	59
5.3.3 企業の報告期間と異なる報告期間の情報の使用	61
5.4 スコープ 1 GHG 排出量	61
5.5 スコープ 2 GHG 排出量	61
5.6 スコープ 3 GHG 排出量	61
5.6.1 スコープ 3 の測定フレームワーク	65
5.7 ファイナンスに係る排出(ファイナンスド・エミッション)	68
5.7.1 資産運用(アセットメントマネジメント)	69
5.7.2 商業銀行	69
5.7.3 保険	70
5.8 ファシリテーションに係る排出及び関連する排出	71
6 発効日	71
7 IFRS S2 号に対する経過的な救済措置	72
8 今後の開発	73
(参考) Appendix A - 設例の一覧	74
(参考) Appendix B - よくある質問の一覧	75
(参考) Appendix C - 用語の定義	76
(参考) 「Applying IFRS IFRS S1 号及び IFRS S2 号の解説 2025 年 6 月」からの主な変更点	78

## 概要

IFRS S2 号「気候関連開示」は、国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)が公表した最初のトピックベースの基準である。IFRS S2 号は、他の要求事項と切り離して適用することはできない。ISSB 基準は、企業が ISSB 基準の適用初年度に「気候ファースト」の経過的な救済措置を適用することを選択した場合でも、IFRS S2 号を IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」と併せて適用する必要があるように設計されている。

ISSB は、ISSB 基準の初度適用を支援するため、ISSB 基準の導入段階で生じる疑問点を分析し、公に議論する「移行支援グループ(TIG)」を設置した。TIG は権威あるガイダンスを発行していないため、企業が ISSB 基準への準拠を表明するにあたって、TIG の資料や関連する議論を利用することは強制されていない。この章において、TIG が 2024 年 9 月までに行った議論の要約を記載している。

IFRS S1 号と IFRS S2 号の関係やこれらの基準の開発、TIG の設立に関するより詳細な説明については、第 52 章の概要セクションを参照されたい。

# 1 IFRS S2 号の解説

## 1.1 IFRS S2 号の目的と適用範囲

IFRS S2 号は、「一般目的財務報告書の主要な利用者が、企業への資源の提供に関する意思決定を行うにあたり有用な、当該企業の気候関連のリスク及び機会に関する情報を開示する」ことを求めている。この目的を達成するため、企業は、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得る気候関連のリスク及び機会に関する情報を開示することが求められる。IFRS S1 号の要求事項と整合的であるように、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るリスク及び機会とは、短期、中期、及び長期にわたって、企業のキャッシュ・フロー、ファイナンスへのアクセス、及び資本コストに影響を与えることが合理的に見込まれるものをいう。[IFRS S2.1, IFRS S2.2]

気候関連のリスク及び機会のうち、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれないものは、IFRS S2 号の適用範囲外である。[IFRS S2.4]

気候関連のリスク及び機会は、IFRS S1 号に従って開示が要求される、企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会の一部である。サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別に関する詳細については、第 52 章のセクション 1.2 を参照のこと。

ISSB は、IFRS S2 号の開発において、気候変動がほぼ全ての企業及び経済セクターにリスクをもたらす可能性があることを認めた。また、気候変動の緩和や気候変動の影響に適応するための企業の行動から生じる機会のように、気候変動の機会について企業が利用できる可能性があることも認めている。[IFRS S2.BC2]

企業が、気候関連のリスクや機会にさらされることは、直接的なもの(すなわち、その影響が企業自身の資源に及ぶ場合)もあれば、バリュー・チェーンや例えばサプライヤー及び顧客との関係を通じた間接的なものもある。バリュー・チェーン」の概念は、第 53 章セクション 3.3.2 で解説されている。さらに、気候関連のリスクや機会に対する企業のエクスポージャーの程度は、企業が事業を営むセクター、産業、立地(地理的、地政学的)、ビジネス・モデルを含むその他の具体的な状況などの要因によって異なる。気候関連のリスクや機会に対する企業のエクスポージャーの性質と程度は、主要な利用者が企業の全体的なリスク・プロファイルをどのように評価するかに影響し、その結果、利用者が企業にリソースを提供するかどうかの意思決定に影響を与えることになる。[IFRS S2.BC2]

IFRS S2 号が要求する気候関連財務開示(気候関連の移行リスクや物理的リスクの影響を受けやすい資産や事業活動の数値と割合に関する産業横断的な指標の開示など-下記セクション 4.5.1 参照)を作成する場合、企業は、気候関連財務開示で開示される数値と、関連する財務諸表で認識及び開示される金額との関連付けを考慮する必要がある。これらの開示間のつながりは、企業の財務諸表に既に反映されている情報を相互参照することで説明することができる場合がある。気候変動が、IFRS 会計基準に従って作成された財務諸表にどの程度影響を与えるかを企業が評価し、開示する際の参考として、「Applying IFRS: つながる財務報告: 気候変動の会計処理(2025 年 5 月)」<sup>1</sup>を参照されたい。[IFRS S2.BC133]

---

1 [Applying IFRS: つながる財務報告: 気候変動の会計処理\(2025 年 5 月\)](#)

## 2 気候関連のリスク及び機会

IFRS S2号は、企業がさらされている気候関連リスクと、利用可能な気候関連の機会に適用される。[IFRS S2.3]

### 2.1 気候関連のリスク

気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)の提言と整合的に、IFRS S2号が適用される気候関連リスクは、以下のいずれかである：[IFRS S2.BC18]

- 気候変動による物理的リスク(「気候関連の物理的リスク」)
- 低炭素経済への移行に伴う移行リスク(「気候関連の移行リスク」)

IFRS S2号は、「気候関連の物理的リスク」と「気候関連の移行リスク」を以下のように定義している：[IFRS S2 Appendix A]

#### IFRS S2号より抜粋

##### 付録 A 用語の定義

###### 気候関連の 物理的リスク

気候変動に起因するリスクには、事象に起因するもの(急性の物理的リスク)と、気候パターンの長期的な変化に起因するもの(慢性の物理的リスク)がある。急性の物理的リスクは、嵐、洪水、干ばつ、又は熱波などの気象関連事象から生じ、深刻さ及び頻度が増大しているものである。慢性の物理的リスクは、海面上昇、水の利用可能性の低下、生物多様性の喪失、土壌生産性の変化につながる可能性のある降水量や気温の変化を含む、気候パターンの長期的な変化から生じる。これらのリスクは、例えば、資産への直接的な損害やサプライ・チェーンの混乱による間接的な影響に起因するコストなど、企業に財務的影響をもたらす可能性がある。また、企業の財務業績は、水の利用可能性、調達方法、水質の変化により影響を受ける可能性があり、企業の施設、事業、サプライ・チェーン、輸送ニーズ並びに従業員の健康と安全に影響を及ぼす極端な気温の変化によっても、影響を受ける可能性がある。

###### 気候関連の 移行リスク

低炭素経済への取り組みから生じるリスク  
政策、法律、技術、市場及び風評リスクが含まれる。これらのリスクは、新たな又は修正された気候関連の規制に起因する事業コストの増加や資産の減損など、企業に財務的影響を及ぼす可能性がある。また、消費者の需要の変化や新技術の開発・導入により、企業の財務業績が影響を受ける可能性もある。

企業は、緩和策と適応策を策定することにより、気候変動に関連する物理的リスクと移行リスクを管理することができる：[IFRS S2.BC21]

- 緩和策は、主に移行リスクへの企業の対応(例えば、温室効果ガス(GHG)排出を削減するための新技術の採用やビジネス・モデルの変更)に関するものである。
- 適応策には、主に、企業が物理的リスクの現在と予想される影響の両方に備えることが含まれる(例えば、物理的リスクへのレジリエンスを改善するためのインフラ投資)。

ISSBは、企業の気候関連のリスク及び機会は、必ずしも相互に排他的なものではないと説明している。これは、例えば、低炭素製品に対する顧客の選好が、企業の既存製品の製造ラインの需要に対するリスクと、代替的な低炭素製品を生産し、市場シェアを獲得する機会の両方を同時に表す可能性があるためである。[IFRS S2.BC23]

## 2.2 気候関連の機会

気候関連リスクが、気候変動が企業に与える潜在的に不利な影響を指すのと同様に、気候関連の機会は、企業にとっての気候変動から生じる潜在的に有利な影響を指す。また、IFRS S2 号は、気候関連の機会は、気候変動を緩和し、適応するための企業の取組みから生じる場合があることを明確にしている。[IFRS S2 Appendix A]

## 2.3 気候関連のリスク及び機会の自然及び社会的側面

IFRS S2 号は、「気候関連」という用語の範囲を定義していない。ISSB は、気候変動の影響は広範囲に及び、また相互に関連しているため、企業が事業を営む地域、市場、産業によって、企業への影響が異なるため、企業に影響を与える可能性のある気候関連のリスク及び機会の全範囲を正確に定義することができないためであると説明している。[IFRS S2.BC25]

### IFRS S2 号 結論の根拠より抜粋

BC25 IFRS S2 号の要求事項では、淡水へのアクセスの減少、生物多様性の喪失、森林破壊、気候に関連する社会的インパクトなど、一部の気候関連事項を明示的に参照していないが、一般目的財務報告書の利用者にとって重要性がある情報であると企業が判断した場合、これらの事項やその他の事項に関する開示が要求される。例えば、ある飲料製造会社が、気候変動が水の利用可能性(特に水ストレスが高い地域において)に与える短期、中期、又は長期の影響にさらされると判断した場合、その企業は、水の利用可能性の減少が自社の戦略、事業、資本計画及び資産価値に与える影響に関する情報に重要性があると判断する可能性がある。したがって、この情報は IFRS S2 号が要求されることとなる。

場合によっては、企業が識別したリスク又は機会が、自然又は社会経済的要因 だけでなく、気候にも関連する属性を持つことがある。当該リスク又は機会が企業に与える影響は、その影響をどのように分類し、どのように見るかには影響されない。しかしながら、当該リスク又は機会に関する情報が開示されるタイミングは、(第 53 章セクション 9.3 で説明した通り)「気候ファースト」の経過的な救済措置が適用される場合、その分類によって影響を受ける可能性がある。

2023 年 12 月、IFRS 財団は、IFRS S2 号を適用する際に、企業が気候関連のリスク及び機会の自然及び社会的側面を考慮すべきかどうか、またどのように考慮すべきかを説明するために、「教育的資料: 気候関連のリスク及び機会の自然及び社会的側面」を公表した。この教育的資料には、自然及び社会的側面を有する気候関連のリスク及び機会の例が 3 つ含まれている。当該教育的資料は、基準の一部ではなく、IFRS S2 号の要求事項を追加又は変更するものではないが、これらの 3 つの例は、気候関連のリスク及び機会が広範な範囲に及ぶ可能性があることを示している。

### 教育的資料: 気候関連のリスク及び機会の自然及び社会的側面より抜粋

#### 設例 3 - 気候関連のリスク(社会的側面)に対する企業の対応に関する情報の開示

...

#### 事実パターン

企業は、電力事業者及び発電事業者産業において事業を営んでいる。企業は、再生可能な源泉及び化石燃料の源泉の両方から発電し、その電力を自身の法域における顧客に販売している。

企業は、気候変動に関する最新の国際協定(IFRS S2 号付録 A において定義されている)から生じる、国が決定する貢献(NDC)を有する法域において事業を営んでいる。その NDC と整合させるために、企業は 20XY 年についての温室効果ガス(GHG)排出の削減目標を設定した。

企業は、GHG 排出の削減目標を達成するために、20X0 年までに石炭ベースの発電所を段階的に廃止し、再生可能エネルギーの生産を X%増加させることを計画している。企業は現在、石炭ベースの発電所において働いている X00 人の従業員を有している。それらの発電所は、当該法域に唯一残っている石炭採掘場の近隣で運転しており、当該石炭採掘場では現在 X,000 人以上を雇用している。

企業は、自身の法域における NDC を考慮し、低炭素経済に向けた「公正な移行」を追求している。すなわち、企業は、関係するすべての人々に対して可能な限り公正かつ包摂的な方法で、かつ、すべてのコミュニティ、すべての労働者及びすべての社会集団において適切な労働についての機会を最大化する方法で、低炭素経済への移行を

進めている。企業は、自身の法域が、この方法で低炭素経済に向けた移行を実施することを企業に要求する規制を導入するであろうと予想している。

したがって、企業は、自身がさらされる気候関連のリスクとして、自身の法域における NDC に関連する規制リスクを識別する。気候変動に関する最新の国際協定及びそこから生じる NDC は、気候変動に立ち向かうために策定された。企業が NDC に関連する「公正な移行」の要求事項に準拠することができない場合、規制、評判及び法的な影響が生じる可能性があり、企業の見通しに影響を与える可能性がある。

#### IFRS S2 号の適用

IFRS S2 号第 10 項に従い、企業は、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得ると判断した気候関連のリスクとして、一般目的財務報告書の利用者が、企業が低炭素経済に移行する際に自身の労働力をどのように管理するかに関連する規制リスクを理解できるようにする情報を開示する。

...

## 弊法人のコメント

気候関連の社会的影響、自然及び生物多様性の損失、水、並びに森林減少は、IFRS S2 号の適用範囲内の気候関連のリスク及び機会を示す可能性がある。したがって、ISSB 基準の適用初年度に「気候ファースト」の経過的な救済措置を選択した企業であっても、企業が以下のように判断した場合には、これらのリスク及び機会に関する情報を開示する必要がある：

- 当該リスク及び機会が気候関連である  
かつ
- 当該リスク及び機会が、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得る

### 3 気候関連のリスク及び機会の識別

サステナビリティ関連のリスク及び機会(第 53 章セクション 1.2 参照)と同様に、気候関連のリスク及び機会は、天然資源に対する企業のインパクト及び依存関係並びに企業が利害関係者、社会、経済及び自然環境と維持している関係から生じる。[IFRS S2.BC26]

気候関連のリスク及び機会を識別する上で、インパクト及び依存関係の役割を理解することの重要性については、以下の図 3-1 で詳しく解説する。

図 3-1: インパクトと依存関係

トピック	説明	例
依存関係	企業が依存する不可欠なインプットの利用可能性、品質又はコスト安定性の変化は、気候関連のリスクを生じさせる可能性がある。	スポーツ飲料製造会社は、製品を製造するための水の利用可能性と品質に依存している。干ばつの時期には淡水の供給が制限されることで水の供給が途絶え、水のコストが上昇する可能性がある。これは生産量とコストに影響を及ぼし、その結果、スポーツ飲料製造会社が事業から生み出せると期待される将来のキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性がある。[IFRS S2.BC27]
インパクト	気候変動への企業のインパクトは企業が依存しているリソース及び関係に影響を与える場合には、気候関連リスク及び機会を生じさせる可能性がある。	ある製造会社は、排出集約型事業を営んでいる主要な法域で炭素税が導入されると見込んでいる。炭素税の導入により同社の生産コストは上昇し、製品価格の上昇を通じて消費者に転嫁されることになる。価格の上昇は同社製品の需要に影響を与え、その結果、将来のキャッシュ・フローや製造工場の耐用年数にも影響を及ぼす。[IFRS S2.BC28]

TCFD は、気候関連のリスク及び機会の分類を提供しており、IFRS S2 号の下で企業が気候関連のリスク及び機会を識別する際の参考となる。これらの分類の一覧は以下の図 3-2 に示されている。さらに、ISSB は、SASB スタンドアードに基づいて作成された「IFRS S2 号の適用に関する産業別のガイダンス」(産業別ガイダンス)は気候関連のリスク及び機会を識別するためのいくつかのパラメータを提供するためのものであるが、包括的であることや包括的であると解釈されることを意図していないものとしている。これについては、下記セクション 4.3.1.B で詳しく解説する。[IFRS S2.BC24]

図 3-2: 気候関連のリスク及び機会の分類

物理的リスク	移行リスク	機会
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 急性リスク</li> <li>▶ 慢性リスク</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 政策及び法的リスク</li> <li>▶ 市場リスク</li> <li>▶ 技術リスク</li> <li>▶ 評判リスク</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 資源効率</li> <li>▶ エネルギー源</li> <li>▶ 製品とサービス</li> <li>▶ 市場</li> <li>▶ レジリエンス</li> </ul>

## 4 コア・コンテンツ

### 4.1 概要

IFRS S2 号におけるコア・コンテンツの開示とは、気候関連リスク及び機会を企業がどのように監督し管理しているかを扱う 4 つの主題領域を中心に構成されている。コア・コンテンツの開示は、ガバナンス、戦略、リスク管理、指標及び目標に関する情報を開示することを企業に要求している。この開示は、主要な利用者が気候関連リスク及び機会への企業のエクスポージャー及び管理を理解できるようにする完全な 1 組の情報を提供することを意図している。〔IFRS S2.BC30〕

気候関連リスク及び機会に関する IFRS S2 号の開示要求事項は、一般的なサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する IFRS S1 号と同様のコア・コンテンツの開示要求事項を中心に構成されている。コア・コンテンツの開示の目的及び開示上の重複を避けるためのガイダンスについては、第 53 章セクション 4.1 を参照されたい。

#### 4.1.1 TCFD 提言との比較

2023 年 7 月、ISSB は「IFRS S2 号の気候関連開示と TCFD 提言の比較」を公表し、IFRS S2 号の要求事項が TCFD の 11 の推奨開示項目と統合され、整合していることを述べている<sup>2</sup>。ISSB は、IFRS S2 号のコア・コンテンツの要求事項と関連する TCFD の中核的な提言、TCFD の推奨開示項目やガイダンスを分析する中で、IFRS S2 号と TCFD 提言の相違点を 3 つのタイプに分類し、以下の図 4-1 にまとめた。

図 4-1: TCFD 提言と IFRS S2 の比較

相違点のタイプ	IFRS S2 号の要求事項
異なる表現	IFRS S2 号は、TCFD 提言と同じ情報を把握するために、異なる表現を使用している場合がある。そのような場合、IFRS S2 号の要求事項は、TCFD 提言とほぼ整合していると考えられる。
より詳細な情報	IFRS S2 号はより詳細な情報の開示を要求している場合があるが、IFRS S2 号の開示要求事項は TCFD 提言に沿ったものであることに留意されたい。
異なるガイダンス	IFRS S2 号の要求事項が TCFD 提言と異なる場合もあるが、それは主に追加的な要求事項やガイダンスを提供することによるものである。しかし、IFRS S2 号と TCFD 提言全体との間に意図的な違いはない。

IFRS S2 号の要求事項と TCFD 提言の各コア・コンテンツにおける具体的な相違点は、以下のセクションで特定し、説明している。

#### 弊法人のコメント

現在、TCFD 提言に従って気候関連の開示を作成している企業は、既存の開示が ISSB 基準への準拠に十分であるとは想定できない。上の表で述べているように、IFRS S2 号には追加的な要求事項やガイダンスが含まれている。また、IFRS S1 号も開示に関する追加的な検討事項を規定している。完全な 1 組の ISSB 基準に準拠したサステナビリティ関連財務開示を提供するためには、これらすべての要求事項を満たす必要がある。

### 4.2 ガバナンス

IFRS S2 号における気候関連のリスク及び機会に関するガバナンスの開示要求事項は、IFRS S1 号におけるサステナビリティ関連のリスク及び機会に関するガバナンスの開示要求事項と対応している。そのため、IFRS S1 号のガバナンスの開示要求事項に関する第 53 章セクション 4.2 の解説は、気候関連のリスク及び機会に関するガバナンス開示作成にも適用される。

企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会の監督が統合的に管理されている場合、サステナビリティ関連のリスク及び機会ごとに個別のガバナンスの開示を行う必要はない。このような場合、企業は、IFRS S2 号と IFRS S1 号の両方に定める要求事項を満たす統合されたガバナンスの開示を提供することにより不必要な重複を避ける必要がある。〔IFRS S2.7〕

<sup>2</sup> TCFD に関して ISSB が提供する更なるガイダンスは、IFRS 財団のウェブサイトを利用可能な [IFRS - Making the transition from TCFD to ISSB](#) に掲載されている。

## TCFD との比較

ISSB は、気候関連のリスク及び機会に関する企業のガバナンスについての IFRS S2 号の開示要求事項は、TCFD 提言の開示項目と概ね整合していると示している。しかし、ISSB は、TCFD との比較文書の中で、IFRS S2 号では取締役会が気候関連のリスク及び機会を監督していることについて、より詳細な情報を開示するよう求めていることに言及している。例えば、気候関連リスク及び機会に対する責任が、それらのリスク及び機会を監督するガバナンス機関や個人に適用される、付託事項、義務、役割の記述、その他の関連方針にどのように反映されているか、である。

## 4.3 戦略

気候関連のリスク及び機会に関する IFRS S2 号の戦略に関する要求事項は、IFRS S1 号のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する戦略の開示要求事項と対応しているが、IFRS S2 号には追加的な要求事項があり、以下の項目に関して追加的なガイダンスが提供されている：

- 企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得る気候関連のリスク及び機会を識別し、分類する。
- 気候関連のリスク及び機会が、企業の戦略や意思決定に与える影響(気候関連の移行計画がある場合は、その情報も含む)
- 気候関連の変動、進展、不確実性に対する企業の戦略及びビジネス・モデルのレジリエンス

以下のセクションでは、これらの追加的な要求事項とガイダンスについて解説する。

IFRS S2 号における戦略開示の残りの要求事項については、IFRS S1 号における戦略の開示要求事項に関する第 53 章セクション 4.3 の解説が、気候関連のリスク及び機会に関する戦略の開示作成にも適用される。

### 4.3.1 気候関連のリスク及び機会に関する開示

#### 4.3.1.A 気候関連のリスクの分類

IFRS S2 号は、識別した気候関連リスクのそれぞれを、気候関連の物理的リスクと移行リスクのいずれかに分類することを要求している。[IFRS S2.10(b), IFRS S2.B5] 物理的リスクと移行リスクの違いについては、前述のセクション 2 及びセクション 3 で解説している。

Mondi plc は、Integrated Report and Financial Statements 2023 において、物理的リスク、移行リスク、気候変動関連の機会について開示している。その内、物理的リスクのうちの一つを以下のとおり開示している。

#### 実例 4-1: Mondi plc (2023)

イギリス

#### Integrated report and financial statements 2023 [抜粋]

#### Strategic report [抜粋]

#### Mondi Action Plan 2030 (including our TCFD disclosure) [抜粋]

#### Taking Action on Climate: TCFD [抜粋]

#### Climate change-related risks: Physical risks [抜粋]

Risk	Risk description	How we manage and mitigate this risk	Estimated financial impact (€m)
<b>1. Higher wood procurement costs</b>	Temperature increase, changes in rainfall patterns and windstorms can result in large-scale forest damage. In Europe, at lower altitudes, fibre losses from pests (e.g. bark beetles) and diseases are expected to continue unless precipitation increases.	In mountainous regions, we expect an increase in yearly forest growth due to rising temperatures. At lower altitudes, spruce will be mainly replaced with other softwood species. We are investigating alternatives to support flexibility in species mix for our future pulp production.	90-180
<b>Timeframe:</b> Long term	A reduction in the cutting capacity of the sawmilling industry due to a lack of spruce saw logs could lead to a change in the mix of available pulpwood and sawmill chips.  Increasing competition for wood is being driven by demand for renewable raw materials and timber for green energy generation to achieve EU GHG reduction and Net-Zero targets. At the same time, there is a call to increase forest areas set aside for conservation, which is reflected in the 2030 EU Forest Strategy.	We invest in research and development projects and are building strategic partnerships with forest owners and industries, NGOs and scientific institutions to foster sustainable forest management.  This is supported by the sustainable working forest model and fit-for-purpose certification concepts, which we developed and promote with our partners. We have started to explore approaches to climate-fit forestry to enhance forest ecosystems' resilience.  We also promote the cascading use of wood nationally and via Cefi on a European level.	

#### 4.3.1.B 気候関連のリスク及び機会を識別するための産業別ガイダンスの活用

IFRS S2 号は企業に、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得る気候関連のリスク及び機会を識別するにあたり、IFRS S1 号及び IFRS S2 号と同時に ISSB から公表された「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」に定義されている産業別の開示トピックを参照し、その適用可能性を考慮しなければならない。〔IFRS S2.12〕

IFRS S2 号の公開草案において、ISSB は、同業他社間で比較可能な開示にするため、SASB スタンダードをもとにした産業別の要求事項(一部の要求事項は国際的な適用可能性を強化)を提案した。SASB スタンダードが主に米国市場向けに開発されたものであることから、いくつかの提案の国際的な適用可能性や適用することへの妥当性についての懸念もあり、提案された産業別要求事項に対するフィードバックは賛否両論であった。このようなフィードバックを受け、ISSB は国際的な適用性を若干強化した上で産業別ガイダンスを維持することを決定したが、「IFRS S2 号の開示要求事項の一部を適用するにあたり考えられる方法を提案するが、追加的な要求事項を設けるものではない」強制力のないガイダンスとして公表した。

産業別ガイダンスで特定され、定義された開示トピックは、産業への参加を特徴づける、特定のビジネス・モデル、活動又はその他共通の性質に典型的に関連する、気候変動に関するリスク及び機会を列挙している。例えば、不動産業では開示トピックとして、エネルギー管理、水管理、テナントがサステナビリティへ与える影響の管理、気候変動への適応などが産業別ガイダンスにおいて挙げられている。〔IFRS S2.BC135, IFRS S2.BC136〕

また、産業別ガイダンスは、気候関連のリスク及び機会に関する情報を測定し開示する方法を提案している。この点については、後述のセクション 4.5 で指標及び目標とも関連して説明する。

IFRS S2 号は、「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」で定義されている開示トピックを「参照し、その適用可能性を考慮する」ことを企業に求めている。〔IFRS S2.12〕 ガイダンスの情報源に関しては、IFRS S1 号にも同様の要求事項が含まれている。第 53 章セクション 5.1 で説明したように、この要求事項は、産業別ガイダンスを参照した後、企業が当該ガイダンスが適用されないと判断した場合には、当該ガイダンスを適用する必要はないことを意味している。<sup>4</sup> しかし、企業が IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンスを使用しないと決定した場合でも、産業別開示は ISSB 基準によって依然として要求されている。

ISSB が、産業別ガイダンスを参照するという要求事項を盛り込んだのは、同ガイダンスが、企業が開示を行う必要があり得る気候関連のリスク及び機会を識別する際の出発点として有用であると考えたためである。また、ISSB は、ガイダンスに示された開示トピック及び関連する指標は、網羅的であることを意図していないことにも言及しており、よって、包括的であると解釈すべきではない。従って、産業別ガイダンスに含まれていないが、その産業に一般的なその他のトピックが、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得る気候関連のリスク及び機会に関連するものであれば、当該トピックに関する気候関連財務情報を開示する必要がある。〔IFRS S2.BC137, IFRS S2.BC24〕

#### 4.3.1.C 気候関連のリスク及び機会を識別するために、合理的で裏付け可能な情報を活用する

IFRS S2 号は、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得る気候関連のリスク及び機会を識別する際に、企業は、報告日時点で、過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を用いなければならない。この情報には、過去の事象、現在の状況、将来の状況の予想に関する情報が含まれる。〔IFRS S2.11〕

企業が「報告日時点で、過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を用いる」という要求事項は、ISSB が特定の開示要求事項を遵守するために必要な労力のレベルについての期待を明確にすることができるように、IFRS S1 号と IFRS S2 号の両方で採用された概念である。

「過大なコストや労力をかけずに、報告日時点で企業が利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を用いる」という考え方の適用に関する詳細は、第 53 章セクション 1.2.2.B にて解説されている。

3 「気候関連開示の適用に関する産業別ガイダンス」、ISSB、2023 年 6 月、IFRS 財団のウェブサイトを利用可能

4 ISSB 基準を適用する最初の年に気候ファーストの経過的な救済措置の使用を選択した企業は、産業別ガイダンスを参照し、その適用可能性を考慮することが求められるが、その報告の最初の年に SASB スタンダードの適用可能性(IFRS S1.55(a))に従って参照し、考慮する必要はない。この明確化は、ISSB の教育的資料「IFRS S2 号に従い気候関連開示のみを報告する場合の IFRS S1 号の適用(2025 年 1 月)」で行われており、産業別のガイダンスが SASB スタンダードから派生していることが記載されている(教育的資料の脚注 7 を参照)

## よくある質問

### 質問 4-1: 企業が気候関連のリスク及び機会を識別するために、シナリオ分析を利用することは可能か。

過去にTCFDに準拠した報告を行ってきた多くの企業は、気候関連のリスク及び機会の識別をサポートするためにシナリオ分析を利用してきたかもしれない。ISSB基準では、気候関連のリスク及び機会を識別することを支援するためにシナリオ分析を使用することができるが、要求はされていない。このことは、IFRS S2号の結論の根拠でも認識されており、「気候関連のシナリオ分析が、IFRS S2号が要求している他のさまざまな開示に情報をもたらすために使用できる、これには、リスク及び機会の識別及び評価が含まれる」と述べられている。さらにIFRS S2号は、企業に対し、リスク管理の開示において、企業の気候関連のリスクの識別に情報をもたらすためにシナリオ分析が用いられているかどうか、またどのように用いられているかを開示することを要求している。[IFRS S2.25(a)(ii), IFRS S2.BC69]

企業は、気候関連のリスク及び機会の識別においてシナリオ分析を用いることは要求されていないが、IFRS S2号は気候関連の変化に対する企業の戦略及びビジネス・モデルのレジリエンスを評価する目的でシナリオ分析を用いることを要求している。これについては、下記 4.3.3 項で詳細を説明する。

## 弊法人のコメント

シナリオ分析は、異なる目的に利用できる分析ツールである。企業は自社の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれると考える気候関連のリスク及び機会の識別に情報をもたらすためにシナリオ分析を行うことができるが、IFRS S2号では要求されていない。しかしIFRS S2号では、企業がもっともらしいが不確実性のある様々な結果に基づく自社のビジネス・モデルと戦略のレジリエンスを評価するためにシナリオ分析を用いることが要求されている。

企業が気候関連のリスク及び機会を識別に情報をもたらすためにシナリオ分析を用いていることを開示する場合、単なるシナリオ分析のアウトプットとして提示するというよりは、むしろ、識別されたリスク及び機会が企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るものであることを主要な利用者に明らかにする必要がある。検証可能かつ完全な気候関連のリスク及び機会を識別することは、気候関連のリスク及び機会に対する企業のエクスポージャーとそれに対する企業の計画的な対応について、主要な利用者に情報を提供しようとする他の開示の基礎を形成するものであるため重要である。これには以下の開示が含まれる：

- 気候関連のリスク及び機会が企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与える現在の及び予想される影響
- 企業の戦略及び意思決定において、気候関連のリスク及び機会にどのように対応してきたか/対応する計画であるか
- 気候関連のリスク及び機会が、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える現在の及び予想される影響
- 気候関連のリスク及び機会に対する企業の戦略及びビジネス・モデルについてのレジリエンス

#### 4.3.2 気候関連のリスク及び機会が、企業の戦略や意思決定に与える影響に関する開示

IFRS S1 号と同様に、IFRS S2 号は、主要な利用者が、気候関連のリスク及び機会の影響を理解できるような情報を開示することを求めており、それには企業の戦略及び意思決定において、気候変動に関連するリスク及び機会へどのように対応してきたか、及び対応する計画としているかが含まれる。しかし、IFRS S2 号はより厳格な規定となっており、以下の開示を要求している：[[IFRS S2.14(a)]]

- 企業自身が設定した気候関連の目標をどのように達成する計画であるか。
- 法律又は規制によって達成することが義務付けられている目標をどのように達成する計画であるか。

以下の図 4-2 は、IFRS S2 号が企業に要求する、気候関連のリスク及び機会への対応や計画されている対応に関する具体的な開示の概要を示している(次のすべてに関する情報開示が必要)。

**図 4-2: 気候関連のリスク及び機会に対する企業の対応**

必要な開示	備考
気候関連のリスク及び機会に対処するための、リソース配分を含む、企業のビジネス・モデルに対する現在及び予想される変更に関する情報 [[IFRS S2.14(a)(i)]]	例： <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 炭素やエネルギー、水を大量に消費する事業を管理又は廃止する計画</li> <li>▶ 需要又はサプライ・チェーンの変化によるリソースの再配分</li> <li>▶ 資本的支出又は研究開発への追加支出を伴う新規事業開発によるリソースの再配分</li> <li>▶ 買収又はダイベストメント</li> </ul>
現在の及び予想される直接的な緩和及び適応の取組みに関する情報 [[IFRS S2.14(a)(ii)]]	例： <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 生産工程の変更</li> <li>▶ 設備の変更</li> <li>▶ 施設の移転</li> <li>▶ 労働力の調整</li> <li>▶ 製品仕様の変更</li> </ul>
現在の及び予想される間接的な緩和及び適応の取組みに関する情報 [[IFRS S2.14(a)(iii)]]	例： <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 顧客との協働</li> <li>▶ サプライ・チェーンとの協働</li> </ul>
企業の気候関連の移行計画に関する情報(ある場合) [[IFRS S2.14(a)(iv)]]	企業の移行計画について開示されるべき情報例： <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 移行計画の策定に使用された主要な仮定</li> <li>▶ 移行計画が依拠する依存関係</li> </ul>
温室効果ガス(GHG)排出量目標を含む、気候関連の目標を、企業がどのように達成する計画であるかに関する情報 [[IFRS S2.14(a)(v)]]	これには、企業自身が設定した目標や、法律や規制によって企業が達成を義務付けられている目標が含まれる。目標については、以下のセクション 4.5 で詳しく解説する。

企業の移行計画に関して、IFRS S2 号は企業に以下の開示も求めている：

- 企業がそれらの計画した活動について、リソースをどのように確保しているか、また確保する計画であるかに関する情報 [IFRS S2.14(b)]
- 過去の報告期間と比較した計画の進捗に関する情報(定量的情報及び定性的情報の両方) [IFRS S2.14(c)]

以下の設例 4-1、4-2 及び 4-3 は、予想される財務的影響に関する情報開示について ISSB の教育的資料で示された例に基づいている<sup>5</sup>。

#### 設例 4-1: 炭素価格リスクの予想される財務的影響

天然資源の探査、採掘及び加工を行う企業 A は、法域 A における炭素税の導入を気候関連リスクとして識別した。これは、炭素税が導入された場合、法域 A における企業 A の炭素集約型の採掘事業は、他の法域よりも高い操業コストに直面する可能性が高いためである。

企業 A は、法域 A で発生する温室効果ガス(GHG)排出量が特定の閾値を超えた場合、課税対象となる。これに対応するため、企業 A は、法域 A におけるプロセスにおいてよりエネルギー効率の高い設備及び低炭素技術を組み込む措置に重点を置いた気候関連移行計画を策定した。また、法域 A において陳腐化(座礁資産)しつつある工場及び設備について、それに応じて減損分析及び耐用年数を調整した。企業 A は、財務諸表への相互参照によりこれら資産の帳簿価額及び減価償却に関する情報を提供することが適切であると判断する場合がある。

企業 A の時間軸は、戦略的計画サイクルに沿って以下のとおり定義されている：

- 短期: 2 年
- 中期: 3~6 年
- 長期: 7~20 年

企業 A は、法域 A における GHG 排出量削減計画の予想される財務的影響に関する情報を提供するにあたり、エネルギー効率の高い工場及び設備への投資額が最大で CU100 百万行方見込みであると開示している。このうち、短期的に CU10 百万~12 百万、中期的に CU25 百万~30 百万、長期的に CU58 百万~65 百万生じることが予想されている。

企業 A は、これらの工場及び設備への投資に関する資金調達源の計画を開示し、さらに、これら投資に係る修繕及び保守に関する操業コストへの予想される影響が、短期で CU1 百万、中期で CU4 百万、長期で CU10 百万と見積もられていることを開示している。

#### 設例 4-2: 洪水リスクの予想される財務的影響

企業 B は、自社のバリュー・チェーン内の他の企業が製造した製品を販売する小売業者であり、沿岸地域に実店舗を運営している。企業 B は、洪水の頻度及び深刻度の増加にさらされる地域で操業していることから、気候関連の物理的リスクを識別した。企業 B の店舗が所在する沿岸地域の一部では、深刻な洪水の発生が増加すると予想されている。これは、企業 B の店舗及び在庫への物理的損害、顧客来店数の減少、従業員のアクセス制限、及びサプライ・チェーンの混乱を引き起こす可能性が合理的に見込み得る。

企業 B は、事業中断、不動産及び在庫の損害を補償する洪水保険に加入しており、これらのリスクに係る保険料は近年上昇しており、自社がさらされている洪水リスクの増加に伴いさらに上昇すると予想されている。

企業 B の時間軸は、戦略的計画サイクルに沿って以下のとおり定義されている：

- 短期: 1 年
- 中期: 2~3 年
- 長期: 4~10 年

企業 B は、洪水リスクの予想される財務的影響を判断するために利用可能なインプット及び仮定として、以下を検討した：

- 事業運営の管理から容易に利用可能な過去の洪水保険料情報

<sup>5</sup> 教育的資料: [ISSB 基準の適用にあたっての予想される財務的影響に関する情報の開示](#)、ISSB、2025 年 8 月、IFRS 財団のウェブサイト入手可能。

- リスク管理プロセスから入手可能な、店舗が所在する地域における科学的調査に基づく洪水増加予測(発生頻度及び深刻度)に関する情報

企業 B は、過去の保険料の上昇が将来の洪水リスクの高まりを既に織り込んでいるかどうか、また、洪水リスクの増大が既存の保険料率にどの程度反映されているかについての情報にアクセスできない。そのため、企業 B は、この情報は報告日現在において過大なコストや労力をかけずに利用可能ではないと判断し、将来の年間保険料の上昇の代用として直近の年間保険料の上昇を使用することを決定した。洪水リスクが将来の保険料に与える影響を区分して識別できないため、企業 B は、予想される保険料の上昇を判断するために保険料率の最近の傾向を考慮し、洪水リスクの増加による保険料上昇の影響とその他の要因の影響とを組み合わせた情報を開示することを決定した。

この情報を用いて、企業 B は、自社の財務業績に与える予想される財務的影響は、洪水リスクによる保険料の上昇であると見積もった。企業 B は、操業コストに対する保険料増加の影響が、短期的に CU7 百万～9 百万、中期的に CU15 百万～20 百万、長期的に最大 CU50 百万であると開示している。また、企業 B は、IFRS S2 号第 29(c)の適用の一環として、洪水リスクに対して脆弱な店舗及び在庫の数値及びパーセンテージを開示する。

#### 設例 4-3: 水不足リスクの予想される財務的影響

企業 C は、農産物産業で事業を営んでおり、米の栽培、収穫及び包装を行い販売している。企業 C は、自社の生産を補うために他の法域に所在する第三者のサプライヤーに依存しており、米の栽培が降雨及び他の水源からの灌漑に依存しているため、ビジネス・モデルは水に依存している。企業 C の自社水供給は水不足のリスクにさらされていないが、第三者のサプライヤーは、操業する地域において気温上昇及び降水パターンの変化により水不足リスクの高まりにさらされている。第三者サプライヤーの水ストレスのベースラインは、中期的に悪化すると予想されている。企業 C が購入する特定の種類の米はその地域でのみ入手可能であり、水不足はその地域のすべてのサプライヤーに影響を与える可能性が高い。企業 C は、第三者サプライヤーが操業する地域における水不足リスクを識別した。これは、企業 C がこの米の供給に依存しており、水不足がこの米のコスト上昇及び納品できないリスクを生じさせるためである。

企業 C の時間軸は、戦略的計画サイクルに沿って以下のとおり定義されている：

- 短期: 2 年
- 中期: 3～6 年
- 長期: 6 年超

企業 C は、気候関連シナリオ分析を実施し、さまざまな気候変動シナリオが各地の自社の事業にどのように影響を与える可能性があるかを評価している。分析に基づき、企業 C は、中期的に第三者サプライヤーの地域で米の水田灌漑に利用可能な水が著しく減少すると予想している。水不足は米の供給可能性に影響を与え、企業 C が第三者のサプライヤーから購入する米の価格を上昇させる可能性がある。企業 C は、第三者のサプライヤーから購入する米のコスト増加が事業の業績に与える影響の見積りを以下のとおり決定した：

- 短期: 投資家にとって重要性があるとは評価されず、そのため水不足リスクの短期的に予想される財務的影響に関する情報は開示されない。
- 中期: 年間約 CU16 百万～18 百万の悪影響が予想される。これは、第三者から購入する米の予想コスト及び数量を考慮し、水不足に起因する米の価格の年間平均 3%の上昇(インフレを除く)を仮定したものである。この情報は、企業 C の予想される財務的影響として開示される。

長期: 降雨量や水不足にさらされていない地域の他のサプライヤーとの契約締結能力など、関連する変数により不確実である。企業 C は、これらの影響の見積りに伴う測定の不確実性の程度が非常に高く、その結果として得られる定量的情報は有用ではないと判断した。企業 C は、この影響について長期的な定量的情報を提供していない理由を説明し、代わりに水不足リスクの財務的影響に関する定性的情報を提供している。

これらの設例は、特に以下のことを強調している。

- 定性的開示は、定量的な財務的影響の開示を補完し得る。
- 財務的影響は、緩和及び適応の主要な要因に応じて記述・開示できる(例えば、設例 4-1 におけるエネルギー効率の高い設備への投資、投資の資金調達源、工場及び設備に関連するライフサイクルコストの予想される増加)。

- 開示間にはつながりが存在する(例えば、設例 4-2 における保険料上昇に関連する予想される財務的影響と、洪水リスクに対して脆弱な店舗及び在庫の数値・パーセンテージを開示する脆弱性指標とのつながり)。
- 財務的影響の開示にはインプット及び仮定を含めるべきである(例えば、設例 4-3 における米価格の平均上昇率の仮定及びインフレ調整を行っていないこと)。

Vale S.A. は、Sustainability-Related Financial Information Report 2024(サステナビリティ関連財務情報報告書 2024)の中で、同社の移行リスクの 1 つである「GHG 排出に関連する規制へのエクスポージャーによる市場シェアの減少及び事業コストの増加」のリスクについて、現在の財務的影響と予想される財務的影響に関する情報を以下のように開示している。

実例 4-2:	Vale S.A. (2024)	ブラジル				
<b>サステナビリティ関連財務情報報告書 2024[抜粋]</b>						
8. 気候変動に関連するリスク及び機会[抜粋]						
気候リスク[抜粋]						
TR1 GHG 排出に関連する規制へのエクスポージャーによる市場シェアの減少及び事業コストの増加[抜粋]						
<b>d) Current financial effects</b>						
The following table shows the financial impacts of decarbonization projects and costs related to carbon pricing expenses.						
		December 31, 2024	Year ended December 31, 2024		Year ended December 31, 2024	
	Reference	Balance Sheet	Income statement		Cash flows Statement	
		Property, plant and equipment	Depreciation	Costs and Expenses	Payments	
	Briquettes and Mega Hubs	c.1	288	(2)	(25)	(116)
	Renewable energy	b.1	219	(18)	(5)	(17)
	Energy efficiency	b.2	93	(12)	(2)	(5)
	Low-carbon process inputs	b.3	41	-	(3)	(39)
	Biofuels, low-carbon energy solutions and natural gas	b.4	26	(1)	(31)	(46)
	Other decarbonization projects		23	(2)	(3)	(12)
	Carbon pricing <sup>2</sup>		-	-	(11)	(5)
	<b>Total</b>		<b>690</b>	<b>(35)</b>	<b>(80)</b>	<b>(240)</b>
<sup>2</sup> Due to GHG emission regulations in Canada. The Company also has assets in other jurisdictions that have regulated carbon markets, such as the United Kingdom and Japan, for which there were no expenses related to this matter in the 2024.						
<b>e) Anticipated financial effects</b>						
<p>The Company estimates that it may incur costs arising from carbon pricing mechanisms from US\$1 billion to US\$3.5 billion, measured at present value. These costs may impact the Company's income statement and cash flows substantially from 2030 onwards, therefore, over the long-term horizon as defined in <a href="#">section 4</a>. The amount and timing of disbursements will depend on the achievement of Vale's emissions targets and the significant uncertainties described in <a href="#">section 9</a>. For more details on the Company's targets, please refer to <a href="#">section 10</a>.</p>			<p>In the steel industry, the Company invests in its own technologies and partnerships for the transition from blast furnaces and has developed iron ore briquettes. These investments are estimated at up to US\$1 billion (present value) and are substantially linked to the construction and development of Mega Hubs. Disbursements will occur in the short (4%), medium (74%) and long term (22%), and will be recognized on the balance sheet as property, plant and equipment or investments in associates and joint ventures. In addition, Vale estimates research and development expenses of up to US\$250 (present value), which disbursements will occur in the short (44%) and medium (56%) term.</p>			

別の例として、Lojas Renner S.A.は、Sustainability-Related Financial Information Report 2024(サステナビリティ関連財務情報報告書 2024)において、同社の物理的リスクの1つについて、現在の財務的影響と予想される財務的影響に関する情報を開示している。これは、「実店舗への来客数の減少、従業員のアクセスの制限、および物流プロセスにおける困難につながる、洪水および道路封鎖の物理的リスク」と説明されている。

これらのリスクの現在及び予想される財務的影響を、財務的影響の計算に関連する判断及び不確実性ととも、以下のように開示している。

実例 4-3:	Lojas Renner S.A. (2024)	ブラジル									
<p><b>サステナビリティ関連財務情報報告書 2024[抜粋]</b>            03. 戦略[抜粋]            気候リスク[抜粋]            2. 洪水[抜粋]</p>											
<p><b>2.5 Financial impacts</b></p> <p>To calculate the financial impact of flooding, the Company considered all business units with stores classified as very high risk according to its internal impact matrix.</p> <p>The analysis focused on reduced customer foot traffic and road blockages due to flooding, both of which may result in loss of sales.</p> <p>The measurement estimated the number of days stores would remain closed, using past events and regional/yearly frequencies as a baseline, based on the Company's impact matrix (learn more on <a href="#">page 32</a>). It also factored in the likelihood of intensification of such climate events.</p> <p>From these scenarios, projected sales for affected stores were incorporated into short-, medium-, and long-term cash flow models, adjusted according to each store's expected growth rate depending on its maturity stage. Present value was calculated using a WACC rate of 13.8%.</p> <p><b>2.5.1 Current financial impacts</b></p> <p>For the fiscal year ended December 31, 2024, the Company recorded a negative impact of approximately R\$10 million on operational results due to the financial effects of flood risk.</p> <p>There were no significant inventory losses or material property damage that would require impairment provisions. As a result, there is no expectation of accounting adjustments for the upcoming fiscal year, especially considering that most stores are located in shopping centers with broad geographic distribution and that the Company has implemented risk response actions.</p> <p>Note 3.7 of the Company's 2024 Annual Financial Statements includes disclosures on the accounting estimates related to this event.</p>											
<p><b>2.5.2 Future financial impacts</b></p> <p>The estimated negative financial impact on the Company's net cash flow (after taxes) over the next 10 years is presented in the table below:</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>Short</td> <td>Up to 1 year</td> <td>R\$ 3 a 4 MM</td> </tr> <tr> <td>Medium</td> <td>1 to 3 years</td> <td>R\$ 4 a 5 MM</td> </tr> <tr> <td>Long</td> <td>3 to 10 years</td> <td>R\$ 14 a 16 MM</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2.5.3 Conclusion</b></p> <p>The Company concludes that both the measured current effects and projected future impacts are not financially material.</p> <p>Nonetheless, it considers the risk to be relevant due to the increasing recurrence of such climate events, which highlights the importance of continuous risk monitoring and response actions, especially as new store locations are evaluated regionally.</p>			Short	Up to 1 year	R\$ 3 a 4 MM	Medium	1 to 3 years	R\$ 4 a 5 MM	Long	3 to 10 years	R\$ 14 a 16 MM
Short	Up to 1 year	R\$ 3 a 4 MM									
Medium	1 to 3 years	R\$ 4 a 5 MM									
Long	3 to 10 years	R\$ 14 a 16 MM									
<p><b>Judgments and Uncertainties</b></p> <p>The calculation of the financial effects of this risk involves limitations in measurement and estimation, due to the complexity of the variables involved. These variables are difficult to predict, such as the specific regions that may be affected in the coming years, the volume of rainfall that could impact these areas, the extent of damage to store structures and products, the duration of operational downtime, as well as potential losses of equipment. This variability makes it difficult to precisely quantify the future financial impact.</p>											

#### 4.3.2.A 気候関連の移行計画

IFRS S2 号は、「気候関連の移行計画」を次のように定義している：[IFRS S2 Appendix A]

IFRS S2 号より抜粋	
付録 A 用語の定義	
気候関連の移行計画	温室効果ガスの排出削減などの行動を含む、低炭素経済への移行に向けた企業の目標、活動、又はリソースを示す、企業の全体的な戦略の一側面。

ISSB は、期待される低炭素経済への移行に対応するための企業の移行計画もしくは移行計画のセット(もしそのような計画があれば)を開示することは、主要な利用者が、気候関連のリスク及び機会が、企業のキャッシュ・フロー、ファイナンスへのアクセス、資本コストに与える影響を評価するのに役立つと考えている。[IFRS S2.BC46]

IFRS S2 号は、移行計画に何が含まれるかを規定していない。ISSB は、移行計画が企業の個別の状況を反映するものであるため、移行計画に関する開示の比較可能性と整合性を向上させることに重点を置いている。[IFRS S2.BC52]

移行計画はさまざまであり、企業によっては、移行計画が、気候関連のリスク及び機会に対応するビジネス・モデルを調整するために利用され、全体的な事業戦略の一部を形成している。一方、移行計画が全体的なビジネス戦略の一部を構成せず、特定の製品ライン、事業単位又は活動のセットに適用されている企業もある。[IFRS S2.BC47]

企業の移行計画の信頼性を評価し、企業間の移行計画を比較できるようにするために、主要な利用者は、企業の移行計画を下支えする仮定と依存関係を理解する必要がある。そのため、IFRS S2 号は企業に以下の開示を要求している：

- 気候関連の移行計画策定の際に行われた仮定
- 計画達成が依拠する依存関係

ISSB は、以下の図 4.3 で、移行計画における仮定と依存関係の違いを説明している。[IFRS S2.BC52]

図 4-3: 移行計画における仮定と依存関係の違い

	意味	例
仮定	企業が発生するであろうと見込む信念、予想、仮説、又は前提条件であり、気候関連の移行計画に組み込まれる。仮定は不確実である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 規制上の要求事項の見込み</li> <li>▶ 計画された変更をバリューチェーン内で実施する企業の能力に関する予想</li> </ul>
依存関係	企業の移行計画を実現するために必要な不可欠な要因及び条件。	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 企業が GHG 排出目標を達成するために依拠する排出除去技術。</li> <li>▶ 企業が移行計画を実行するために必要な利用可能な最低限レベルのリソース</li> </ul>

気候関連の財務開示を作成する際、企業は、移行計画で開示される情報と、GHG 排出量、削減目標、気候変動へのレジリエンスなど、その他の情報の開示とを、どのようにつながりをもたせるかを考慮する必要がある。[IFRS S2.BC49]

**弊法人のコメント**

IFRS S2 号は企業に移行計画の策定を要求していない。同基準は、企業が移行計画を有している場合には、移行計画に関する具体的な情報の開示を要求しているに過ぎない。我々は、主要な利用者が企業の移行計画に関する情報を重要視していることを考慮すると、移行計画を有していない企業は、その事実を開示することを検討する必要があると考えている。

ISSB 外の組織でも、移行計画の作成に関するガイダンスに取り組んでいるところがある。移行計画タスクフォース (TPT) は、企業の将来の事業戦略に関する年次報告の一部として、強固で信頼できる移行計画の開示のための好事例を定めることを意図して、英国政府によって発足した。TPT は 2023 年 10 月に「開示フレームワーク」を公表し、移行計画の好事例の 5 つの主要な要素を定めたが、19 の小要素と、各小要素に対する一連の情報開示の推奨事項を通じて、これらの要素が拡張されている。<sup>6</sup>

TPT の 5 つの主要な要素については、以下の図 4.4 に要約されている。

図 4-4: 移行計画の主要な要素

主要な要素	詳細
基礎	「企業は、その計画の戦略的野心を開示しなければならない。これは、GHG 排出量が少なく、気候変動に強い経済への移行に対応し貢献するための当該企業の目的と優先事項から構成され、当該企業が、機会を捉え、ステークホルダーや社会への悪影響を回避し、自然環境を保護する方法でこれらの目的と優先事項を追求しているかどうか、また、どのように追求しているかを示すものでなければならない。この要素の下で、企業は、この移行計画がビジネス・モデルやバリュー・チェーンに与えるハイレベルな影響、及び、計画が依存する主要な仮定や外部要因も開示しなければならない。」
導入戦略	企業は、「戦略的野心」を達成するために、その事業活動、製品・サービス、方針・条件の中で取っている行動と、その結果として生じる財政状態、財務業績、キャッシュ・フローへの影響を開示しなければならない。」
エンゲージメント戦略	「企業は、戦略的野心を達成するために、そのバリュー・チェーンにどのように関与しているかを開示しなければならない。戦略的野心を達成するために、バリュー・チェーン、同業他社、政府、公共部門、地域社会、市民社会とどのように関わっているかを開示しなければならない。」
指標及び目標	「企業は、戦略的野心に向けた進捗を推進・モニタリングするために使用する指標と目標を開示しなければならない。」
ガバナンス	「企業は、移行計画の戦略的野心を達成するために、ガバナンス構造や組織体制に移行計画をどのように組み込んでいるかを開示しなければならない。」

2025 年 6 月、ISSB は IFRS S2 号を適用する際に、低炭素及び／又は気候レジリエントな経済への移行に関する情報を報告するためのガイダンス資料を公表した。

このガイダンスは、TPT が開発した開示特化型資料を基盤としている。ガイダンスは、企業が移行計画を設計することを支援するものではなく、IFRS S2 号の要求事項を追加又は変更するものでもない。代わりに、ガイダンスは移行計画の開示面に焦点を当てている。

特に、このガイダンスは以下を目的としている：

- IFRS S2 号を適用する際に、企業が気候関連移行に関する高品質な情報を提供できるようにするために設計されており、企業が開示すべき関連情報の例を含んでいる。
- 企業が有する「移行計画」に関する開示を対象としており、緩和努力及び適応対応の両方を含む。

さらに、ガイダンスは緩和努力と適応対応の区別を次のとおり明確にしている：

- **緩和努力**は主に移行リスクに関連し、企業の GHG 排出量を削減することを目的とする取り組みである(例：企業が新技術の採用やビジネスモデルの変更を検討し、GHG 排出量を削減するために新製品を導入する)。
- **適応対応**は主に物理的リスクに関連し、企業が気候変動の現在及び予想される影響に備えることを含む(例：企業が物理的リスクに対するレジリエンスを高めるためにインフラの変更に投資することを検討する)。

<sup>6</sup> TPT 開示フレームワーク、TPT、2023 年 10 月、TPT のウェブサイトでも利用可能

## 弊法人のコメント

TPT 開示フレームワークのような外部のイニシアティブは、企業が IFRS S2 号に従って移行計画の開示を作成する際に、企業が参照することができる有用な洞察や指針を提供することができる。我々の見解では、これらのイニシアティブは優れた開示実務の改善に役立つ可能性があり、従って、企業は自身の開示とそのようなイニシアティブの整合性を考慮することを望むかもしれない。しかし、ISSB 基準が、TPT 開示フレームワークや他の外部イニシアティブのガイダンスや提言に準拠することを企業に要求している訳ではないことと同様に、TPT 開示フレームワークや他の外部イニシアティブに準拠しても、企業の開示が ISSB 基準に準拠しているとは限らないことに企業は留意する必要がある。

ISSB 基準に従った、完全な 1 組のサステナビリティ関連財務開示を提供するためには、IFRS S1 号と IFRS S2 号のすべての要求事項を満たす必要がある。

### 4.3.3 企業の戦略とビジネス・モデルのレジリエンスに関する開示

企業に影響を与える気候関連のリスク及び機会の発生可能性、規模、及び時期は不確実であり、複雑であることが多いため、主要な利用者は、気候変動に対する企業の戦略やビジネス・モデルのレジリエンスを理解するための情報が必要であると指摘している。[IFRS S2.BC57]

IFRS S2 号は、「気候レジリエンス」を以下のように定義している。[IFRS S2 Appendix A]

#### IFRS S2 より抜粋

#### 付録 A 用語の定義

##### 気候レジリエンス

気候関連の変動、進展、又は不確実性に適応するための企業の能力。気候レジリエンスには、気候関連のリスクを管理し、気候関連の機会から便益を享受する能力(気候関連の移行リスク及び物理的リスクに対応・適応する能力を含む)が含まれる。

企業の気候レジリエンスには、気候関連の変動、進展、及び不確実性に対する戦略上のレジリエンス及び業務上のレジリエンスの両方が含まれる。

IFRS S1 号と比較すると、IFRS S2 号における気候関連レジリエンスについての開示要求は、より広範かつ規範的であり、シナリオ分析を完了する必要がある。定量的情報を提供するにあたり、IFRS S2 号は、単一の数値又は数値の範囲を開示することを認めている。[IFRS S2.22]

IFRS S2 号は以下のすべての開示を求めている：

- 報告日時点における、企業の気候レジリエンスの評価。[IFRS S2.22(a)]
- 企業が、どのように、また、いつ、気候関連のシナリオ分析を実施したか。[IFRS S2.22(b)]

レジリエンス評価とシナリオ分析との関係は、以下の図 4.5 で解説する。

図 4-5: レジリエンス評価とシナリオ分析の違い

トピック	説明
レジリエンス評価	もっともらしいが不確実性のある気候関連のさまざまな結果(すなわちシナリオ)を用いた企業のビジネス・モデルや戦略に対する影響、及び企業の適応・対応能力に関する経営者の評価。[IFRS S2.BC59] 気候関連レジリエンスの評価に関する情報は、各報告日時点で開示しなければならない。[IFRS S2.BC68]
シナリオ分析	レジリエンス評価に情報をもたらすために用いられる分析上の作業。 企業は、シナリオ分析の具体的な結果を開示する必要はない。その代わりに、企業はその結果の解釈を開示することが求められる。[IFRS S2.BC59] シナリオ分析は毎年行う必要はない。[IFRS S2.BC68]

#### 4.3.3.A レジリエンス評価

第 22 項(a)は、企業が識別した気候関連のリスク及び機会との関連において、以下の図 4.6 に記載されている、各要因に対する企業の戦略とビジネス・モデルのレジリエンスに関する情報の開示を求めている。[IFRS S2.BC58]

図 4-6: レジリエンスの評価

要因	説明	例
気候関連の変動	気候変動に起因する事象や変化など	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 広範囲な山火事</li> <li>▶ 海面上昇</li> </ul>
気候関連の進展	規制上の対応及び人口動態の変化等の進化するマクロ経済要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 特定の化石燃料使用に対する規制上の制限</li> </ul>
気候関連の不確実性	気候関連の変動と進展に関連した信頼区間の相違	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 山火事の範囲に関する仮定</li> <li>▶ 規制の厳格性に関する仮定</li> </ul>

レジリエンス評価には、シナリオ分析の結果に関する解釈が含まれる。特に、IFRS S2 号は、報告日時点の気候レジリエンスの評価に関する企業の開示が、以下のすべての内容に関する主要な利用者の理解を可能にすることを求めている。[IFRS S2.BC59, IFRS S2.22(a)]

- シナリオ分析で識別された影響に企業がどのように対応する必要があるかを含め、戦略及びビジネス・モデルへの影響(もしあれば)。
- 企業の気候レジリエンスを評価する際に考慮した、重大な不確実性が存在する領域
- 短期、中期、及び長期にわたり、気候変動に対して企業の戦略やビジネス・モデルを調整又は適応させるための企業の能力で以下のすべてを含む：
  - 気候関連リスクへの対応や気候関連の機会の活用を含む、気候関連のシナリオ分析で識別された影響に対応するための企業の既存の金融資源の利用可能性及び柔軟性
  - 既存資産の再配置、再利用、性能向上、又は廃棄する企業の能力
  - 気候レジリエンスのための気候関連の緩和、適応、及び機会に対して、企業の現在及び計画されている投資の影響

以下の設例は、IFRS S2 号の結論の根拠において、気候レジリエンス評価において考慮された重大な不確実性のある領域について、企業が開示する情報の種類を説明するために使用されている例に基づいている。[IFRS S2.BC60]

#### 設例 4-4: 重要な不確実性分野の開示例

シナリオ分析の実施において、将来の気候変動による移住が、海面上昇により居住不可能となる可能性のある地域 X の近くに位置する企業 A とその主要サプライヤーの資産及び操業の一部に、長期的に影響を及ぼす可能性があることを識別している。影響を受ける地域コミュニティの移転先によっては、企業 A とそのサプライヤーがフル稼働で事業を継続できる能力に悪影響が及ぶ可能性がある。地域コミュニティが移転するかどうか、また移転先、移転時期は不明であり、その結果、企業 A の事業とそのサプライ・チェーンに与える影響も不確実である。

IFRS S2 号 22(a)(ii)に従い、企業 A は、そのレジリエンス評価が、将来の気候変動に起因する X 地域からの移住の影響から生じる重大な不確実性の影響を受けることを開示している。このリスクには、長期的な時間軸が適用されるため、このシナリオ分析の結果を解釈するために必要な判断の度合いも大きくなることを、企業 A は開示している。

Climate Report 2024 において、Commonwealth Bank of Australia は、ポートフォリオのレジリエンスの評価について以下のように開示している。

Climate Report 2024 [抜粋]						オーストラリア	
Risk [抜粋]							
Our approach to climate risk [抜粋]							
Identifying and assessing [抜粋]							
Assessing the resilience of our portfolio							
Our assessment of the Bank's resilience to climate risks through the CRMA considers the extent to which industries or regions we lend to are exposed to <i>physical or transition risks</i> . The table below identifies sub sectors, primarily based on ANZSIC classifications within our portfolio which are exposed to elevated climate-related <i>physical or transition risk</i> . This year, we have tested the resilience of 48% and 89% of our lending portfolios to potential climate-related <i>physical and transition risks</i> , respectively.							
Sectors <sup>2</sup>	Jun 24		Jun 23 <sup>1</sup>		Physical risk <sup>3</sup>	Transition risk <sup>4</sup>	
	Total sector TCE \$bn	TCE % of total	Total sector TCE \$bn	TCE % of total			
<b>Consumer</b>	<b>793.0</b>	<b>57.5%</b>	<b>776.8</b>	<b>55.5%</b>			
Australian home loans exposed to high physical risk <sup>5</sup>	30.3	2.2%	30.1	2.2%	☀		
Australian home loans exposed to high cyclone risk	11.0	0.8%	11.0	0.8%	☀		
Australian home loans exposed to high flood risk	16.9	1.2%	16.7	1.2%	☀		
Australian home loans exposed to high fire risk	1.8	0.1%	1.8	0.1%	☀		
Australian home loans exposed to sea level rise	1.6	0.1%	1.6	0.1%	☀		
Australian home loans exposed to high transition risk <sup>5</sup>	16.5	1.2%	16.0	1.1%		🏠	
<b>Agriculture &amp; forestry</b>	<b>32.5</b>	<b>2.4%</b>	<b>30.0</b>	<b>2.1%</b>			
Dairy	7.2	0.5%	7.4	0.5%	☀	🏠	
Livestock	13.5	1.0%	11.9	0.8%	☀	🏠	
<b>Transport &amp; storage</b>	<b>27.9</b>	<b>2.0%</b>	<b>24.8</b>	<b>1.8%</b>			
Coal terminals <sup>6</sup>	0.3	0.0%	0.4	0.0%		🏠	
LNG terminals <sup>7</sup>	0.2	0.0%	0.2	0.0%		🏠	
Air transport <sup>8</sup>	6.1	0.4%	3.7	0.3%		🏠	
Oil and gas shipping (including FPSO) <sup>9</sup>	0.1	0.0%	0.4	0.0%		🏠	
Rail transport	1.9	0.1%	1.8	0.1%		🏠	
Road transport	4.9	0.4%	4.1	0.3%		🏠	
Pipeline transport	0.8	0.1%	0.9	0.1%		🏠	
<b>Manufacturing</b>	<b>19.5</b>	<b>1.4%</b>	<b>19.3</b>	<b>1.4%</b>			
Petroleum refining	0.0	0.0%	0.0	0.0%		🏠	
Heavy industry (steel, alumina, aluminium and cement) <sup>10</sup>	0.9	0.1%	1.0	0.1%		🏠	
Chemicals manufacturing	0.8	0.1%	1.0	0.1%		🏠	
Auto manufacturing	1.3	0.1%	1.2	0.1%		🏠	
<b>Retail trade</b>	<b>15.7</b>	<b>1.1%</b>	<b>15.4</b>	<b>1.1%</b>			
Automotive fuel retailing	1.3	0.1%	1.6	0.1%		🏠	
<b>Wholesale trade</b>	<b>16.8</b>	<b>1.2%</b>	<b>15.9</b>	<b>1.1%</b>			
Petroleum product wholesaling and marketing	1.9	0.1%	1.8	0.1%		🏠	
<b>Electricity, gas &amp; water</b>	<b>15.9</b>	<b>1.2%</b>	<b>13.7</b>	<b>1.0%</b>			
Non-renewable power generation <sup>10,11</sup>	1.5	0.1%	1.9	0.1%		🏠	
Gas supply	0.5	0.0%	0.6	0.0%		🏠	
<b>Mining, oil &amp; gas</b>	<b>6.9</b>	<b>0.5%</b>	<b>7.3</b>	<b>0.5%</b>			
Upstream oil and gas exploration and production	1.7	0.1%	2.4	0.2%		🏠	
Thermal coal mining <sup>10</sup>	1.0	0.1%	0.9	0.1%		🏠	
Metallurgical coal mining	0.1	0.0%	0.1	0.0%		🏠	
<b>Total elevated risk</b>	<b>90.7</b>	<b>6.6%</b>	<b>87.4</b>	<b>6.2%</b>			
<b>Total TCE</b>	<b>1,378.1</b>		<b>1,400.1</b>				

### 4.3.3.B シナリオ分析

前述の通り、IFRS S2 号は、シナリオ分析の結果を開示することを要求していない。その代わりに、IFRS S2 号は、シナリオ分析の実施方法に関連して、以下のすべての開示を要求している：[IFRS S2.22(b)]

- 分析に使用したインプットに関する情報
- 分析に使用した主な仮定

分析に使用したインプットと仮定に関する開示は、以下の図 4.7 で説明されている(これらのリストは網羅的なものではないことに留意されたい)。

図 4-7:シナリオ分析のインプットと仮定

インプットに関する開示	仮定に関する開示
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 分析に使用した気候関連のシナリオ及びそれらの情報源</li> <li>▪ 分析にさまざまな気候関連のシナリオを含めたかどうか</li> <li>▪ 使用したシナリオが、気候関連の移行リスク又は気候関連の物理的リスクのいずれに該当するか</li> <li>▪ 気候変動に関する最新の国際協定と整合する気候関連シナリオを使用したかどうか</li> <li>▪ 気候関連の変動、進展又は不確実性に対するレジリエンスを評価する上で、シナリオが適切であると判断した理由</li> <li>▪ 分析に使用した時間軸</li> <li>▪ 分析に使用した事業範囲(事業拠点や事業単位など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 企業が事業を展開している法域における気候関連の政策</li> <li>▪ マクロ経済の動向</li> <li>▪ 国又は地域レベルの変数(例えば地域の気象パターン、人口統計、土地利用、インフラ、及び天然資源の利用可能性など)</li> <li>▪ エネルギー使用量と構成</li> <li>▪ 技術の進展</li> </ul>

気候変動に関する最新の国際協定は、IFRS S2 号で「気候変動に立ち向かうための国連気候変動枠組条約の加盟国としての国家間の協定」と定義されている。この協定は、温室効果ガス削減のための規範と目標を定めている。[IFRS S2 Appendix A]

ISSB が IFRS S2 号を公表した時、2016 年 4 月のパリ協定が気候変動に関する最新の国際協定であった。パリ協定の署名国は、以下の事項に合意した：[IFRS S2.BC145]

- 世界全体の平均気温の上昇を、産業革命前の水準から 2°C未満に抑える。
- 気温上昇を産業革命前より 1.5 度上昇するレベルまでに抑制する努力をする。

しかし、ISSB は、以下の理由により、気候変動に関する最新の国際協定と整合するシナリオや特定の科学的根拠に基づくシナリオの使用を要求しないことを決定した：[IFRS S2.BC67]

- 企業が使用すべきシナリオを特定することは実務的ではない。
- 基準で規定されているシナリオは、すぐに古くなる可能性があり、企業の状況や何がもっともらしいかについての経営者の見解を反映していない情報を開示することになりかねない。

IFRS S2 号は、気候関連のシナリオ分析が実施された報告期間の開示を要求している。これは、IFRS S2 号の目的上、企業は、報告日ごとにシナリオ分析を更新することを要求されるのではなく、複数年の戦略計画サイクルの一環として(例えば、3~5 年ごと)シナリオ分析を実施することができると ISSB が決定したためである。

企業は、各報告日にシナリオ分析を更新する必要はないが、IFRS S2 号は企業に以下を要求している：[IFRS S2.B 18、IFRS S2.BC68]

- 戦略計画サイクルに沿って、気候関連のシナリオ分析を更新する。
- 気候の不確実性が企業のビジネス・モデルに与える影響に関する最新の洞察を反映するため、気候レジリエンスを年次ベースで評価する。
- シナリオ分析が報告期間中に更新されていない場合であっても、シナリオ分析がどのように、いつ実施されたかに関する情報を含む、セクション 4.3.3 において要求される情報を各報告日に開示する。

IFRS S2 号は、企業の気候レジリエンスを評価するためにのみ、シナリオ分析を使用することを要求している。しかし、企業は、IFRS S2 号が要求する以下のような他のさまざまな開示に情報を提供するために、シナリオ分析を使用することを選択することができる。[IFRS2.BC69]

- 気候関連リスク及び機会の識別と評価(上記セクション 3 参照)
- それらのリスク及び機会に関連する予想される財務的影響の評価(下記セクション 4.3.3.C 参照)
- 低炭素経済への移行計画の策定(上記セクション 4.3.2.A 参照)

Climate Report 2024 において、Commonwealth Bank of Australia は、シナリオ分析に用いたシナリオについての情報を開示している。これには以下の情報が含まれる：

実例 4-3: Commonwealth Bank of Australia (2024 年)		オーストラリア
<b>Climate Report 2024 [抜粋]</b>		
<b>Appendix [抜粋]</b>		
<b>4. Approach to climate scenario analysis [抜粋]</b>		
<p>Climate scenario analysis is a rapidly evolving field, with global scenarios regularly produced and updated. We use assumptions and inputs drawing from credible, global climate scenarios produced by parties such as the <i>Network for Greening the Financial System (NGFS)</i>.</p> <p>We review our choice of scenarios to check that, in our view, they present plausible and appropriately severe outcomes; are consistent with market practices (including use by regulators and peer banks); and that they have detailed sector and geographic data readily available.</p> <p>Depending on the nature of changes in the scenarios, in some cases, we may look to re-run previous analyses using updated information.</p> <p>Climate scenario analysis considers the effects of climate risk over the long term (~30 years), medium term (~10 years) and short term (~3 years) time horizons. In some cases we may focus on specific time horizons. This approach helps us to consider the changing impacts on the Bank's risk profile over time, due to longer term <i>chronic physical risks</i>; increasingly frequent and severe <i>acute physical risks</i>; and evolving <i>transition risks</i> arising from regulatory change, technological advancements and evolving stakeholder expectations.</p>		
<b>Climate scenarios used in the Group Climate Risk Materiality Assessment</b>		
Our CRMA was based on the following two severe, but plausible, climate scenarios:		
<b>Severe physical risk scenario</b>	<b>Severe transition risk scenario</b>	
<p><b>Source:</b> based on the NGFS 'Current Policies' scenario which assumes that only current global and local climate policies are maintained.</p> <p><b>Scenario description:</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• Global emissions continue to rise until 2080 and the world warms to &gt;3°C above pre-industrial levels by 2100.</li> <li>• This leads to irreversible changes such as sea level rises and increasing severity and frequency of weather events. For example: <ul style="list-style-type: none"> <li>– Increasing number of severe cyclones which may track further south.</li> <li>– Fire activity is larger and more intense.</li> <li>– Increased intensity of rainfall events drives moderate increases in flooding in coastal catchments.</li> </ul> </li> <li>• Agricultural productivity in certain geographies and commodities decreases significantly by 2050.</li> <li>• Government action and demand for finance shifts towards climate resilience and adaptation measures.</li> </ul>	<p><b>Source:</b> based on the NGFS 'Sudden Wake-up Call' short-term scenario, and the NGFS 'Delayed Transition' mid- and long-term scenario.</p> <p><b>Scenario description:</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• Globally coordinated government policies are rapidly introduced to further reduce greenhouse gas emissions. This is followed by a disruptive transition that ultimately limits global warming to well below 2°C above pre-industrial levels by 2100.</li> <li>• Climate policy leads to a fossil fuel market crash, including asset stranding, abrupt devaluation of polluting firms, and a general tightening of financial conditions.</li> <li>• Stakeholder expectations for corporate action on climate change continue to increase.</li> <li>• Severe weather events continue to increase in intensity to 2030, before stagnating at those levels.</li> </ul>	

2023 Global Sustainability Report において、Nutrien Ltd.は、シナリオ分析に用いたシナリオについての情報を開示している。これには以下の情報が含まれる：

実例 4-4: Nutrien Ltd (2023)		カナダ
<b>Global Sustainability Report 2023 [抜粋]</b> <b>Governance [抜粋]</b> <b>Nutrien Climate-related Disclosures [抜粋]</b>		
<b>Scenarios</b> <small>We continue to evaluate, refine and consider various climate scenarios to help identify risks and opportunities and assess the resiliency of our business model. These scenarios are hypothetical and are not intended to be used as forecasts or predictions.</small>		
	<b>Transition scenarios</b> International Energy Agency (IEA) Scenarios: • Announced Pledges Scenario (APS) • Sustainable Development Scenario (SDS) • Net Zero Emissions (NZE) by 2050	<b>Physical scenarios</b> The Intergovernmental Panel on Climate Change (IPCC) Sixth Assessment Report (SAR): • SSP 1-2.6 • SSP 2-6.5 • SSP 2-4.5 A combination of IPCC AR6 scenarios may be best suited for identifying and assessing a potential range of outcomes of future events under conditions of uncertainty.
Scenario models	Impact models cover the time horizon over the next 30 years to 2050	Scenario models are focused primarily between the 2030 and the 2050 time horizons as these relate to key milestones for global emissions reductions
Time horizons	• Key internal inputs include production estimates, emissions factors and discount rates • External inputs include carbon prices and CO <sub>2</sub> emissions assumptions based on the IEA's World Energy Outlook for the relevant period	• Key internal inputs include our global operational footprint, grower regional locations, historical sales, acreage and yield data • External inputs include historical and projected acre data, inflation rates and the latest IPCC climate datasets covering flood depth, extreme wind, extreme rainfall, wildfire, drought, hail and thunderstorms, heat and cold hazards
Potential key inputs	• Nitrogen, Potash and Phosphate operating segments, which account for most of our Scope 1 and 2 GHG emissions profile • Retail growers as nitrogen fertilizer application accounts for a significant portion of our Scope 3 GHG emissions	• Retail with its direct connection to grower customers • Wholesale production operations and key transportation, storage and distribution sites
Key areas of our organization to be considered	• Carbon pricing mechanisms • Growers expected to reduce emissions • New technologies or products risk • New strategies and technologies to reduce GHG emissions • New markets for ammonia • Helping growers reduce emissions from agriculture • Reputational risks associated with climate change including our stakeholder's perception of our role in the transition to a lower carbon economy	• Physical risks to growers • Physical risks to our supply chain and our transportation, distribution and logistics networks • Helping growers deal with chronic impacts of climate change
Potential climate-related risks and opportunities		

#### 4.3.3.C 気候関連シナリオ分析の作成に関する適用ガイダンス

IFRS S2 号の開発中、ISSB は、シナリオ分析が(特に分析を実施するスキル、能力、及びリソースが不足している企業にとっては)困難であるというコメントを受け取った。これに対して、ISSB は気候レジリエンスを評価するために企業は気候関連のシナリオ分析を用いることが要求されることを明確にした上で、次のような見解を示した： [IFRS S2.BC 62, IFRS S2.BC63]

- 気候関連のシナリオ分析には、定性的なシナリオの説明から高度な定量的モデリングに至るまで、様々な実務が含まれる点を、シナリオ分析の作成に関する IFRS S2 号の適用ガイダンスに含めた。
- 企業がシナリオ分析に用いるアプローチは「その状況に見合ったもの」である必要があることを明確化した。

IFRS S2 号の適用ガイダンスは、企業が状況に見合ったシナリオ分析のアプローチを選択することを支援するために作成された。この適用ガイダンスは、TCFD が公表した補足文書「*The Use of Scenario Analysis in Disclosure of Climate-related Risks and Opportunities*」及び TCFD「*Guidance on Scenario Analysis for Non-Financial Companies*」<sup>78</sup>を含む。 [IFRS S2.BC64]

この適用ガイダンスは、企業に対し、過大のコストや労力をかけることなく、報告日時点で企業が利用可能なすべての合理的かつ裏付け可能な情報を考慮することができるような気候関連のシナリオ分析に対するアプローチを使用することを求めている。シナリオ分析のアプローチの選択に関する判断を行うにあたり、適用ガイダンスは次の点を規定している： [IFRS S2.B1]

- 企業の状況进行评估する際に考慮すべき要因(下記(i)参照)
- 企業が気候関連のシナリオ分析に対する適切なアプローチを決定する際に考慮すべき要因(下記(ii)参照)
- 企業が時間の経過とともに気候関連のシナリオ分析に対するアプローチを決定する際に考慮すべき追加的の要因(下記(iii)参照)

7 [Technical Supplement: The Use of Scenario Analysis in Disclosure of Climate-Related Risks and Opportunities](#), TCFD, 2017 年 6 月、TCFD のウェブサイト で利用可能

8 [TCFD Guidance on Scenario Analysis for Non-Financial Companies](#), TCFD, 2020 年 10 月、TCFD のウェブサイト で利用可能

## (i) 企業の状況を評価する

企業の状況を評価するには、以下のすべての事項を考慮する必要がある。[IFRS S2.B2]

- 気候関連のリスク及び機会への企業のエクスポージャー
- 気候関連のシナリオ分析のために、企業が利用可能なスキル、能力、及びリソース

気候関連シナリオ分析に対する企業のアプローチは、気候関連シナリオ分析を実施する時点における企業の状況に見合ったものでなければならない。例えば、気候リスクへのエクスポージャーが比較的強く、経営資源が限られている企業は、主要な製品、事業単位、又は事業の所在地に焦点を当てたシナリオの記述を作成する必要がある。一方、気候関連リスクへのエクスポージャーが高く、分析に関する経験が豊富な大規模企業は、自社の事業やバリューチェーンを通じた複数のリスク伝達経路を把握するために、さまざまなシナリオを用いた高度な定量的モデリングを行う場合がある。[IFRS S2.BC65]

### 図 4-8: 企業の状況を評価する

考慮すべき要素	説明
気候関連リスク及び機会へのエクスポージャー	<p>企業自身の気候関連のリスク及び機会へのエクスポージャーは、企業の以下の評価に反映される:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 企業自身の状況</li> <li>▪ 気候関連のシナリオ分析に用いるアプローチ</li> </ul> <p>一般的に、気候関連のリスクや機会に対するエクスポージャーが高いほど、より定量的又は技術的に高度な気候関連のシナリオ分析が要求されると判断する可能性が高くなる。[IFRS S2.B4]</p>
利用可能なスキル、能力、及びリソース	<p>企業は、気候関連のシナリオ分析に使用する適切なアプローチを決定する際に、利用可能な社内外のスキル、能力、及びリソースを考慮する。</p> <p>企業のスキルや能力を評価するには、個々の状況の把握が必要であり、ISSB は、企業が学習と反復のプロセスを通じて、スキルや能力を開発し、時間をかけて開示を充実することを求めている。</p> <p>例えば、レジリエンスの評価においてシナリオ分析を探求し始めたばかりの企業や、シナリオ分析が一般的に用いられていない産業に参入している企業は、そのスキルや能力を開発するために、より多くの時間を必要とする場合がある。その結果、そのような企業は、過大なコストや労力をかけずにシナリオ分析のための定量的又は技術的に高度なアプローチを用いることができない場合がある。対照的に、シナリオ分析が確立された慣行があるような産業(例えば採掘及び鉱物加工産業)に属する企業は、企業自身のスキル及び能力を強化していることが期待される。</p> <p>しかし、企業の気候関連リスク・エクスポージャーが、シナリオ分析のための高度なアプローチを正当化とする場合、IFRS S2 号は、必要なスキルや能力を獲得・開発するための投資に利用可能なリソースを有しているのであれば、スキルや能力の不足を理由に、洗練度の低いアプローチの使用を正当化することはできないとしている。[IFRS S2.B6、IFRS S2.B7、IFRS S2.BC65]</p>

企業がシナリオ分析を実施するたびに、企業自身の状況を評価することが求められる。以下の設例は、IFRS S2 号で使用されている説例に基づいて、企業が状況を再評価するタイミングを説明したものである。[IFRS S2.B3]

#### 設例 4-5: 企業の状況を再評価する

企業 A は、戦略計画サイクルと整合するように、3 年ごとに気候関連のシナリオ分析を実施している。IFRS S2 号 B3 項に従い、企業 A は、3 年ごとに自社の状況を評価する必要がある。企業 A は、自社の状況を評価するにあたり、その時点での気候変関連のリスク及び機会に対するエクスポージャー、並びに利用可能なスキル、能力、及びリソースを再考する必要がある。

## (ii) 気候関連シナリオ分析の適切なアプローチの決定

企業は、過大なコストや労力をかけずに利用可能なすべての合理的で裏付け可能な情報を考慮して、気候関連のシナリオ分析へのアプローチを決定しなければならない。決定には以下のすべての事項が伴う。[IFRS S2.B8]

- 気候関連シナリオ分析へのインプットの選択
- 気候関連シナリオ分析の実施方法についての分析上の選択

IFRS S2 号によると、合理的で裏付け可能な情報には、以下に関する外部情報源から入手した情報、又は内部で所有もしくは開発した情報が含まれる。[IFRS S2.B9]

- 過去の事象
- 現在の状況
- 将来の状況の予想
- 定量的又は定性的情報

企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を考慮できるようにインプットと分析上の選択の組合せを決定するためには、判断が必要となる。

必要とされる判断の程度は、詳細な情報の利用可能性と時間軸に依存する(すなわち、時間軸が長くなり、詳細な情報の利用可能性が低下するにつれて、必要とされる判断の程度は高くなる)。[IFRS S2.B10]

### インプットの選択

企業は、気候関連のシナリオ分析に使用するシナリオ、変数、及びその他のインプットを選択する際に、過大なコストや労力をかけずに利用可能なすべての合理的かつ裏付け可能な情報を考慮する必要がある。[IFRS S2.B11]

ISSB は、権威ある情報源から一般に利用可能な気候関連のシナリオで、将来の傾向ともっともらしい結果に至るさまざまな道筋を記述しているものは、過大なコストや労力をかけずに企業が利用可能である点を明確にしている。[IFRS S2.B11]

特定のシナリオ又はシナリオのセットを選択して合理的で裏付け可能な根拠を持つということは、企業の気候関連のシナリオ分析のインプットが、企業の状況に関連している必要があるということである。従って、シナリオ又はシナリオのセットを選択する際には、企業は以下のような要素を考慮しなければならない。[IFRS2.B12、IFRS2.13、IFRS2.BC66]

- 企業が行う活動の種類と性質
- これらの活動の地理的地域
- 企業がさらされている物理的リスクと移行リスク

IFRS S2 号は、企業がどのシナリオを使用すべきかを規定していないが、その理由は、実務的ではなく、規定されたシナリオが古くなる可能性があること、企業固有の状況や何がもっともらしいかについての経営者の考えを反映しない情報が開示されることにつながる可能性があることと ISSB が判断したためである。[IFRS S2.BC67]

以下の設例は、IFRS S2 号で使用されている設例に基づいている。[IFRS S2.B12]

#### 設例 4-6: 関連するシナリオの選択

企業 A の事業は、排出が規制されている法域 X に集中している。シナリオ分析を実施するために、企業 A は、気候変動に関する最新の国際協定に対する法域 X のコミットメントに整合的なシナリオを選択する。

IFRS S2 号は、用いたシナリオの数や、シナリオがさまざまな結果や道筋(例えば、秩序ある移行シナリオと無秩序な移行シナリオの両方)を対象にしているかどうかなどの情報を開示することを企業に求めている。これは、分析に多様なシナリオが含まれているかどうかを開示する要求事項の一部を形成している。[IFRS S2.22(b)(1)(2)、IFRS S2.BC66]

### 弊法人のコメント

我々の見解では、IFRS S2 号は、少なくとも 2 つのシナリオを用いてシナリオ分析を行うことを要求している。企業によっては、自社の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれる気候関連のリスク及び機会を識別する目的で、あるシナリオを「基本ケース(base case)」と定義する場合がある。このような場合、事実と状況によっては、もう 1 つ別のシナリオのみを用いて企業の戦略とビジネス・モデルのレジリエンスを評価することで、IFRS S2 の開示目的を達成することが可能かもしれない。しかし、我々の見解では、企業は「基本ケース」とは異なる、少なくとも 2 つのシナリオを用いてレジリエンスを評価することが望ましい。

我々の見解では、レジリエンス評価を実施する際に、移行リスクと物理的リスクについて異なるシナリオを選択し、レジリエンス評価の開示目的を達成できる状況が存在する場合がある。つまり、企業が移行リスクに対する戦略及びビジネス・モデルのレジリエンスを評価する際に、ある 1 つのシナリオ(あるいは複数のシナリオ)を使用し、物理的リスクに対するレジリエンスの評価について異なる 1 つのシナリオ(あるいは複数のシナリオ)を用いることができる。

## 分析上の選択の実施

分析上の選択には、気候関連のシナリオ分析を行う際に、定性的な分析を行うか、定量的なモデル化を行うかということが含まれる。

IFRS S2 号は、企業に、過大なコストや労力をかけずに利用可能なすべての合理的で裏付け可能な情報を考慮することができるよう、分析上の選択に優先順位をつけることを要求している。例えば、ある結果(例えば 1.5 度結果)に関連する複数の炭素価格の道筋に関する情報が過大なコストや労力をかけずに利用可能であり、このアプローチが企業のリスク・エクスポージャーによって正当化される場合には、企業のレジリエンス評価においてその道筋を組み入れる必要がある。[IFRS S2.B14]

このような分析的選択を行うにあたり、ISSB は次のように指摘した：[IFRS S2.B15]

- 定量的な情報を用いることで、多くの場合、企業の気候レジリエンスをより適切に評価することが可能となる。
- 定量的データと組み合わせることも、組み合わせないこともある、シナリオの記述を含む定性的情報の利用も、企業のレジリエンス評価の合理的かつ裏付け可能な根拠を提供することができる。

### (iii) 時間の経過とともに気候関連のシナリオ分析に対する企業のアプローチを決定する際の追加的検討事項

IFRS S2 号は、気候関連のシナリオ分析に対する企業のアプローチは、報告期間や戦略計画サイクルが変われば、同じままとは限らないとしている。[IFRS S2.B16] これは、以下の理由による：

- 気候関連のシナリオ分析は、実務が発展途上である。
- 企業が用いるシナリオ分析へのアプローチは、その企業が置かれた状況（すなわち、気候関連のリスク及び機会に対するエクスポージャー、企業が利用可能なスキル、能力、及びリソースなど）に基づいて決定される。従って、そのような状況が時間の経過とともに変化すれば、気候関連シナリオ分析に対する企業のアプローチも変化するようになる。

例えば、気候関連リスクへのエクスポージャーが高い企業は、現状、定量的な気候関連シナリオ分析を行うスキル、能力、又はリソースを有していないため、最初は、定性的なシナリオ記述を用いて分析を行うかもしれない。しかし、時間の経過とともに経験を通じて能力を蓄積するにつれ、その企業は、気候関連のシナリオ分析に対してより高度で定量的なアプローチを適用するようになる。対照的に、気候関連リスクへのエクスポージャーが高く、必要なスキル、能力、又はリソースを利用できる企業は、気候関連シナリオ分析に対してより高度で定量的アプローチを適用することが求められる。[IFRS S2.B17]

## TCFD との比較

ISSB は、気候関連のリスク及び機会を管理するための企業の戦略に関する IFRS S2 号の開示要求は、TCFD が推奨する開示とほぼ一致しているとしている。しかし、ISSB は、TCFD との比較文書の中で、以下のようないくつかの相違点があることを指摘している。IFRS S2 号では、

- 気候関連のリスク及び機会を識別する際に、「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」の産業別開示ピックアップを参照し、その適用可能性を考慮するという追加的な要求事項が含まれる。
- 気候関連のリスク及び機会が、企業のビジネス・モデルやバリュー・チェーンの中でどこに集中しているのかについてより詳細な情報を開示することを求めている。

気候関連のリスク及び機会が、企業の事業戦略や財務計画に与える影響に関する開示について、IFRS S2 号は、

- 識別されたリスク及び機会に対する企業の対応について、より詳細な情報を求める(企業が有する移行計画や、企業が気候関連の目標を達成するための計画を含む)。
- 企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローの状況に対するリスク及び機会の現在の及び予想される影響を開示する際に、定量的及び定性的情報が必要とされる場合の要件を定めている。
- 予想される財務的影響を開示する際に使用する情報とアプローチのパラメータを定めている(すなわち、報告日時点で過大なコストや労力をかけずに利用可能なすべての合理的かつ裏付け可能な情報を使用し、企業の状況に見合ったアプローチを使用する)。

企業の戦略レジリエンスに関する開示について、IFRS S2 号は、

- 気候関連のシナリオ分析において、企業が使用しなければならない特定のシナリオを規定していない。
- レジリエンス評価について、評価における重大な不確実性の領域、戦略やビジネス・モデルを調整・適応する企業の能力、シナリオ分析の実施方法と実施時期など、より詳細な情報の開示を求める。

- 気候関連のシナリオ分析に使用すべき情報とアプローチのパラメータを定める(すなわち、報告日時点で過大なコストや労力をかけずに利用可能なすべての合理的で裏付け可能な情報を考慮し、企業の状況に見合ったアプローチを使用する)。

## 4.4 リスク管理

IFRS S2 号における気候関連のリスク及び機会に関するリスク管理についての要求事項は、企業にリスク管理プロセスにおける気候関連のシナリオ分析の使用に関する情報を提供することを要求していることを除き、IFRS S1 号におけるサステナビリティ関連のリスク及び機会に関するリスク管理についての開示要求事項と対応している。

特に、IFRS S2 号は、気候関連の機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いるプロセスに関する情報を開示する際に、気候関連の機会を識別するために気候関連のシナリオ分析を用いているかどうか、また、用いている場合、どのように用いるかに関して企業に説明することを求めている。[IFRS S2.25(b)]

IFRS S2 号におけるリスク管理についての開示要求事項の残りの部分に関しては、第 53 章セクション 4.4 にあるリスク管理の開示要求事項に関する解説が気候関連のリスク及び機会に関するリスク管理の開示の作成にも適用される。

企業は、サステナビリティ関連のリスク及び機会の監督が統合的に管理されている場合、サステナビリティ関連のリスク及び機会について個別のリスク管理の開示を行う必要はない。このような場合、企業は、IFRS S2 号及び IFRS S1 号に定める要求を満たす統合されたリスク管理の開示を提供することにより不必要な重複を避けることが求められる。[IFRS S2.26]

### TCFD との比較

ISSB は、気候関連リスク及び機会に関する IFRS S2 号の開示要求は、リスクにより焦点を当てている TCFD 提言の開示項目とほぼ一致しているとしている。

気候関連リスクの識別、評価、管理するための企業のプロセスを記載する開示について、ISSB は、TCFD との比較文書の中で、IFRS S2 号は以下であると述べている：

- より詳細な情報(企業がリスクを識別するために用いる入力パラメータ、リスクを識別するためにシナリオ分析を用いているか、またどのように用いているか、リスクを識別し、評価し、優先順位を付け、モニタリングするための企業のプロセスが過去の報告期間から変更されたかどうか)を求めている。
- 機会の識別、評価、優先順位付け、モニタリングのための企業のプロセスに関する追加的开示を含む。

気候関連リスクを識別し、評価し、管理するための企業のプロセスが、企業の全体的なリスク管理にどのように統合されているかの説明に関する開示について、ISSB は、IFRS S2 号が機会を識別、評価、優先順位付け、モニタリングするためのプロセスが、企業の全体的なリスク管理プロセスと統合され、情報をもたらす程度、及び、どのように統合され、情報をもたらしているかについての追加的な開示を含んでいることに留意している。

## 4.5 指標と目標

IFRS S2 号は、気候関連のリスク及び機会に関する指標と目標を特に取り上げているため、IFRS S1 号の指標と目標に関する全般的な開示要求事項よりも、IFRS S2 号の指標と目標に関する開示要求事項の方がはるかに詳細である。

企業が設定した気候関連の目標、及び法規制により達成が義務付けられている目標に対する進捗を含む、気候関連のリスク及び機会に関する企業のパフォーマンスを主要な利用者が理解できるようにするため、IFRS S2 号では以下のすべての開示が求められている。[IFRS S2.27, IFRS S2.28]

- 産業横断的な 7 つの指標カテゴリーに関する情報(すなわち、産業にとらわれない指標)(セクション 4.5.1 参照)
- 企業のビジネス・モデルや経済活動に関連する産業ベースの指標(すなわち、企業が参加する産業に関連する指標)(セクション 4.5.2 参照)
- 気候関連のリスクを軽減もしくはこれに適応するため、又は気候関連の機会を活用するために、企業が設定した目標や法規制により達成が義務付けられている目標(ガバナンス機関や経営者がこれらの目標に対する進捗を測定するために用いる指標を含む)(セクション 4.5.3 参照)

IFRS S2 号は、企業は、気候関連のリスク及び機会に対応するガバナンス、戦略、リスク管理プロセスを有していない場合であっても、指標に関する情報を開示しなければならない。ISSB は、指標に関する開示の目的は、以下に対する企業のパフォーマンスの開示を企業に要求することであることを明確にした。[IFRS2.BC73]

- 気候関連のリスク及び機会を測定・モニタリングするために用いられる指標(IFRS S2 号で規定されていない指標を含む場合もある)
- IFRS S2 号が定める指標(気候関連のリスク及び機会を測定・モニタリングするために、これらの指標を用いていない場合も含む)

### 4.5.1 産業横断的な指標

IFRS S2 号は、2021 年 10 月に公表された TCFD の「[指標、目標及び移行計画に関するガイダンス](#)」<sup>9</sup>から ISSB が導き出した産業横断的な 7 つの指標カテゴリーに関する情報の開示を企業に求めている。

以下の図 4.9 で産業横断的な 7 つの指標カテゴリーをまとめている。[IFRS S2.29]

図 4-9: 産業横断的な指標

#	カテゴリー	開示情報
1	GHG 排出量	報告期間中に発生した温室効果ガス(GHG)の総排出量の絶対量を以下の分類で開示(CO <sub>2</sub> 換算のメートルトン) <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ スコープ 1 GHG 排出量</li> <li>▪ スコープ 2 GHG 排出量</li> <li>▪ スコープ 3 GHG 排出量</li> </ul> (当該開示及びその他の GHG 関連開示の詳細は以下のセクション 4.5.1.A 及びセクション 5 参照)
2	気候関連の移行リスク	気候関連の移行リスクの影響を受けやすい資産や事業活動の数値及びパーセンテージ(セクション 4.5.1.B 参照)
3	気候関連の物理的リスク	気候関連の物理的リスクの影響を受けやすい資産や事業活動の数値及びパーセンテージ(セクション 4.5.1.B 参照)
4	気候関連の機会	気候関連の機会と整合した資産や事業活動の数値及びパーセンテージ(セクション 4.5.1.B 参照)
5	投下資本	気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出、ファイナンス、投資の金額(セクション 4.5.1.C 参照)

9 [TCFD Guidance on Metrics, Targets and Transition Plans](#)、TCFD、2021 年 10 月、TCFD のウェブサイトでも利用可能

6	内部炭素価格	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 企業が意思決定において炭素価格を適用しているかどうか、適用している場合はどのように適用しているかについての説明</li> <li>▪ 企業が GHG 排出コストを評価するために使用する GHG 排出量のメートル・トン当たりの価格</li> </ul> <p>(セクション 4.5.1.D 参照)</p>
7	報酬	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 役員報酬に気候関連の考慮事項が織り込まれているかどうか、織り込まれている場合はどのように織り込まれているかについての説明</li> <li>▪ 当報告期間において認識された役員報酬のうち、気候関連の考慮事項と結びついているもののパーセンテージ</li> </ul> <p>(セクション 4.5.1.E 参照)</p>

企業が属する産業に関係なく共通の情報を提供することで、産業横断的な指標は、主要な利用者が以下のことを行うことを可能にする。[IFRS S2.BC75]

- 気候関連のリスク及び機会に対する企業のエクスポージャーと管理
- 気候関連のリスク及び機会の主要な側面と決定要因の理解
- 気候変動が企業に及ぼす潜在的影響の洞察

#### 4.5.1.A GHG 排出量の開示

企業は、報告期間中に発生した GHG(温室効果ガス)総排出量の絶対量を開示しなければならない。企業の GHG 総排出量は、以下のように分類される。[IFRS S2.29(a)(i)]

- スコープ 1 GHG 排出量
- スコープ 2 GHG 排出量
- スコープ 3 GHG 排出量

企業が開示する GHG 排出量は、CO2 換算のメートル・トンで表される。これは 7 つの温室効果ガスを CO2 換算値に集約する必要があるためである。詳細はセクション 5.3.2 を参照。

ISSB の教育的資料「IFRS S2 号「気候関連開示」の適用にあたっての温室効果ガス排出の開示要求」では、以下が明確化されている:

- 「総量」とは、いかなる除去の取組み(カーボンクレジットの使用など)も考慮せずに GHG 排出を測定することを指している。
- 「絶対」とは、GHG 排出の総量を開示することを指す。GHG 排出原単位の開示では、絶対的な GHG 排出の例とはならない。

2023 Annual Report において、Standard Chartered plc は、スコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3(カテゴリー別)の GHG 総排出量を CO2 換算トン数で開示している。脚注で修正再表示した箇所を示している。

実例 4-5: Standard Chartered PLC (2023)

イギリス

Annual Report 2023 [抜粋]

Sustainability Review [抜粋]

Sustainability Strategic Pillars [抜粋]

Pillar 3: Deliver on our annual milestones set forth in our net zero roadmap [抜粋]

Our emission sources [抜粋]

Scopes of GHG emissions	2023 <sup>4</sup> (tCO <sub>2</sub> e)	2022 (tCO <sub>2</sub> e)	2021 (tCO <sub>2</sub> e)
Scope 1 emissions <sup>1</sup>	8,488	2,071	2,902
Scope 2 emissions <sup>2</sup>	26,246	47,363	82,761
<b>Total Scope 1 and 2 emissions<sup>3</sup></b>	<b>34,734</b>	49,434	85,663
<b>Scope 3 emissions:</b>			
Category 1: Purchased goods and services (other)	286,304	380,732	330,224
Category 1: Purchased goods and services (data centres) <sup>5</sup>	4,431	7,060	43,132
Category 2: Capital goods	42,707	34,496	47,217
Category 4: Upstream transportation and distribution	24,125	20,300	20,949
Category 5: Waste generated in operations <sup>6</sup>	520	747	
Category 6: Business travel (air travel)	60,279	39,107	3,654
Category 6: Business travel (miscellaneous other than air travel)	8,918	2,654	4,994
Category 7: Employee commuting	71,228	61,917	
Category 13: Downstream leased assets (real estate)	7,898	8,594	
Category 15: Investments <sup>7,8</sup>	41,944,000	49,512,000	45,200,000
<b>Total Scope 3 emissions</b>	<b>42,450,410</b>	50,067,607	45,650,190
<b>Total emissions</b>	<b>42,485,144</b>	50,117,041	45,735,853

- 1 As we aim to improve our emissions measurement and reporting year-on-year, we have included fugitive emissions in our Scope 1 figures for the first time in 2023: 5,266 tCO<sub>2</sub>e. Prior year data was not available for fugitive emissions. For more information on the methodology and assumptions used to calculate GHG emissions, please refer to the Environmental Reporting Criteria at [sc.com/sustainabilityhub](https://sc.com/sustainabilityhub).
- 2 Scope 2 indirect emissions include indirect emissions from purchased electricity measured under the market-based approach as set out in the GHG protocol.
- 3 Our Scope 1 and 2 emissions calculations for the most recent reporting year were independently assured by Global Documentation Ltd., the assurance scope excluded fugitive emissions. Market-based emissions have decreased from 2022 to 2023 due to footprint reduction, efficiency gains and the purchase of additional energy attribution certificates by the Group.
- 4 The reporting period for GHG emissions is 1 October to 30 September. This only differs for Category 1: Purchased Goods (other); Category 2: Capital goods; Category 4: Upstream transportation and distribution; Category 6: Business travel (miscellaneous other than air travel) and Category 15: Investments where a period of 1 January to 31 December is used. Emissions data for these categories is also on a one-year lag with emissions reported in 2023 based on 2022 emissions data.
- 5 Purchased goods and services (data centres) have been restated from 706tCO<sub>2</sub>e to 7,060tCO<sub>2</sub>e due to an error in converting the unit of emissions.
- 6 Waste emissions have been restated from 498tCO<sub>2</sub>e to 747tCO<sub>2</sub>e due to an out of date emissions factor being used in prior year.
- 7 Category 15: Investments only includes financed emissions and are measured on a one-year lag, with emissions reported in 2023 being based on 2022 emissions and financial data. Financed emissions are included on page 110. A facilitated emissions baseline was measured for the first time during the year. Refer to page 112 for more details.
- 8 2022 absolute emissions have been restated from 58.5MtCO<sub>2</sub>e to 49.5MtCO<sub>2</sub>e. This is due to (i) reduction in shipping absolute emissions as improved data has resulted in individual ship-level fair values being obtained; (ii) pausing of aviation emissions reporting due to the sale of the Group's aviation leasing and lending business; (iii) decreases in Automotive Manufacturers' emissions due to changes in the industry emissions reporting methodology referenced earlier on page 95; (iv) decreases in emissions from the 'Others' sector where improved data has been obtained to calculate emissions; and (v) the sectoral baselining of emissions reporting for Cement and Commercial Real Estate as separate high-emitting sectors.

2023 Annual Report において、Magna International Inc は、GHG 原単位指標に関する情報を開示している。

#### 実例 4-6: Magna International Inc. (2023)

カナダ

### FY 2023 Sustainability Report [抜粋]

#### Sustainability Metrics [抜粋]

#### 5.1 Energy Management and Emissions [抜粋]

##### 5.1.2 Emissions

Energy consumed can be converted to CO<sub>2</sub> emissions based on regional conversion factors. In order to help us and our stakeholders better assess trends related to the emissions we generate, we track emissions "intensity" on the basis of total sales, employee headcount and aggregate square footage of our facilities and offices. These intensity metrics assist us in determining whether we are becoming more efficient by normalizing emissions on a per dollar of sales, per employee and per square footage basis. The raw data for Scope 1 & 2 emissions, together with intensity metrics are set out below. Magna adheres to the GHG Protocol Corporate Accounting and Reporting Standard ("GHG Protocol") for its Scope 1 and 2 reporting. Magna adheres to the GHG Protocol Corporate Value Chain (Scope 3) Standard and guidance from the SBTi for its Scope 3 reporting. We use commonly accepted emission factors such as those available from the GHG Protocol, International Energy Association (IEA), United States EPA, including its eGrid database, United Kingdom Department for Energy Security and Net Zero, ecoinvent and CEDA (Comprehensive Environmental Data Archive), as well as other local or regional references. Our Scope 1 and 2 emissions data is verified annually by an independent third party verification firm.

16580 52. 23046)	2023	2022	2021 <sup>1</sup>
Scope 1 Emissions (metric tone)	434,561	433,636	436,287
Scope 2 Emissions (metric tone) <sup>2</sup>	1,150,855	1,166,825	1,099,730
Scope 1 & 2 Emissions (metric tone) <sup>2</sup>	1,575,217	1,600,439	1,525,997
Sales (\$50, millions)	42,797	37,840	38,242
Sales Intensity (CO <sub>2</sub> metric tons/\$ Sales)	0.0000368	0.0000424	0.0000401
Employees	178,000	168,000	158,000
Employee Intensity (metric tons/employee)	8.8	9.5	9.7
Square Footage (million sq. ft)	83.6	84.4	83.5
Square Footage Intensity (metric tons/sq. ft)	0.0188	0.0183	0.0183

<sup>1</sup> Market-based emissions calculation method.  
<sup>2</sup> Scope 1, 2 Emissions Intensity and Square Footage Intensity are calculated based on combined Scope 1 and 2 Emissions.

In connection with our net-zero commitment and submission of near-term and net-zero targets to SBTi for validation, we submitted our Scope 1, 2 and 3 baseline emissions for 2021 as per the table below:

Emission Type	2021 Baseline Year
Scope 1 (tCO <sub>2</sub> e)	436,287
Scope 2 (tCO <sub>2</sub> e)	1,099,730
Scope 3 (tCO <sub>2</sub> e)	58,655,441
Total	60,191,438

IFRS S2 号は、各法域の規制当局や企業が上場している証券取引所が、GHG 排出量の測定に別の方法を使用するよう要求しない限り、「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準(2004年)」(以下、「GHG プロトコルコーポレート基準(2004)」)を使用することを企業に要求している。[IFRS S2.29(a)(ii)] 「GHG プロトコルコーポレート基準(2004)」は、GHG プロトコルと総称される公表物の一つである。GHG プロトコルと他の方法の使用の詳細については、セクション 5 を参照。

企業は、以下を含む GHG 排出量を測定するために使用したアプローチを開示しなければならない。[IFRS S2.29(a)(ii) ]

- GHG 排出量の測定に使用した測定アプローチ、インプット及び仮定
- 上記を選択した理由
- 報告期間中に上記を変更した場合はその旨及び理由(詳細はセクション 5.3.1 を参照)

2023 Climate-Related Disclosures Report において、Scales Corporation Limited は GHG 排出量を測定するために用いた測定アプローチ、インプット及び仮定についての情報を開示している:

**実例 4-7: Scales Corporation Limited (2023)** ニュージーランド

**Climate-Related Disclosures Report - 2023 [抜粋]**

**5. Metrics and Targets [抜粋]**

**5.2.3 Inclusions [抜粋]**

**Table 8: Inclusions, methodologies and uncertainties**

Scope	Minimum category	Activity	Data Source	Data Source	Methodology, Data Quality, Uncertainty, Quantified
Scope 1	Stationary combustion	Fuel used for plant equipment	Process	WPC guidelines 2023	Fuel based method, Low uncertainty
	Mobile combustion	Fuel used by fleet/air vehicles and heliports	Fuel purchase transaction history	WPC guidelines 2023	Fuel based method, Low uncertainty
	Fugitive emissions	Refrigerant used by refrigeration equipment	Maintenance reports and invoices	WPC guidelines 2023	Top-down method, Applicable to Scales' owned refrigeration equipment, Low uncertainty
Scope 2	Purchased energy	Electricity consumption	Meters	Selection of electricity grid factors by operating location	Location based method, High data quality and low uncertainty due to complete metering rate
	Business travel	Air travel	Tripal itineraries, member payments, credit card purchase history	WPC guidelines 2023, Consumption emissions modelling report	Hybrid method, Distance based where data is available, otherwise distance spent, Verified data quality, medium uncertainty overall
Rail/road/trucks		Tripal itineraries, member payments, credit card purchase history	WPC guidelines 2023, Consumption emissions modelling report	Hybrid method, Distance/Fuel based for rail/road where data is available, otherwise distance spent, Data is open for audit, Verified data quality, medium uncertainty overall	
Hotel and accommodation		Tripal itineraries, member payments, credit card purchase history	WPC guidelines 2023, Consumption emissions modelling report	Highly refined method, Country selected based on itineraries, and non-availability approximated where unspecified, High uncertainty overall	
Scope 3	Employee commuting and working from home	Employee commuting and working from home	Internal reports/ staff surveys	WPC guidelines 2023	Distance based method to determine commuting, data entering from forms approximated, Data quality is low due to difficulty in collating survey results, High uncertainty
	Upstream transportation and distribution	Measurement of product from suppliers	Logistics shipping and freight reports	UK GHG conversion factors 2023	Turn-of-the-wheel based method, Distance and weight determined between supplier and site, Only includes emissions from upstream freight we are responsible for, Variable data quality, medium uncertainty
	Downstream transportation and distribution	Movement of product by a customer	Logistics shipping and freight reports	WPC guidelines 2023, UK GHG conversion factors 2023	Turn-of-the-wheel method, Distance and weight determined between origin and customer, Only includes emissions from downstream freight we are responsible for, Variable data quality, medium uncertainty
Scope 3	Purchased goods and services	Customers/all processing provided by a third party (not processing where specifically to Shellco)	Third party supplier worksheets and our reports/ invoices	Selection of electricity grid factors by operating location	Hybrid method, Used data from owned facilities to determine cost to third party, outsource and self-processing sites, For outsource we used UK GHG conversion factors, High uncertainty
	Fuel and energy related activities	Transmission and distribution (T&D) losses		Selection of electricity T&D loss factors by operating location	Electricity non-emission approach, Methodology as per WPC guidelines, On-site usage to determine losses, estimation based on national generation efficiency metrics, High data quality, low level of uncertainty
	Wells to leak emissions			UK GHG conversion factors 2023	Fuel consumption approach, methodology based on UK GHG conversion factors, High data quality, medium uncertainty
Scope 3	Waste generated in operations	Waste	Supplier invoices and waste reports	WPC guidelines 2023	Hybrid method, Weight based where data is available, otherwise weight to estimate the ton volume and number of incinerators, Landfill and gas not used in methodology, Variable data quality, medium uncertainty
	Water generated in operations	Water supply and wastewater	Council invoices and meter data	WPC guidelines 2023	Hybrid method, Volume based where council data is available for processing sites, For specific sites for office spaces, Domestic wastewater treatment factors used as industrial factors are unavailable, Variable data quality, medium uncertainty
Scope 3	Upstream leased assets	Short term leased assets	Property measurements and invoices	WPC guidelines 2023	Estimate based on energy intensity (assumes meter energy consumption) of existing sites for offices, Used one factor for energy and one for GHG conversion factor for carbon consumption, High uncertainty

スコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 の GHG 総排出量に関する追加の開示要求事項は、以下の図 4.10 の通りである。[IFRS S2.29(a)(iv)]

図 4-10: GHG 排出量の開示

GHG 排出量	具体的な開示内容
スコープ 1 及びスコープ 2	<p>スコープ 1 及びスコープ 2 の GHG 排出量 については、以下の 2 つに細分化して開示しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 連結会計グループ(例えば、親会社及びその連結子会社)</li> <li>▪ 連結会計グループから除外されるその他の投資先(例えば、関連会社、ジョイント・ベンチャー、非連結子会社)</li> </ul> <p>この細分化については以下の設例 4-4 を参照。</p>
スコープ 2	<p>スコープ 2 の GHG 排出量については、以下を開示しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ ロケーション基準の GHG 排出量</li> <li>▶ スコープ 2 GHG 排出量について一般目的財務報告書の利用者の理解に役立つ契約証書に関する情報(すなわち、IFRS S2 号は、企業がマーケット基準の GHG 排出量を開示することを要求していない)</li> </ul> <p>「ロケーション基準」と「マーケット基準」の定義については、後述のセクション 5.2.3 を参照。</p>
スコープ 3	<p>スコープ 3 の GHG 排出量については、「GHG プロトコルコーポレート・バリューチェーン(スコープ 3)の算定・報告基準(2011)」に記載されているスコープ 3 のカテゴリーに従って開示しなければならない。</p> <p>これらのカテゴリーは以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ カテゴリー1. 購入した商品及びサービス</li> <li>▶ カテゴリー2. 資本財</li> <li>▶ カテゴリー3. スコープ 1 又はスコープ 2 に含まれない燃料及びエネルギー関連の活動</li> <li>▶ カテゴリー4. 上流の輸送及び流通</li> <li>▶ カテゴリー5. 事業において発生する廃棄物</li> <li>▶ カテゴリー6. 出張</li> <li>▶ カテゴリー7. 従業員の通勤</li> <li>▶ カテゴリー8. 上流のリース資産</li> <li>▶ カテゴリー9. 下流の輸送及び流通</li> <li>▶ カテゴリー10. 販売した製品の加工</li> <li>▶ カテゴリー11. 販売した製品の使用</li> <li>▶ カテゴリー12. 販売した製品の廃棄処理</li> <li>▶ カテゴリー13. 下流のリース資産</li> <li>▶ カテゴリー14. フランチャイズ</li> <li>▶ カテゴリー15. 投資</li> </ul> <p>企業の活動にアセットマネジメント、商業銀行、保険が含まれる場合は、スコープ 3 の「ファイナンスド・エミッション」について追加の開示が必要となる。ファイナンスド・エミッションについては、下記のセクション 5.7 を参照。</p>

以下の設例は、「気候関連開示に関する付属ガイダンス」の「設例 1」に基づいている。[IFRS S2.IE3, IFRS S2.IE4, IFRS S2.IE5]

#### 設例 4-7: スコープ 1 とスコープ 2 の GHG 排出の細分化

A 社は Sub 社の 80%の持分を所有し、法人格のある共同出資事業である JV 社の 40%の持分を所有する。A 社と他の企業は共同で JV 社を支配している。A 社は JV 社のオペレーターに任命されており、A 社は共同出資事業当事者によって承認された活動及び運営を管理・実施する責任を負う。

A 社は、IFRS 会計基準に従って財務諸表を作成している。A 社の連結財務諸表では、A 社及びその支配下にある企業の資産、負債、資本、収益、費用及びキャッシュ・フローを単一の経済的実体として表示されている。A 社は、Sub 社を支配している。従って、A 社の連結財務諸表の報告主体は、A 社と Sub 社で構成される。A 社は JV 社を支配していないため、JV 社の資産、負債、資本、収益、費用及びキャッシュ・フローは A 社の連結グループに含まれない。代わりに、A 社は JV 社に対する持分を持分法投資として認識している。

A 社の連結グループは、GHG 排出量の開示を含むサステナビリティ関連の財務開示における報告主体でもある。A 社は、GHG 排出量を測定するために、経営支配力基準<sup>10</sup>を選択した。A 社は JV 社を経営支配しているため、JV 社の GHG 排出量はすべて A 社(報告主体)の GHG 排出量に含まれる。

個々の企業のスコープ 1 とスコープ 2 の GHG 排出量は以下の通りである:

	温室効果ガス排出量(CO2 換算メートルトン)		
	スコープ 1	スコープ 2	合計
A 社(親会社)	1,000	350	1,350
Sub 社	3,000	800	3,800
JV 社	6,000	1,400	7,400

経営支配力基準による A 社(報告主体)のスコープ 1 及びスコープ 2 の GHG 排出量は、以下のように測定される(経営支配力基準により、A 社は JV 社の GHG 排出量の 100% を測定に含めることになる)。

	温室効果ガス排出量(CO2 換算メートルトン)		
	スコープ 1	スコープ 2	合計
A 社(親会社)	1,000	350	1,350
Sub 社	3,000	800	3,800
JV 社	6,000	1,400	7,400
合計	10,000	2,550	12,550

IFRS S2 号第 29 項(a)(iii)に従い、A 社は、連結グループとその他の投資先との間で、スコープ 1 及びスコープ 2 の温室効果ガス排出量の内訳を以下のように開示する。

	温室効果ガス排出量(CO2 換算メートルトン)		
	スコープ 1	スコープ 2	合計
A 社連結グループ	4,000	1,150	5,150
JV 社への投資	6,000	1,400	7,400
スコープ 1 とスコープ 2 の GHG 排出量の合計(経営支配力基準)	10,000	2,550	12,550

10 経営支配力基準については、セクション 5.2.2.B (ii)を参照のこと。

## よくある質問

### 質問 4-2: カテゴリー15.投資は金融機関のみに適用されるものか。

カテゴリー15は、企業のスコープ1及びスコープ2のGHG排出量に含まれない投資を行っている企業に関する。商業銀行のような金融機関は、このカテゴリーに多くの投資を行っていることが多い。

### 質問 4-3: IFRS S1号における比較情報に関する要求事項は、グループ内の子会社が取得又は処分された場合のGHG排出量の開示にどのように適用されるのか。

(TIG会議2024年6月13日 - アジェンダ・ペーパーNo. 2, ISSB会議2024年7月24日 - アジェンダ・ペーパーNo. 9)

第53章・質問5-1に関する論点を踏まえ、TIGはさらに、IFRS S2号を適用する際に、報告企業の構成に変更があった場合(子会社の取得や売却など)の比較情報に関するIFRS S1号70項の要求事項の適用について、また、IFRS S2号がIFRS S1号とは異なるアプローチを求めているかどうかについて議論した。

TIGは、IFRS S1号70項は、他のISSB基準が要求又は許容している場合を除き、ISSB基準を用いて開示される全ての情報に適用されると指摘した。この要求事項を考慮し、TIGは、IFRS S2号には比較情報の開示に関連するいかなる追加的な特定の要求事項が含まれていないため、IFRS S2号を適用する際にはIFRS S1号の原則を適用されなければならないことに同意した。従って、TIGは、第53章・質問5-1の結論と整合して、子会社の取得や売却により報告企業の構成に変化があった場合、気候関連の比較情報は、比較対象期間の関連する財務諸表における報告企業の構成を反映することに同意した。すなわち、連結財務諸表に係る情報についてどのような情報が記載されるかは、適用されるGAAPに準拠した、その時点のグループの構成に基づく。

議論の中で、TIGは、IFRS S2号のGHGプロトコルに準拠してGHG排出量を測定するという要求事項を検討した。IFRS S2号29項a(ii)は、GHGプロトコルの要求事項とIFRS S2号の要求事項が抵触しない範囲においてのみ、企業がGHGプロトコルに従ってGHG排出量を測定することを求めている。GHGプロトコルは、GHG排出量の測定に関連する要求事項とは別に、GHG排出量報告の他の側面に関連する要求事項も含んでいる。

しかし、TIGはIFRS S2号B23項を参照し、企業は、GHGプロトコルを適用する際に選択した関連する測定アプローチを用いて報告企業のGHG排出量を測定するためにのみ、GHGプロトコルを使用する必要があることに同意した。すなわち、GHGプロトコルは、ISSB基準で開示が要求されているものを測定するためにのみ使用され、GHGプロトコルの他の要求事項(比較情報に関するものを含む)は、IFRS S1号の要求事項の適用に影響を与えない。従って、GHG排出量に関連して、当期の報告期間と比較期間について提供される情報は、IFRS S1号に従って、適用されるGAAPに準拠したそれぞれの時点における報告企業の構成を反映する必要がある。

また、TIGは、GHG排出量に関する情報を(適用されるGAAPに従った)連結グループに基づいて提供することが求められる一方で、グループの構成によって排出量の測定に関するアプローチの選択が制限されることはないことを指摘した。GHGプロトコルに含まれるGHG排出量測定アプローチの選択肢は、いずれも利用可能でありIFRS S2号において許容されている(詳細な議論はセクション5.2.2を参照)。報告企業の境界と測定アプローチの違いが、報告企業の変更とGHG排出量の測定方法の変更との間に直接的な関係をもたらすとは限らない。TIGは次の例により説明した。ある企業が当期に子会社を買収したが、比較期間にはその子会社の業務に対する経営支配を有していた。当期の報告企業の変更は、比較期間における報告企業のGHG排出量の測定に変更をもたらすものではない。これは、比較期間において、当該企業がすでに子会社に対する経営支配を有していたためである。

### 質問 4-4: 企業が前期に開示された情報を用いて当期のスコープ3のGHG排出量を見積る場合、IFRS S1号B50項の要求事項を適用し、その見積り排出量が比較情報となる翌期において修正する必要があるか。

(TIG会議2024年6月13日 - アジェンダ・ペーパーNo. 1, ISSB会議2024年7月24日 - アジェンダ・ペーパーNo. 9)

TIGは、報告企業がバリュー・チェーンに含まれる企業と同じ報告期間であるが、バリュー・チェーンにおける企業のカテゴリー15の投資に含まれるスコープ3のGHG排出量の情報が、報告企業の期末の報告時点で入手できない場合について議論した。そのため、当期の報告期間のGHG排出量を推計するために、報告企業は、バリュー・チェーンに含まれる企業が過年度に開示した情報を、合理的な見積りとして使用する。

#### 設例 4-8: 比較対象期間の見積り情報

企業 A は報告企業であり、企業 B は企業 A のバリュー・チェーンに含まれる企業である。両企業とも 12 月 31 日に終了する 12 ヶ月の報告期間である。企業 A は、当期の報告期間(20X2 年 12 月 31 日終了)と比較期間(20X1 年 12 月 31 日終了)の 2 年間の情報を、以下のように GHG 排出量を見積り、開示する:

- 企業 A は、前期の報告書(20X1 年)において、企業 B の 20X0 年報告書の GHG 排出量データを 20X1 年の見積りとして使用した。
- 企業 A は、当期(20X2 年)について、企業 B の 20X1 年報告書の GHG 排出量データを、20X2 年の合理的な見積りとして使用した。
- 企業 A は、20X2 年報告書の比較対象期間(すなわち、20X2 年報告書の比較対象情報として含まれる 20X1 年情報)について、企業 B の 20X1 年報告書の実績データを入手したため、新しい情報に基づいて比較対象期間の見積り排出量を更新した。

その結果、企業 A は、20X2 年(企業 B が 20X1 年に公表した GHG 排出量データを推定値として使用)と 20X1 年(実際の企業 B の 20X1 年公表 GHG 排出量データ)の両方に、同じ 20X1 年の GHG 排出量データセットを使用している。

TIG は、IFRS S1 号 B50 項(a)を適用する際に報告される情報の比較可能性や、企業 B の GHG 排出量の脱炭素化の結果としての変化が、時間の経過とともに適切に反映されるかどうかに関する、上記の状況で提起された懸念を検討した。しかし TIG は、そのような状況であっても、IFRS S1 号 B50 項の要求事項を適用し、前期に存在した状況の証拠となる新たな情報を反映するために、比較情報を表示する際に前期の見積り(企業によって合理的な見積りであるとされていたことを前提)を修正する必要があることに同意した。そうする際に、企業は主要な利用者に、何が変更されたのか、どの程度変更されたのか、なぜ変更されたのかに関する情報を提供する。

当該議論の中で、TIG は以下の点を指摘した:

- IFRS S1 号 B50 項は、新たな情報が識別され、当該新たな情報が前期に存在していた状況に関する証拠を提供する場合、企業が前期に開示した見積り数値を修正することを要求している。しかし、この要求事項に準拠するためには、見積り数値を単に見直すだけでは十分ではない。企業は、前期に開示された数値と見直された比較対象の数値との差を開示すると共に、比較対象の数値を見直した理由を説明する必要がある。このような情報は、見直された見積り数値を補完するものであり、開示された情報についての主要な利用者の理解可能性を高める(第 53 章セクション 3.1.1.B の議論を参照)。さらに、将来の期に見積りを見直す可能性についての当期の開示(例えば、当期に開示されている見積り金額の修正情報を受け取ることを見越して)は、利用者にとって重要性がある場合がある(測定の不確実性に関する開示要求事項の詳細については、第 53 章セクション 6.2.2 も参照)。
- IFRS S1 号 B50 項の要求事項を満たす開示の作成において、企業は重要性を適用することが求められる。情報に重要性があるかどうかは判断の問題であり、関係する事実と特定の企業の状況に依存する。企業は、比較情報を提供する際に、過年度の見積り数値を修正することや、過年度の数値と当期の見直された数値の差額に関する情報を提供することに重要性があるかどうかを判断する必要がある。企業は、定性的要因と定量的要因の両方に基づいて、そのような情報が主要な利用者の意思決定に影響を与えると判断する場合もあるし、また、重要性がある情報ではないため IFRS S1 号 B50 項の要求事項を適用しないと判断する場合もある。重要性の適用については、第 53 章セクション 3.2 を参照のこと。
- TIG は、この質問が金融サービス産業で事業を行う企業のスコップ 3 カテゴリー15 の GHG 排出量の文脈で議論されたが、上記で強調された結果と要点は、見積り数値である(特定の状況における)他のすべての指標や、異なる産業の企業にも等しく適用できると指摘した。しかし、TIG は、スコップ 3 の GHG 排出量の測定に特に適用される以下の追加要点について述べた。
  - バリュー・チェーン内の企業からの過年度の情報に基づいて当期の情報を見積もるアプローチは、企業が IFRS S2 号の要求事項に従って GHG 排出量を測定する状況において適切である。これには、この測定を忠実に表現する結果となる測定アプローチやインプット及び仮定の使用や、報告日時時点で過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報の使用が含まれる(詳細については、上記セクション 5.6.1 を参照)。
  - IFRS S1 号と IFRS S2 号は一緒に適用される。IFRS S1 号の要求事項は、IFRS S2 号の全体的な開示目的及び特定の開示目的との関連において適用される。したがって、TIG は、次のような情報を提供することに関する IFRS S2 号の要求事項を強調した。a) サステナビリティ関連財務開示で報告される数値に影響を与える最も重大な不確実性を主要な利用者が理解できるようにする情報(第 53 章セクション 6.2.2 を参照)、b) 企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会について完全で中立で正確な描写で

ある情報(第 53 章セクション 3.1 を参照)、c) 質的及び量的に十分であり、合理的なアサーション及びインプットが使用された見積数値を含む情報(第 53 章セクション 3.1.1.B を参照)、及び d) 明瞭かつ簡潔な情報(第 53 章セクション 3.1.1.B を参照)。

#### 4.5.1.B 気候関連のリスクの影響を受けやすい、あるいは気候関連の機会と整合した資産や事業活動

企業は、以下の資産や事業活動の数値及びパーセンテージを開示する必要がある。

- 気候関連の移行リスクの影響を受けやすい資産や事業活動
- 気候関連の物理的リスクの影響を受けやすい資産や事業活動
- 気候関連の機会と整合した資産や事業活動

これらの開示は、移行リスク、物理的リスク、機会について個別に求められる。

以下の図 4-11 は、IFRS S2 号「気候関連開示」に関する付属ガイダンスに記載されている指標の例を示している。

図 4-11: リスク及び機会に関連する産業横断的指標

指標カテゴリー	指標の例 (数値及びパーセンテージで表される)
気候関連の移行リスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 移行リスクに大きくさらされる不動産担保の金額</li> <li>▶ 炭素関連資産へのクレジット・エクスポージャーの集中</li> <li>▶ 石炭鉱業からの売上高の割合</li> <li>▶ 「国際民間航空のためのカーボン・オフセット及び削減スキーム」でカバーされない有償旅客キロの割合</li> </ul>
気候関連の物理的リスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 洪水、熱ストレス又は水ストレスにさらされる地域にある不動産、インフラ又はその他の代替資産のポートフォリオの割合</li> <li>▶ 気候関連ハザードにさらされる実物資産の割合</li> <li>▶ 100 年確率洪水地帯における住宅ローンの件数及び金額</li> <li>▶ 100 年確率洪水地帯内における排水処理能力</li> <li>▶ ベースラインの水ストレスが高い又は極めて高い地域における取水及び消費に関連する売上高</li> </ul>
気候関連の機会	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 低炭素経済への移行を支援する製品又はサービスからの売上高</li> <li>▶ エネルギー効率化及び低炭素化技術に関連する正味収入保険料</li> <li>▶ (1)ゼロエミッション車、(2)ハイブリッド車、及び(3)プラグイン・ハイブリッド車の販売台数</li> <li>▶ 引き渡した住宅のうち、第三者機関の多属性グリーンビルディング基準で認証されたものの割合</li> </ul>

これらの開示の作成にあたり、IFRS S2 号は、報告日時点で過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的かつ裏付け可能な情報を使用しなければならないと述べている。[IFRS S2.30] この要求事項の適用については、セクション 4.3.1.C 及び、第 53 章セクション 1.2.2.B で詳しく解説されている。

## よくある質問

**質問 4-5: IFRS S2 号には定義がないが、「事業活動」と「脆弱な」という用語は何を意味するのか。**

(TIG 会議 2024 年 3 月 15 日 - アジェンダ・ペーパー No. 1、ISSB 会議 2024 年 3 月 16 日 - アジェンダ・ペーパー No. 9)

TIG は、企業の資産と事業活動の性質、及び、関連する脆弱性は、企業によって大きく異なる可能性があるという ISSB スタッフの分析に同意した。ISSB スタッフは、IFRS S2 号の第 29 項において特定の指標が規定されていないのはこのためであると説明した。その代わりに、IFRS S2 の開示目的との関連で、それらの指標の開示に関する決定を行うべきである。開示目的は、開示すべき情報と、その情報を開示する粒度のレベルを決定するための判断に適用される「碇(イカリ)(anchor)」を企業に提供するものである。開示が要求される情報は、投資家の意思決定に影響を及ぼすと合理的に見込まれる情報であり、これは、提供すべき情報を決定する上で、重要性の判断が重要であることを意味する。

TIG は、「事業活動」を識別する際に考慮されうる要因として、以下が含まれると述べている：

- 気候変動関連のリスクにさらされ、企業の事業や将来のパフォーマンスに影響を与える可能性のある活動。これは主要な利用者が、このようなリスクに関する「企業のパフォーマンス」を理解できるようにするための指標と目標に関する具体的な開示目的に基づいている。
- 収益の発生に係る活動の種類、あるいは費用が発生する結果となる活動の種類
- 事業内のさまざまな種類のオペレーションに基づく活動。

この決定には、主要な利用者に対して最も意思決定に有用な情報を提供する開示を検討することを含め、企業は判断を行使する必要がある。

IFRS S2 号は、物理的リスクと移行リスクに対して脆弱な事業活動を区分して開示することを要求しているが、これらの種類のリスクは異なる時間軸で顕在化する可能性があるためであり、TIG は、物理的リスク又は移行リスクの影響を受ける事業活動の種類を決定する際にこの事実を考慮すべきであるとも述べた。

TIG はまた「脆弱な」という用語について以下の見解を示した：

- リスクに対する企業の「エクスポージャー」は、リスクに対する「脆弱性」を判断するための有用な指針となる。
- 企業のバリュー・チェーンの幅と構成の評価は、気候変動関連のリスクの結果として、事業全体に潜在する脆弱性の特定に関連する。
- IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンスは、企業の事業に基づく関連する脆弱性の種類の識別に役立つ場合がある。
- シナリオ分析は、企業が気候関連のリスクにさらされること、及びその結果として脆弱性が生じることについての洞察を与えるものである。
- 企業は、サステナビリティ関連財務開示のための資産全体の脆弱性の評価の一環として、財務諸表作成目的の資産の減損テストのインプットについて検討する場合がある。

**質問 4-6: 気候関連のリスクに対して脆弱な、あるいは気候関連の機会に対応した資産又はビジネス活動の「数値」は、金銭的な金額として表現する必要があるか**

いいえ。IFRS S2 号「気候関連開示」に関する付属ガイダンスには、気候関連のリスクに脆弱な、あるいは気候関連の機会に対応した沿資産の金額が非金銭的な数値(上記図 4-11 を参照)として表現されるいくつかの指標の例がある。それらの例の一つとして、100 年確率洪水地帯内の廃水処理能力が非金銭的な数値として表現されている。

IFRS S2 号は、これらの指標に使用される数値の測定又は表示の基準を規定していないことから、判断が必要となる。その判断を行う際、企業は IFRS S2.27 の指標及び目標の具体的な開示目的を考慮する必要がある。この目的は、一般目的財務報告の利用者が企業の気候関連のリスク及び機会に関連するパフォーマンス並びに企業が公表した他の一般目的財務報告書とのつながりを理解できるようにすることである。場合によっては、非金銭的な指標が開示目的により適合する場合がある。その他の場合には、金銭的な金額として表示された指標が開示目的により適合する場合がある。

#### 設例 4-9: 脆弱性の指標を選択する

企業 A は、気候関連の物理的リスクにさらされている鉱山プロジェクトを保有している。この鉱山は開発段階に入ることが承認されている。鉱山の資産は、企業 A の財政状態計算書において取得原価で測定されている。鉱山の帳簿価額は僅少であり、企業 A の会計方針では鉱床の探査及び評価にかかるコストを費用計上している。

気候関連の物理的リスクに対して脆弱な資産の数値に関する指標を作成する際に、企業 A は、どの数値が企業 A の財務諸表と気候関連開示とのつながりを提供するかを最初に考慮する。

- 企業 A は、鉱山資産の帳簿価額は、鉱山が開発された際に、企業 A が鉱山の鉱物の生産から生み出されることを期待する将来キャッシュ・フローとの相関がないため、鉱山資産の帳簿価額に基づく指標は、利用者にとって有用な情報を提供しないと結論付ける。さらに、帳簿価額が僅少であるため、その数値は企業 A の将来の減損損失に対するエクスポージャーのリスクについても有用な情報を提供しない。
- 企業 A は、気候関連の物理的リスクに対する企業 A の資産又はビジネス活動の脆弱性の程度について利用者に情報を提供する財務諸表の他の数値は識別していない。これは、例えば、まだ鉱物を採掘していないため、鉱山資産がまだ収益を生み出していないためである。

金銭的な金額を使用して、気候関連の物理的リスクから生じる鉱山の脆弱性を開示する代わりに、企業 A は鉱山における鉱物埋蔵量(すなわち、地下にある鉱物を経済的に採鉱できる量)が、トンで測定されるような非金銭的な数値であっても、気候関連の物理的リスクに対する脆弱性について利用者に洞察を提供する数値であると識別する。この数値を開示に使用することで、企業 A の気候関連財務開示と埋蔵量報告書(投資家や他の利用者の情報ニーズを満たすために多くの鉱業を営む企業が公表する別途の報告書)とのつながりも提供する。

2023 Annual Report で、NZX Limited は産業横断的な指標に関する情報を開示している。

実例 4-8: NZX Limited (2023)		ニュージーランド
<b>2023 Annual Report [抜粋]</b>		
<b>NZX 2023 CLIMATE STATEMENT [抜粋]</b>		
<b>5. Metrics &amp; Targets [抜粋]</b>		
<b>5.2 Other metrics [抜粋]</b>		
Cross-industry metric category		
<b>Transition risks:</b> Assets or business activities vulnerable	72.1% of total operating revenue (Capital Markets Origination, Secondary Markets and Funds Management revenue streams)	
<b>Physical risks:</b> Assets or business activities vulnerable	9.7% of total assets (Property, plant & equipment and right-of-use lease assets)	
<b>Climate-related opportunities:</b> revenue, assets or business activities	No assets linked to climate-related opportunities	
<b>Capital deployment:</b> capital expenditure, financing or investment	No capital is currently deployed in low-emissions products and services	
<b>Internal emissions price:</b>	\$143 per tCO <sub>2</sub> e (Price of carbon credit offsets that we purchase from Toitū)	
Remuneration	Air travel-linked KPIs (Air travel is NZX's largest emission source)	

#### 4.5.1.C 投下資本

企業は、気候関連のリスク及び機会に対して投下された資本支出、ファイナンス、投資の金額を開示しなければならない。[IFRS S2.29(e)]

IFRS S2 号は、この開示要求に特化した適用ガイダンスを提供していないが、いくつかの一般的なガイダンスを提供している。以下のセクション 4.5.1.F を参照。加えて、IFRS S2 号に関する付属ガイダンスには、指標の例として以下が挙げられている。

- 低炭素製品・サービスの研究開発への投資が年間売上高に占める割合
- 気候適応策への投資(例えば、土壌の健全性、灌漑及びテクノロジー)の割合

以下の実例は、投下資本に関する情報の開示についての説明である。

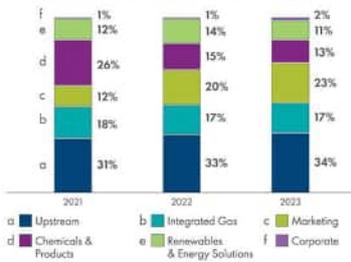
実例 4-9: Z Energy Limited (2023)		ニュージーランド
<b>Climate Statements [抜粋]</b>		
<b>Metrics and Targets [抜粋]</b>		
<b>Exposure to transition and physical risks [抜粋]</b>		
<b>Capital deployment</b>		
<b>Expenditure against future energy solutions commitments under Overseas Investment Act</b>		
In 2022, a commitment was made as part of Ampol's application for consent under the Overseas Investment Act 2005 to acquire Z to spend at least \$50 million toward low carbon investments by 30 April 2029 to support future energy solutions in New Zealand. At the end of 2023, \$47.8 million (which includes \$17.5m for taking the Group's holding in Flick Energy to 100 per cent) has been spent aligned with this commitment.		
<b>2023 total capital expenditure on climate-related risks and opportunities</b>		
Total capital expenditure, financing and investment deployed towards climate-related risks and opportunities in 2023 was \$32.6 million, and included investment in the following climate-related risks and opportunities:		
Description	Associated risk/opportunity	Approach and assumptions
EV charging rollout	Reputation Market and technology changes Investment in low carbon Optimise asset base	Installation of additional 82 EV charging bays at Z retail sites
Additional capital investment in Flick	Reputation Market and technology changes Invest in low carbon	Additional capital investment in Flick Electric to bring Z's ownership up to 100%
Investment in Red Phase	Reputation Market and technology changes Investment in low carbon Optimise asset base	Investment in Red Phase
Forest Partners	Emissions Trading Scheme (ETS) Obligations	Investment in the Forest Partners forestry joint venture to help meet Z's future carbon credit obligations

Annual Report and Accounts [抜粋]

Our journey to net zero [抜粋]

Energy transition strategy [抜粋]

Cash capital expenditure evolution by segment



Cash capital expenditure by segment for 2024 is expected to be approximately \$8 billion for Upstream, \$5 billion for Integrated Gas, \$3 billion for Marketing, \$3-4 billion for Chemicals and Products, and \$4-5 billion for Renewables and Energy Solutions.

Investing in the energy transition

Total cash capital expenditure\* of \$24.4 billion in 2023

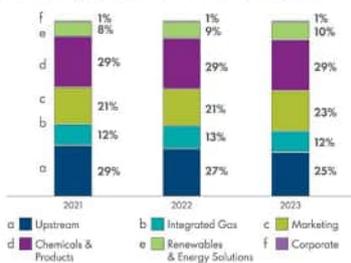
<b>Non-energy products [A]</b> \$2.3 billion	<b>Low-carbon energy solutions [B]</b> \$5.6 billion
<b>LNG, gas and power marketing and trading [C]</b> \$4.0 billion	<b>Oil, oil products and other [D]</b> \$12.5 billion

[A] Products for which usage does not cause Scope 3, Category 11 emissions: Lubricants, Chemicals, Convenience Retailing, Agriculture & Forestry, Construction & Road.  
 [B] E-Mobility and Electric Vehicle Charging Services, Low-Carbon Fuels, Renewable Power Generation, Environmental Solutions, Hydrogen, CCS. We define low-carbon energy products as those that have an average carbon intensity that is lower than conventional hydrocarbon products, assessed on a life-cycle basis.  
 [C] LNG Production & Trading, Gas & Power Trading, and Energy Marketing.  
 [D] Upstream segment, GTL, Refining & Trading, Marketing fuel and hydrocarbon sales, Shell Ventures, Corporate segment.

Movements in cash capital expenditure in 2023 versus 2022 were driven by:

- Non-energy products: 41% lower in 2023 than in 2022 due to the completion of Shell Polymers Monaca in 2022 and greater inorganic expansion in Lubricants and Convenience Retailing in 2022.
- Low-carbon energy solutions: increased by 30% mainly due to the acquisition of Nature Energy (nearly \$2 billion) and the roll-out of electric vehicle charging.
- LNG, gas and power marketing and trading: comparable year on year.
- Oil, oil products and other: remained at a similar level to 2022.

Operational expenditure evolution by segment



Energy transition: Total cash capital expenditure\* by segment

Classification	Segment	2023		2022	
		\$ billion		\$ billion	
<b>Non-energy products [A]</b>	Marketing	0.9	2.3	1.5	3.9
	Chemicals and Products	1.4		2.4	
<b>Low-carbon energy solutions [B]</b>	Marketing	3.3	5.6	1.4	4.3
	Renewables & Energy Solutions	2.3		2.9	
<b>LNG, gas and power marketing and trading [C]</b>	Integrated Gas	3.7		3.8	
	Renewables & Energy Solutions	0.3	4.0	0.4	4.2
<b>Oil, oil products and other [D]</b>	Integrated Gas	0.5		0.5	
	Upstream	8.3		8.1	
	Marketing	1.4		2.0	
	Chemicals and Products	1.8	12.5	1.4	12.5
	Renewables & Energy Solutions	0.1		0.2	
	Corporate	0.4		0.3	
<b>Total</b>		24.4	24.4	24.8	24.8

[A] Products for which usage does not cause Scope 3, Category 11 emissions: Lubricants, Chemicals, Convenience Retailing, Agriculture & Forestry, Construction & Road.  
 [B] E-Mobility and Electric Vehicle Charging Services, Low-Carbon Fuels, Renewable Power Generation, Environmental Solutions, Hydrogen, CCS. We define low-carbon energy products as those that have an average carbon intensity that is lower than conventional hydrocarbon products, assessed on a life-cycle basis.  
 [C] LNG Production & Trading, Gas & Power Trading, and Energy Marketing.  
 [D] Upstream segment, GTL, Refining & Trading, Marketing fuel and hydrocarbon sales, Shell Ventures, Corporate segment.  
 \* Non-GAAP measure (see page 365).

4.5.1.D 内部炭素価格

企業は以下を開示する必要がある。[IFRS S2.29(f)、IFRS S2.BC130]

- 企業が意思決定に炭素価格を適用しているかどうか、またどのように適用しているかについての説明(例えば、投資決定、移転価格、シナリオ分析等)。これは「内部炭素価格」と呼ばれる。
- 企業が GHG 排出のコストを評価するために使用する GHG 排出価格(メートルトン当たり)。

## 付録 A 用語の定義

## 内部炭素価格

投資、生産、消費パターンの変化、潜在的な技術進歩や将来の排出削減コストの財務的影響を評価するために使用する価格。企業は、様々なビジネス用途に内部炭素価格を利用することができる。一般的に使用される内部炭素価格は、以下の2種類である。

## (a) シャドープライス

理論上のコスト又は名目上の金額であり、リスクの影響、新規投資、プロジェクトの正味現在価値、様々な取り組みの費用対効果等の経済的影響やトレードオフを理解するために使用することができる。

## (b) 内部税又は手数料

事業活動、製品ライン、その他の事業部門の温室効果ガス排出に基づき課される炭素価格(これらの内部税又は手数料は、企業内移転価格に類似している)。

内部炭素価格が意思決定にどのように適用されているかを説明する際、企業は、GHG 排出のメートル・トン当たりの価格を表すために、現在の価格、シャドープライス、その他の価格のいずれを使用しているかを説明することが期待される。ただし、内部炭素価格がない場合には、その旨を開示することを検討する必要がある。[IFRS S2.BC130]

2023 TCFD Report の中で、Cemex, S.A.B. de C.V.は、内部炭素価格の利用についての情報を開示している：

## 実例 4-11: Cemex, S.A.B. de C.V (2023)

メキシコ

## Report 2023 [抜粋]

## Task Force on Climate-Related Financial Disclosure Response (TCFD) [抜粋]

## Strategy [抜粋]

## Internal Carbon Pricing

Since 2020, Cemex designed a methodology to implement an internal carbon price as a shadow price with the primary objective of driving low-carbon investments and changing internal behaviors, reflecting a cost for CO<sub>2</sub> emissions that simulates a scenario in which all our sites in the world operate under an emission trading system (ETS). Every year, we update the price of carbon according to the latest EU ETS average price forecast from a ten analysts' report (83.5 EUR/t for 2023 and 142 EUR/t for 2030; UKA 2023: 53.6 GBP/ton), which also includes UK ETS price forecast. California market price increased based on Analyst's Best Estimate used for California operation (33 USD/t in 2023, 28 USD/t in 2022 and 48 USD/t in 2030). A carbon floor price is used for non-regulated countries outside EU and California (22 USD/ton in 2023, 20 USD/ton in 2022 and 36 USD/t in 2030). These forecasts are used in all our business units, allowing managers to make operational and investment decisions taking into consideration the impact of CO<sub>2</sub> emissions on their present and future financial performance.

## 4.5.1.E 役員報酬

企業は以下を開示する必要がある。[IFRS S2.29(g)]

- 役員報酬に気候関連の考慮事項が織り込まれているか、またどのように織り込まれているかの説明
- 当期に認識された役員報酬のうち、気候関連の考慮事項に結び付いている報酬のパーセンテージ

## 弊法人のコメント

IFRS S2号は「役員」を定義していない。そのため、企業は、どのような経営上の役割が「役員」に相当し、この開示要求事項の範囲内となるかを判断する必要がある。

我々の見解では、この開示により、主要な利用者は、企業の活動を管理する権限と責任を有する企業の経営者が、その企業の気候関連のリスク及び機会を管理するパフォーマンスに対して、報酬を通じてインセンティブを付与されているかどうか、またどの程度付与されているかを理解することができるようになる。このような観点から、「役員」に相当する経営上の役割を特定するために、企業は、IAS第24号「関連当事者の開示」における「経営幹部」の定義を検討することができる。「経営幹部」とは、企業の活動を直接、間接に計画し、指示を行い、そして支配する権限及び責任を有する者(企業の取締役(業務執行権がある者もそれ以外の者も)を含む)をいう。

また、IFRS S2号は「報酬」を定義していない。我々の見解では、この開示要求を適用する際には、「報酬」の通常の意味で十分である。何が「報酬」に該当するかを決定する際、企業は、IAS第24号における「報酬」の定義を考慮することができる。この定義には、短期従業員給付(賃金等)、退職後給付(年金等)、その他の長期従業員給付(長期勤続休暇等)、解雇給付及び株式に基づく報酬が含まれる。

### 4.5.1.F 作成ガイダンス

IFRS S2号は、上記のGHG排出量以外の産業横断的な指標の開示を作成する際に、以下のすべてを考慮することを求めている。[IFRS S2.B65]

- 気候関連のリスク及び機会の影響が発生することが合理的に見込まれる時間軸(第53章セクション4.3.1参照)。
- 企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンのどの部分に気候関連のリスク及び機会が集中しているか(地域、施設、資産の種類等)(第53章セクション4.3.2を参照)。
- 気候関連のリスク及び機会が、報告期間の企業の財政状態、財務業績、キャッシュ・フローに与える影響に関連して開示される情報(第53章セクション4.3.4を参照)。
- 産業別指標が、産業横断的な指標の開示要求事項の全部又は一部を満たすために用いることができるか。
- 産業横断的な指標の開示と、関連する財務諸表において認識・開示される金額とのつながり。つながりには、財務諸表の開示及び作成において使用されるデータ及び仮定との整合性(可能な限り)も含まれる。

### 4.5.2 産業別指標

IFRS S2号は、産業横断的な指標に加えて、単独又は1つ以上の産業への参加を特徴づける、特定のビジネス・モデル、活動又はその他の共通の性質に関連する産業別指標を開示することを企業に求めている。

産業別指標の開示は、企業の属する産業に共通する気候関連のリスク及び機会への企業のエクスポージャー及びそれらの管理を主要な利用者が理解できるようにするために求められている。[IFRS S2.BC134]

IFRS S2号は、「IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス」を参照し、関連する産業について識別された開示トピックに関連する産業別指標の適用可能性を考慮しなければならない。[IFRS S2.32] 上記セクション4.3.1.Bで議論したように、当該要求事項は、企業が産業別ガイダンスを参照した後、ガイダンスが適用されないと判断した場合には、企業は当該ガイダンスを適用する必要がないことを意味する。しかし、企業が産業別ガイダンスが適用されないと結論づけた場合でも、IFRS S2号は企業に産業別指標を開示することを求めている。ISSBが説明しているように、産業別ガイダンスに含まれる開示トピック及び指標は、網羅的であることを意図していない。したがって、企業が情報に重要性があると判断した場合には、産業別ガイダンスに含まれていない他のトピックに関する情報を開示する必要がある。[IFRS S2.BC37]

### 4.5.3 気候関連の目標

IFRS S2号は企業に以下の開示を要求している。

- 気候関連の目標(下記セクション4.5.3.A参照)
- 各目標の設定、レビューのプロセス、進捗のモニタリングのアプローチに関する情報(下記セクション4.5.3.B参照)
- 各目標に対するパフォーマンスに関する情報(下記セクション4.5.3.C参照)
- GHG排出目標に関する情報(もしあれば)(下記セクション4.5.3.D参照)

#### 4.5.3.A 気候関連目標に関する開示

IFRS S2 号は、以下のいずれかの気候関連の定量的及び定性的な目標を開示することを要求している：[IFRS S2.33]

- 戦略的目標の達成に向けた進捗状況をモニタリングするために企業が設定した目標  
あるいは、
- 法規制により達成することが義務付けられている目標(もしあれば)

これらの目標には、GHG 排出目標も含まれる。

各目標について、IFRS S2 号は企業に以下のすべての開示を義務付けている。

図 4-12: 気候関連の目標開示

開示すべき情報	詳細情報
目標設定に用いた指標 [IFRS S2.33(a)]	IFRS S2 号は、気候関連の目標を設定するため及び進捗を測定するために使用する指標を識別・開示する際に、産業横断的な指標及び産業別指標を考慮しなければならない。[IFRS S2.B67] 目標に向けた進捗状況を測定するために企業が作成した指標について、IFRS S1 は、追加の開示要求事項を規定している(第 53 章セクション 5.2 を参照)。
目標の目的 [IFRS S2.33(b)]	例えば、緩和、適応、科学的根拠に基づく取組みへの準拠等。
目標が適用される範囲 [IFRS S2.33(c)]	例えば、目標が企業全体に適用されるのか、企業の一部のみ(特定の事業単位や特定の地理的地域等)に適用されるのか等。
目標の測定に関する情報	具体的には以下の開示が求められる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 目標が適用される期間 [IFRS S2.33(d)]</li> <li>▪ 進捗を測定する基準期間 [IFRS S2.33(e)]</li> <li>▪ マイルストーン及び中間目標 [IFRS S2.33(f)]</li> </ul>
目標が定量的である場合、それが絶対量目標か原単位目標か [IFRS S2.33(g)]	IFRS S2 号では以下のように定義されている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ <b>絶対量目標</b>とは「測定値の総量又は測定値の総量の変化」</li> <li>▪ <b>原単位目標</b>とは「経営指標に対する測定値の比率又は経営指標に対する測定値の比率の変化」[IFRS S2.B66]</li> </ul>
気候変動に関する最新の国際協定がどのように目標に反映されたか [IFRS S2.33(h)]	当該開示には、最新の国際協定から生じる各法域のコミットメントも含まれる。

#### 4.5.3.B 目標の設定、レビュー、進捗状況のモニタリングアプローチ

企業は、以下のアプローチに関する情報を開示しなければならない。[IFRS S2.34]

- 各目標の設定及びレビュー
- 各目標に対する進捗状況のモニタリング

開示すべき情報には以下のすべてが含まれる。[IFRS S2.34]

- 目標及び目標設定方法に対する第三者による検証の有無
- 目標をレビューする企業のプロセス
- 目標の達成に向けた進捗状況をモニタリングするために使用する指標
- 目標に対して行われた見直しとその説明

#### 4.5.3.C 目標に対するパフォーマンスの報告

企業は、各気候関連目標に対するパフォーマンスに関する情報を開示する必要がある。当該開示情報には、企業のパフォーマンスの傾向分析や変化に関する分析も含まれる。[IFRS S2.35]

IFRS S2 号は、目標設定及び目標達成に向けた進捗状況のモニタリングに使用される指標を識別、開示する際に、企業が産業横断的な指標及び産業別指標を参照し、適用可能性を考慮することを求めている。この指標には、適用される ISSB 基準に記載されている指標や、IFRS S1 の要求事項を満たす他の指標が含まれる。[IFRS S2.37]

#### 4.5.3.D GHG 排出目標

上記の要求事項に加えて、IFRS S2 号は、企業が設定した(又は法規制で達成が義務付けられている)GHG 排出目標に関する以下の図で要約されるすべての情報の開示を要求している。[IFRS S2.36]

図 4-13: GHG 排出目標の開示

開示すべき情報	詳細情報
GHG 排出目標の範囲	<p>具体的には以下の開示が求められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>どの GHG 排出量が目標の対象となるか(様々な構成ガスは、後述のセクション 5.2 を参照)[IFRS S2.36(a)]</li> <li>目標がスコープ 1、スコープ 2、スコープ 3 のいずれの GHG 排出量を対象としているか [IFRS S2.36(b)]</li> </ul>
グロス GHG 排出目標か ネット GHG 排出目標か [IFRS S2.36(c)]	<p>IFRS S2 号では以下のように定義されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>グロス GHG 排出目標とは「企業のバリュー・チェーン内で計画される温室効果ガス排出の総変化を反映する」</li> <li>ネット GHG 排出目標とは、「企業が目標とする温室効果ガス総排出から、計画されているオフセットの取組み(例えば、温室効果ガス排出量をオフセットするためのカーボン・クレジットの計画された使用等)を差し引いたもの」</li> </ul> <p>ネット GHG 排出目標については、グロス GHG 排出目標についても開示することが求められる。また、ネット GHG 排出目標の開示が、企業のグロス GHG 排出目標に関する情報を不明瞭にしてはならない。[IFRS S2.B68, IFRS S2.B69]</p>
目標がセクター別脱炭素化アプローチを用いて算出されたかどうか [IFRS S2.36(d)]	<p>ISSB は、IFRS S2 号の結論の根拠において、セクター別脱炭素化アプローチは、(気候変動に関する最新の国際協定などを通じて設定された)国際レベルでの GHG 排出目標をセクターベースのベンチマークに換算することにより、セクターごとに GHG 排出目標を設定し、それに対して個々の企業のパフォーマンスを比較することができる」と説明している。</p> <p>セクター別脱炭素化アプローチでは、異なるセクターで事業を営む企業には、低炭素経済への移行に伴う特有の課題があることを認識している(例えば、企業のバリュー・チェーンにおいて GHG 排出が集中する場所は、セクターによって異なる)。</p> <p>科学的根拠に基づく目標イニシアティブ(SBTi)は、セクター別脱炭素化アプローチを採用している。[IFRS S2.BC150]</p>
ネット GHG 排出目標を達成するために、GHG 排出量をオフセットするために企業が計画しているカーボン・クレジットの利用 [IFRS S2.36(e)]	<p>IFRS S2 号は、カーボン・クレジットを「カーボン・クレジット・プログラムによって発行され、温室効果ガスの排出削減又は除去を表す排出単位であり、電子登録によって一意にシリアル化され、発行、追跡、無効化される」と定義している。[IFRS S2 Appendix A]</p> <p>カーボン・クレジットの計画された使用について開示すべき情報には、以下のすべてが含まれる。[IFRS S2.36(e)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ネット温室効果ガス排出目標を達成するために、企業がどの程度カーボン・クレジットを使用しているか(もしあれば)</li> <li>カーボン・クレジットを検証又は認証する第三者スキーム</li> <li>カーボン・クレジットの種類 - 基礎となるオフセットが自然に基づくものなのか、技術的な炭素除去に基づくものなのかを含む(詳細は以下を参照)</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 一般目的財務報告書の利用者が、カーボン・クレジットのスキームの信頼性と誠実性を理解するために必要なその他の要素 (例えば、カーボン・オフセットの永続性に関する仮定等)</li> </ul> <p>また、企業がすでに購入したカーボン・クレジットで、GHG 排出目標を達成するために使用する予定のものに関する情報を開示する場合もある。[IFRS S2.B71]</p>
--	---

## カーボン・クレジット

カーボン・クレジットは、自然に基づくもの(植林、土壌による炭素隔離、その他のバイオマス貯留の利用などを通じて自然の炭素吸収を拡充することを目的としたもの)と、技術的な炭素除去に基づくものがある。ISSB は、カーボン・クレジットの種類に関する開示は、一般目的財務報告書の利用者が企業のリスク・プロファイルを評価するのに役立つとしている。例えば、企業が技術的炭素除去に基づくカーボン・クレジットの使用を計画している場合、利用者は、その技術的解決策が現在のところ商業規模で経済性がなく、将来的に実行可能なものにするためには多額の投資が必要になる可能性が高いのかを理解したいと考えるかもしれない。対照的に、自然に基づくアプローチは、技術的解決策よりも費用対効果が高いことが多いものの、以下のような懸念にさらされる可能性がある。

- 「永続性」(すなわち、どれだけ長く温室効果ガス排出が大気から安全に除去されるのか)及び「付加性」(すなわち、特定の投資がなければ生じなかった新たな気候上の便益がもたらされたかどうか)に基づくカーボン・オフセット・スキームの質
- 食糧生産など、他の社会・環境問題への二次的影響

その結果、カーボン・クレジットに依存する程度、カーボン・クレジットの生成方法、企業がクレジットを獲得するスキームの信頼性と誠実性に関する開示は、いくつかのスキームの適合性、利用可能な技術及びカーボン・クレジットの将来の価格に関する不確実性から追加的な気候関連のリスク及び機会が生じるため、利用者に重要な情報を提供する。[IFRS S2.BC154, IFRS S2.BC155, IFRS S2.BC156] ISSB は、下記の理由からそうしたことが起こるかもしれない、としている。

- 炭素回収・貯留技術の解決策は効果がないことが判明するかもしれない。  
あるいは
- 気候変動への取組み、政策の変更、あるいは食料不足問題への懸念から、特定のカーボン・クレジット・スキームの利用を抑制又は禁止する規制が導入又は改定されるかもしれない。

## TCFD との比較

ISSB は、IFRS S2 号の気候関連のリスク及び機会に関する指標及び目標の開示要求事項の一部は、TCFD が推奨する開示とほぼ一致しているとしている。

気候関連のリスクを管理・評価するために企業が使用する指標に関する開示について、ISSB は、TCFD との比較文書の中で、IFRS S2 号が、TCFD 提言に含まれている産業横断的な指標に加え、産業別指標の開示を要求していることを指摘した。

GHG 排出量に関する開示について、ISSB は、IFRS S2 号に以下の追加の要求事項が含まれていることを指摘した。

- 連結グループ及び連結グループに属さない投資先(持分法適用投資など)のスコープ 1 及びスコープ 2 の温室効果ガス排出量を個別に開示する。
- ロケーション基準のアプローチに従ってスコープ 2 の GHG 排出量を開示し、スコープ 2 の GHG 排出量に関連する契約証書に関する情報を開示する。
- アセットマネジメント、商業銀行、保険業を営む企業は、「ファイナンスド・エミッション」を開示する。
- スコープ 3 の GHG 排出量の測定に使用した測定手法、インプット、仮定を開示する。

また、IFRS S2 号は、スコープ 3 の GHG 排出量に関する開示を作成するためのスコープ 3 の測定の枠組みを規定している。IFRS S1 号の「分解」の一般原則は、企業の一般目的財務報告書の利用者に重要性がある情報を提供する場合には、GHG 排出量の開示を構成ガスごとに分解することも要求している。

気候関連のリスク及び機会を管理するために企業が使用する目標と、それらの目標に対する実績に関する開示について、IFRS S2 号は以下を求めている。

- TCFD 提言とは異なり、気候変動に関する最新の国際協定が目標にどのような影響を与えたか、また、その目標が第三者によって検証されているかどうか。
- 企業の GHG 排出目標についてのより詳細な情報開示と、企業のネット GHG 排出目標達成のためのカーボン・クレジットの利用計画に関する追加的な開示要求。
- 目標の設定及びレビュー、目標に対する進捗状況のモニタリングに対する企業のアプローチに関する情報を開示する追加要求。

## 5 温室効果ガス排出

### 5.1 温室効果ガス排出の測定

IFRS S2号は、温室効果ガス排出の開示を、「GHG プロトコルコーポレート基準(2004)」に従って測定することを要求している。ISSBは、企業がGHGプロトコルの要求事項を適用するのは、それらの要求事項がIFRS S2号と反しない範囲に限られることを明確にしている。言い換えれば、企業はIFRS S1号及びIFRS S2号で開示が要求されているものを測定するためにGHGプロトコルを使用する。したがって、一例として、GHGプロトコルでは「スコープ3」の温室効果ガス排出の開示を要求されないものの、IFRS S2号では要求事項であるため、企業は「スコープ3」の排出を開示する必要がある。[IFRS S2.29(a)(ii), IFRS S2.B23] さらに、GHG排出の測定に関連しないGHGプロトコルコーポレート基準に含まれるその他の要求事項やガイダンスは、IFRS S2号の適用には関連しない。

温室効果ガス排出を測定するためにGHGプロトコルを用いるというIFRS S2号の一般的な要求事項に対する例外は、企業が法域の当局又は上場している証券取引所から温室効果ガス排出の測定に異なる方法を用いることが要求されている場合に適用される。この例外は、法域の当局や証券取引所が、その企業に対して別の方法を用いるよう要求している限り適用される。さらに、法域や証券取引所の特定の要求事項が報告企業の一部(例えば、特定の法域における事業)だけに適用される場合や、温室効果ガス排出の一部のカテゴリー(例えば、「スコープ1」と「スコープ2」の温室効果ガス排出のみ)だけに適用される場合もある。このような場合、IFRS S2号が認める例外は、企業全体の「スコープ1」、「スコープ2」及び「スコープ3」の温室効果ガス排出の開示を免除するものではない。[IFRS S2.B24, S2.B25]

### 5.2 GHGプロトコルの概要

GHGプロトコルは、国連気候変動枠組条約(UNFCCC)により特定された以下の7つの温室効果ガスの排出量を算定、測定、報告するための基準とガイダンスを提供する。

- 二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)
- メタン(CH<sub>4</sub>)
- 亜酸化窒素(N<sub>2</sub>O)
- ハイドロフルオロカーボン(HFC)
- パーフルオロカーボン(PFC)
- 六フッ化硫黄(SF<sub>6</sub>)
- 三フッ化窒素(NF<sub>3</sub>)

これらのガスは大気中に熱を閉じ込めるため、温室効果ガスに分類される。

以下の公表物は、総称してGHGプロトコルとして知られている。

- [企業会計及び報告基準](#)(「コーポレート基準」)<sup>11</sup>
- [スコープ2ガイダンス](#)<sup>12</sup>
- [企業バリューチェーン\(スコープ3\) 会計・報告基準](#)(「スコープ3基準」)<sup>13</sup>
- [スコープ3 排出量算出のための技術ガイダンス](#)(「スコープ3ガイダンス」)<sup>14</sup>

以下のセクションでは、企業の温室効果ガス排出測定に関連する可能性のあるGHGプロトコルの主要概念を簡単に解説する。GHGプロトコルの適用に関する詳しいガイダンスは、EY公表の「[Sustainability reporting developments: 包括的ガイド - 温室効果ガスプロトコル解釈ガイダンス](#)」<sup>15</sup>を参照されたい。

#### 5.2.1 GHG排出量の算定、測定、報告

GHGプロトコルに沿ったGHG排出の算定、測定、報告は、以下のプロセスに基づいている。

11 [Corporate Standard](#) 参照、GHGプロトコルのウェブサイトを利用可能

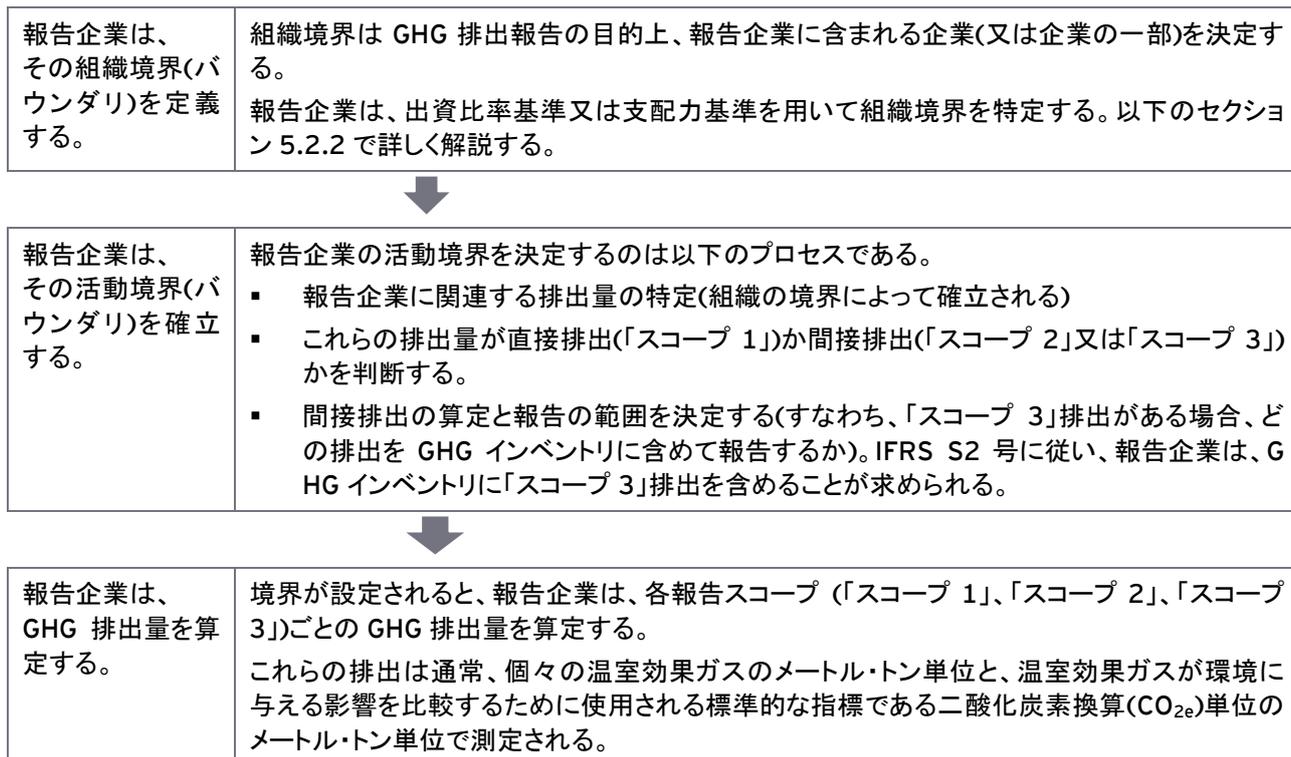
12 [Scope 2 Guidance](#) 参照、GHGプロトコルのウェブサイトを利用可能

13 [Corporate Value Chain \(Scope 3\) Standard](#) 参照、GHGプロトコルのウェブサイトを利用可能

14 [Scope 3 Calculation Guidance](#) 参照、GHGプロトコルのウェブサイトを利用可能

15 [Sustainability reporting developments: A comprehensive guide, Greenhouse Gas Protocol, Interpretative guidance](#)、2024年9月、www.ey.comで入手可能

図 5-1: GHG プロトコルにおけるプロセス



GHG プロトコルは、報告企業が GHG 排出を追跡し、長期にわたって比較可能な GHG 排出量データを報告できるように設計されている。そのため、排出量を比較できるようにするため GHG プロトコルでは、報告企業が基準年(特定の年又は複数年の平均)を設定することを求めている。GHG プロトコルでは、長期的な比較可能性を維持するために、特定の状況下で基準年排出を遡及的に再計算することを求めている。

## 5.2.2 組織境界

報告企業は、完全子会社、部分所有子会社、持分法投資など、その法的・組織的構造において様々な事業体を持つ可能性がある。GHG プロトコルは、報告企業が GHG 排出量を測定する際に、このようなさまざまな企業からの排出量を含めなければならないかどうかについてのガイダンスを示している。

GHG プロトコルは、含めるべき企業を特定するプロセスを「組織境界の設定」と呼んでいる。

GHG プロトコルでは、報告主体が組織境界を設定する 2 つの方法のうち 1 つを選択することができる:

- 出資比率基準  
あるいは
- 支配力基準

GHG プロトコルでは、これらの方法を連結基準と呼んでいる。すべての事業を完全所有し、支配している企業にとっては、どちらのアプローチも同じ組織境界となる。しかし、部分的に所有している企業(又は、支配を伴わずに経済的持分のみを有する企業)については、特定される組織境界と結果としてインベントリに含まれる温室効果ガス排出量は、用いる連結方法によって異なる可能性がある。

支配力は財務支配又は経営支配のどちらかの観点から定義できるため、GHG プロトコルは、支配力基準を経営支配力基準と財務支配力基準に分けている。以下のデジジョンツリーは、報告企業が組織境界を決定する際に利用可能な選択肢を示している:

図 5-2: 組織境界の決定



### 5.2.2.A 出資比率基準

出資比率基準では、報告企業は、所有企業や一部所有企業の出資比率に基づいて組織境界を設定する(すなわち、報告企業は、所有企業の出資比率と同じ割合の排出を含める)。報告企業が使用する出資比率は、所有企業が生み出すリスクと便益の両方に対して有する権利の程度を反映しなければならない。この出資比率は、所有企業の法的所有権割合と同じであることが多いが、すべての場合においてそうであるとは限らない。例えば、所有権割合が所有企業の経済的持分を忠実に表していない場合には、出資比率と所有権割合は異なる。

### 5.2.2.B 支配力基準

支配力基準では、報告企業は、出資比率や法的所有権割合に関係なく、支配力を有する事業の排出量の 100%を組織境界内に含める。例えば、出資比率 65%で子会社を支配している報告主体は、支配力基準を用いて子会社の排出量を 100%計上し、報告することになる。逆に、報告企業が支配していない企業の持分を 35%所有している場合、支配を有さない当該企業の排出量は、報告企業の GHG インベントリに含まれない。

GHG プロトコルは、支配力を決定する 2 つの方法を提供している:

- 財務支配力(下記(i)参照)
- 経営支配力(下記(ii)参照)

選択された支配力基準は、組織全体を通じて、また長期にわたって一貫して用いられなければならない。

#### (i) 財務支配力

報告企業が他の企業に対する財務支配を有するのは、その企業の活動から経済的便益を得るために、その企業を支配できる場合である。財務支配は、多くの場合、報告企業が事業から得られる経済的便益の大部分に対する権利を有している場合に得られる。上記の出資比率の概念と同様に、財務支配の判定は、法的な所有権ではなく、関係の経済的実質に依存する。すなわち、財務支配は、法的な所有権によって決定されるのではなく、報告企業が事業の経済的便益(例えば、企業の資産の所有に伴うリスクと便益)の大部分に対する権利を保有しているかどうかによって決定される。例えば、報告企業は、変動持分事業体である他の企業の 50%未満しか所有していなくても、その企業に対する財務支配を有している可能性がある。

財務支配が 2 以上の当事者によって共同で共有されている場合(例えば、IFRS 第 11 号「ジョイント・アレンジメント」に基づくジョイント・ベンチャー)については、排出権は出資比率アプローチを使用して会計処理される(財務支配基準が報告企業の他の部分に適用されるものの)。

#### 弊法人のコメント

財務支配力の判定は、多くの場合、IFRS 会計基準における財務報告目的の支配の判定と一致すると考えている(すなわち、企業が財務報告目的で連結されている場合、財務支配力基準の下では、その企業は組織境界内に含まれる可能性が高い)。

しかし、IFRS 会計基準の支配力評価に関する財務会計ガイダンスは、コーポレート基準の発行当初から変更されている。そのため、GHG プロトコルの財務支配力基準による連結の結論と財務会計上の結論との間に差異が生じる可能性がある。

#### (ii) 経営支配力

GHG プロトコルは、経営支配力基準を適用する報告企業は、たとえ施設の所有者でなくても、経営支配力を有する施設を組織境界内に含める必要があると規定している。これは特に、契約上の取り決めに基づいて運営されているリース資産やその他の資産に関連する。

経営支配力基準を使用することを選択した報告企業は、事業又は施設において経営方針を導入し、実施する権限を有しているかどうかによって、支配を決定する。経営支配とは、報告企業が当該事業又は施設に関するすべての意思決定を行えることを意味しない。例えば、経営支配には、日常的な機能の実行方法に関する意思決定は含まれるが、財務支配の結論であれば関連する、その他の重大な意思決定(例えば、資金調達の意味決定、重大な資産の売却)は含まれない可能性がある。

特定の施設又は事業が共同支配下にある場合がある(例えば、ジョイント・ベンチャー)。経営支配力基準では、報告企業は、共同支配下にある施設又は事業が報告境界に含まれるかどうかを判断するために、各施設又は事業に対して経営方針を導入し、実施できるかどうかを判断する必要がある。事業に対して経営支配権を持つ報告主体はその事業の50%の出資率しか持っていない場合でも事業の排出量の100%を報告境界に含める。

以下の事例は、SAP SE がどのように組織境界を決定したかを説明している。

事例 5-1: SAP SE (2022 年)	ドイツ
<p><b>SAP Integrated Report 2022 [抜粋]</b></p> <p><b>Non-Financial Notes: Environmental Performance [抜粋]</b></p> <p><b>Carbon Emissions [抜粋]</b></p> <p><b>Organizational Boundaries</b></p> <p>SAP defines its organizational boundaries by applying the operational control approach as set out in the GHG Protocol.</p> <p>Operational control is established when SAP has the full authority to introduce and implement its operating policies. The emissions of all operations over which the company has operational control and all owned, leased facilities, co-location data centers, and vehicles that the company occupies or operates are accounted for in the carbon emissions. They are based either on measurements or, where no measured data is available, on estimations and extrapolations.</p> <p>A portion of SAP's leased facilities operates under full-service or multitenant leases, where SAP does not have access to actual energy consumption information. SAP includes these facilities in our definition of operational control and accounts for them by estimating related energy consumption.</p> <p>To support the growing demand for SAP's cloud offerings, we subcontract computation power in local third-party data centers. Carbon emissions are approximated and included based on the consumed or extrapolated computation power.</p> <p>In most instances, however, SAP has 100% ownership of its subsidiaries. Accordingly, the difference between applying the control versus the equity approach is about 0.98% based on SAP revenue. If investments in associates were included, the difference would be even smaller, about 0.71%.</p>	

## よくある質問

### 質問 5-1: IFRS S1 号の報告企業概念と GHG 排出量開示の組織境界との違いは何か。

IFRS S1 号では、サステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表と同じ報告企業に対して作成されると規定されている。報告企業が親会社とその子会社で構成される連結グループである場合、報告企業は連結財務諸表を作成する。サステナビリティ関連財務開示も同様に連結グループに対して作成される。したがって、開示されるサステナビリティ関連財務情報は、連結グループに直接影響を与える、又は連結グループのバリュー・チェーンに影響を与えるサステナビリティ関連のリスク及び機会となる。

GHG 排出量について決定された組織境界は、報告企業の GHG 排出量開示を作成する目的にのみ関連する。組織境界は、報告企業のサステナビリティ関連財務開示において他のサステナビリティ関連財務情報を開示する必要があるかどうかの判断には関係がない。

連結財務諸表と組織境界は異なる概念であり、異なる基準に基づいて決定される。したがって、連結グループと組織境界の構成が一致するのは、企業の事業と構造における特定の事実と状況がたまたま一致している場合のみである。多くの場合に両者は一致せず、そのため、IFRS S2 号第 29 項(a)(iv)において連結会計グループと連結会計グループに含まれないその他の投資先との間の排出量を細分化して開示することを規定しているものと考えられる。

**質問 5-2: GHG 排出量開示の目的において組織境界に含まれる企業(又は資産)のうち、連結グループの一部を構成しないものの例としてはどのようなものがあるか。**

前の質問で述べたように、IFRS S2 号第 29 項(a)(iv)は、連結会計グループと連結会計グループに含まれないその他の投資先との間の排出量を細分化して開示することを規定している。連結グループに含まれない企業(又は資産)の種類は、適用される会計方針によって異なるが、GHG 排出量報告の目的で採用されている測定アプローチによっても異なる。

**出資比率基準**

出資比率基準(上記セクション 5.2.2.A で説明)では、通常、連結会計グループに含まれないもののうち、組織境界内には以下の企業が含まれる。

- 関連会社
- ジョイント・ベンチャー
- 非連結子会社
- 子会社、関連会社、又はジョイント・ベンチャーではないその他の企業で、出資比率基準に基づく GHG 排出量開示要求の対象となる企業

出資比率基準では、組織境界にこれらの企業が含まれるが、その企業に帰属する排出量は、その投資先に対する企業の出資比率の範囲でのみ含まれる。同様に、連結グループの子会社で完全子会社ではないものについても、出資比率基準では、組織境界に当該子会社を含め、当該子会社に帰属する排出量を当該子会社に対する企業の出資比率の範囲でのみ含める。

**経営支配力基準**

経営支配力基準(上記セクション 5.2.2.B で説明)では、通常、連結会計グループに含まれないもののうち、組織境界には以下のものが含まれる。

- 非連結企業(子会社、関連会社、ジョイント・ベンチャー、その他の企業を含む)で、報告企業が経営支配力を有する場合(例えば、経営支配力に基づく組織境界には、IFRS 第 11 号に従ってジョイント・オペレーションとして分類される共同支配契約の他のパートナーの持分に帰属する GHG 排出量が含まれる)
- 連結グループの財務諸表では資産として認識されていないが、報告企業が経営支配力を有している施設

いずれの場合も、報告企業の経営支配下にある企業又は資産に帰属するすべての排出量(つまり、GHG 排出量の 100%)は、企業のスコープ 1 及びスコープ 2 の GHG 排出量の一部を構成する。

**財務支配力基準**

財務支配力基準(上記セクション 5.2.2.B で説明)では、通常、連結会計グループに含まれないもののうち、組織境界に以下のものが含まれる。

- 非連結子会社(IFRS 会計基準における投資企業の例外規定が適用される場合など)
- 持分法に従って会計処理されるジョイント・ベンチャー。このセクションの上記で述べたように、2 つ以上の当事者が共同で財務支配力を有している場合、排出量は出資比率基準を使用して計算される。

**質問 5-3: 企業は、リース資産からの GHG 排出量をどのように分類すべきか。**

リース資産からの GHG 排出量の分類を決定する要因はいくつか挙げられ、以下が含まれる:

- 企業が借手又は貸手であるか
- リースの会計上の分類
- GHG 排出報告目的で適用される測定アプローチ(すなわち、出資比率、財務支配力、又は経営支配力)

GHG プロトコルにおけるリース資産からの排出量分類に関するガイダンスは、2004 年に GHG プロトコルが公表された時点で有効であった財務報告上の要求事項(例: IAS 第 17 号「リース」)に含まれていたファイナンス・リース/キャピタル・リースとオペレーティング・リースの分類に基づいている。これらの分類は借手と貸手の双方に適用されていた。しかしながら、GHG プロトコルが最初に公表されて以降、リースの財務報告上の要求事項は変更されている。例えば、IFRS 会計基準では、IAS 第 17 号は IFRS 第 16 号「リース」に置き換えられており、借手におけるファイナンス・リースとオペレーティング・リースの区別は廃止され、代わりにリースは原則、借手の財政状態計算書に認識されることが要求されている。IFRS 第 16 号の下では、貸手によるリースの分類はほぼ変更されていない。

### IAS 第 17 号(または同等の基準)に基づく分類

GHG プロトコルのガイダンスを適用した場合、リース資産からの GHG 排出量に関する借手側の分類は、以下の通りである:

IAS17(又は同等の基準)に基づく会計上のリースの分類	GHG 排出量の測定に用いるアプローチ	リース資産に関連する GHG 排出量の分類
ファイナンス・リース	出資比率基準、財務支配力基準、又は経営支配力基準	スコープ 1 及びスコープ 2 借手が資産の所有権、財務支配力、または経営支配力のいずれかを有しているため
オペレーティング・リース	出資比率基準、又は財務支配力基準	スコープ 3 借手が資産の所有権や財務支配力を有していないため
	経営支配力基準	スコープ 1 及びスコープ 2 借手が資産の経営支配力を有しているため*

\*ただし、GHG プロトコルは、オペレーティング・リースで保有するリース資産について企業が経営支配力を有していない場合、当該リース資産からの排出量はスコープ 3 に分類される可能性があることを認めている。これには重大な判断が求められる領域となり得る。

GHG プロトコルのガイダンスを適用した場合、リース資産からの GHG 排出量に関する貸手側の分類は以下の通りである:

IAS17(又は同等の基準)に基づく会計上のリースの分類	GHG 排出量の測定に用いるアプローチ	リース資産に関連する GHG 排出量の分類
ファイナンス・リース	出資比率基準、財務支配力基準、又は経営支配力基準	スコープ 3 貸手が資産の所有権、財務支配力、経営支配力のいずれも有していないため
オペレーティング・リース	出資比率基準、又は財務支配力基準	スコープ 1 及びスコープ 2 貸手が資産の所有権や財務支配力を有しているため
	経営支配力基準	スコープ 3 貸手が資産の経営支配力を有していないため*

\* ただし、GHG プロトコルは、オペレーティング・リースで保有するリース資産について企業が引き続き経営支配力を有する場合、当該リース資産からの排出量がスコープ 1 およびスコープ 2 排出量に分類される可能性があることを認めている。これは重要な判断が求められる領域となり得る。

### IFRS 第 16 号に基づく分類

上記の理由により、GHG プロトコルは、企業が IFRS 第 16 号に従ってリースを会計処理する場合、リース資産からの GHG 排出量の分類に関するガイダンスを提供していない。GHG プロトコルの公表以降のリースの会計上の分類が変更されたことを踏まえると、一部の企業はリース資産からの排出量の分類を決定する方法において課題に直面する可能性がある。

## 弊法人のコメント

現在、GHG プロトコルで言及されているリース分類モデル(IAS 第 17 号などの以前の会計基準に基づく)と、IFRS 第 16 号など企業の財務諸表の基礎となる現行の会計基準との間に不整合が存在する。GHG プロトコルがこの不整合に対処すべく改訂されるまでの間、我々の見解では、企業はリース資産からの GHG 排出量を以下のいずれかに基づいて分類することを選択できる：

- IAS 第 17 号又は同等の基準におけるファイナンス・リースとオペレーティング・リースの分類  
又は
- IFRS 第 16 号に基づく会計モデル

企業が IAS 第 17 号あるいは同等の基準におけるリースの分類を適用することを選択した場合、リース資産からの GHG 排出量は上記の質問 5-3 で示された基準に基づいて分類される。

企業が代わりに IFRS 第 16 号の会計モデルを適用することを選択した場合、我々の見解では、リース資産からの GHG 排出量は以下に基づいて分類される。

借手：

IFRS 第 16 号に基づく会計処理	GHG 排出量の測定に用いるアプローチ	リース資産に関連する GHG 排出量の分類
リースは企業の財政状態計算書で認識される(すなわち、企業の資産に対する権利を表す使用権資産)	出資比率基準、財務支配力基準、又は経営支配力基準	スコープ 1 及びスコープ 2 借手が資産の所有権、財務支配力、または経営支配力のいずれかを有しているため
短期リースの免除又は少額資産の免除が適用される場合	出資比率基準、又は財務支配力基準	スコープ 3 借手が資産の所有権や財務支配力を有していないため
	経営支配力基準	スコープ 1 及びスコープ 2 借手が資産の経営支配力を有しているため*

\*GHG プロトコルの理由付けと整合し、短期リースで所有されているあるいは少額資産に関連するリース資産に対して企業が経営支配力を有していない状況では、リース資産からの排出量はスコープ 3 として分類される可能性がある。これは重大な判断が求められる領域となり得る。

貸手に関して、我々の見解では、IFRS 第 16 号では貸手の会計処理が大きく変更されていないことから、企業は GHG プロトコルにおける貸手のガイダンスに従う必要があり、貸手は各リースをオペレーティング・リース又はファイナンス・リースのいずれかとして分類することが引き続き求められる。

### 5.2.3 「スコープ 2」 GHG 排出量の算定方法

「スコープ 2」の GHG 排出量の測定方法は以下の通りである：

- ロケーション基準(下記セクション 5.2.3.A 参照)
- マーケット基準(下記セクション 5.2.3.B 参照)

#### 5.2.3.A ロケーション基準

ロケーション基準は、報告企業が電力を消費する電力網の平均排出係数を反映する。ロケーション基準は、すべての報告企業が用いることが義務付けられている。報告企業の電力調達決定(例えば、再生可能な電源から発電された電力を購入することの決定)は、「スコープ 2」排出のロケーション基準の算定には考慮されない。したがって、この方法は、全ての場所で適用することが可能であり、送電網で使用される発電源の組合せ全体からの排出量に関する情報を提供する。ロケーション基準では、報告企業の各地域における活動から排出されるスコープ 2 排出量が、同地域における他の企業の活動から排出される「スコープ 2」排出と整合する。これにより、活動場所に基づく企業の比較可能性が向上する。

ロケーション基準では、報告企業は、報告対象地域(例: 地方、地域、国レベル)内の一定期間(多くの場合 12 ヶ月間である)におけるエネルギー生成による平均排出量を表す排出係数(グリッド平均排出係数)を使用する。この方法では、供給者固有の排出係数を使用すべきではない。加えて、これらの排出係数は、契約証書の影響を反映しない。

### 5.2.3.B マーケット基準

マーケット基準は、報告企業が電力を調達する際の選択に関連する排出量を表す。マーケット基準における「スコープ 2」排出量は、報告企業の契約関係や契約証書に由来する。例えば、報告企業が特定の発電事業者を選択したり、地域の風力発電所からの電力供給契約を結んだ場合、マーケット基準における「スコープ 2」排出量算定では、これらの契約から生じる排出係数を使用することになる。ロケーション基準とは異なり、マーケット基準では、報告企業が電力消費による排出量を削減するために行った決定に関する情報を提供する。

契約証書には、供給者との直接契約(例: 電力購入契約、仮想電力購入契約)と、一体となった又は個別の属性請求(再生可能エネルギー証書、エネルギー属性証書、発電源保証、供給者固有の排出レート、残余ミックス係数など)が含まれる。

GHG プロトコルが、「スコープ 2」のロケーション基準とマーケット基準の両方の GHG 排出量の開示を要求しているのに対し、IFRS S2 号はロケーション基準の開示のみを要求している。これに加えて企業は、企業の「スコープ 2」GHG 排出量について利用者の理解を得るために必要なあらゆる契約証書に関する情報を提供することが求められる。  
[IFRS S2.29(a)(v)]

## 5.3 GHG 排出のカテゴリー

IFRS S2 の付録 A には、以下の定義が含まれている:

- 直接的な GHG 排出量(スコープ 1)
- 間接的な GHG 排出量(スコープ 2 及びスコープ 3)

IFRS S2 号における定義は以下の通りである:

IFRS S2 号より抜粋	
<b>付録 A 用語の定義</b>	
間接的な温室効果ガス排出	企業の活動の結果であるものの、別の企業が所有又は支配する排出源から生じる排出。
「スコープ 1」の温室効果ガス排出	企業が所有又は支配する排出源から発生する直接的な温室効果ガス排出。
「スコープ 2」の温室効果ガス排出	企業が消費する、購入又は取得した電力、蒸気、加熱又は冷却の生成から発生する間接的な温室効果ガス排出。 購入又は取得した電力は、購入したか又は企業の境界内に持ち込まれた電力である。「スコープ 2」の温室効果ガス排出は、物理的には、電力の生成された施設で発生する。
「スコープ 3」の温室効果ガス排出	企業のバリュー・チェーンで発生する間接的な温室効果ガス排出(「スコープ 2」の温室効果ガス排出に含まれないもの)であり、上流及び下流の両方の排出を含む。「スコープ 3」の温室効果ガス排出には、「GHG プロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン(スコープ 3)基準(2011 年)」における、「スコープ 3」カテゴリーを含む。

### 5.3.1 測定アプローチ、インプット及び仮定

上記セクション 4.5.1.A で述べたように、IFRS S2 号は、GHG 排出量の測定に使用した測定アプローチ、インプット、仮定を開示することを要求している。この開示は、以下のすべての情報を含む:[IFRS S2.B26]

- GHG プロトコルに従って企業が使用する測定アプローチ(下記セクション 5.3.1.A 参照)
- 企業が GHG プロトコルを使用していない場合に適用される方法、及び、企業が使用する測定アプローチ(下記セクション 5.3.1.B 参照)
- 企業が使用する排出係数(下記セクション 5.3.1.C 参照)

### 5.3.1.A GHG プロトコルに従った測定アプローチ

GHG プロトコルには、GHG 排出量を測定するための異なる測定アプローチがあるため、IFRS S2 号は企業に以下のすべての開示を要求している：[IFRS S2.B27]

- 企業が温室効果ガス排出量を決定するために使用したアプローチ(例：出資比率基準又は支配力基準)
- 企業がその測定アプローチを選択した理由と、その測定アプローチによって、企業の一般目的財務報告の利用者が、どのように気候関連リスク及び機会(気候関連目標がある場合、その進捗を含む)に関する企業のパフォーマンスを理解できるか

### 5.3.1.B その他の方法と測定アプローチ

企業が(セクション 5.1 で解説されているように)別の方法で測定した GHG 排出量を開示する場合、IFRS S2 号は企業に以下のすべての開示を要求している：[IFRS S2.B28]

- 企業が GHG 排出量を決定するために使用する、適用される方法と測定アプローチ
- 企業の方法と測定アプローチを選択した理由と、どのようにしてそのアプローチによって、企業の一般目的財務報告の利用者が、気候関連リスク及び機会(気候関連目標がある場合、その進捗を含む)に関する企業のパフォーマンスを理解できるのか

## よくある質問

**質問 5-4： 企業の一部が法域の当局から GHG 排出量の測定に別の方法を用いることを要求されている状況で、企業の GHG 排出量を測定するために GHG プロトコルコーポレート基準以外の方法を用いることを認める救済措置を適用することができるか。**

(TIG 会議 2024 年 9 月 19 日 - アジェンダ・ペーパーNo. 3、ISSB 会議 2024 年 11 月 20 日 - アジェンダ・ペーパーNo. 9C)

この質問に対する ISSB スタッフの分析は、以下のとおりであった。

- IFRS S2 号を適用する企業は、GHG プロトコルコーポレート基準とは異なる測定方法を用いて GHG 排出量の一部を測定することが認められているが、その企業の一部が法域の当局又は上場している証券取引所から GHG 排出量の測定にその異なる方法を用いるよう要求されている場合に限る。
- それ以外の GHG 排出量については、GHG プロトコルコーポレート基準に従って測定する必要がある。

企業の GHG 排出量のうち、GHG プロトコルコーポレート基準とは異なる方法を用いて測定される部分は、例えば、企業の子会社や、企業の特定の資産又は事業が該当する可能性がある。

ISSB スタッフの分析に基づいて企業がこの救済措置を適用する場合、その企業の GHG 排出量の開示は、異なる複数の方法を用いて測定された数値で構成されることとなる(すなわち、一部は GHG プロトコルコーポレート基準を用いて測定され、一部は異なる方法を用いて測定される)。企業の GHG 排出量の開示が一般目的財務報告の利用者に理解されることを確保するために、ISSB スタッフの分析では、企業が以下のことを行う必要があると指摘した。

- 企業が GHG プロトコルコーポレート基準を使用していない場合、企業が GHG 排出量を測定するために用いた適用される方法を開示する。これには、企業が使用する測定アプローチも含まれる。
- 重要性がある場合、GHG 総排出量を次のように分解する。
  - GHG プロトコルコーポレート基準を用いて測定された GHG 排出量
  - GHG プロトコルコーポレート基準とは異なる方法を用いて測定された GHG 排出量
- GHG 排出量情報の理解可能性や比較可能性などの、サステナビリティ関連財務情報の質的特性を考慮する。

この質問については、TIG のメンバーの間でも様々な意見があった。多くの TIG メンバーは ISSB スタッフの分析に同意したが、他の TIG メンバーはその分析と IFRS 会計基準(特に IFRS 第 10 号「連結財務諸表」)の要求事項、つまり報告企業は連結財務諸表の作成において統一された会計方針の適用を要求されることとの間に緊張関係があることを指摘した。企業はこの救済措置を必ずしも適用する必要はない。この救済措置を適用しない場合、企業はすべての GHG 排出量を GHG プロトコルコーポレート基準に従って測定する必要がある。これは、ISSB 基準に従ってサステナビリティ関連財務開示を作成する際に、法域の当局又は取引所の要求事項に従って測定された GHG 排出量の一部を再計算する必要があることを意味するであろう。TIG 会議での議論を受けて、ISSB は当該

論点を明確にするために IFRS S2 号への修正を提案した。修正案については、以下のセクション 8 でさらに議論されている。

ISSB スタッフ分析(上記質問 5-3 参照)に基づき、企業が法域に関する救済措置をどのように適用するかを、以下の設例で説明している。

#### 設例 5-1: 企業の一部に法域に関する救済措置を適用する際の開示に関する留意事項

企業 P は X 国に所在し、Y 国に設立された子会社 S を含む連結グループについて、サステナビリティ関連財務情報開示を作成する。子会社 S は Y 国の規制により、GHG プロトコルコーポレート基準とは異なる測定方法を用いて、スコープ 1 とスコープ 2 の GHG 排出量を区分して報告することが要求されている。子会社 S の GHG 排出量は、P 社の連結グループにとって重要性がある。

連結グループのサステナビリティ関連財務情報開示を作成するにあたり、企業 P は、IFRS S2 号第 29 項(a)(ii) で認められている法域に関する救済措置を適用することを選択する。したがって、企業 P は、報告期間中に生成した GHG 排出の絶対総量を IFRS S2 号第 29 項(a)(i)に従って次のように開示する。

	GHG 排出量(CO <sub>2</sub> e のメートル・トン)			
	スコープ 1	スコープ 2	スコープ 3	合計
GHG プロトコルコーポレート基準を用いて測定された GHG 排出量	8,000	2,700	32,000	42,700
法域の規制に従って測定された子会社 S の GHG 排出量	3,000	1,100	-	4,100
企業グループの排出量合計	11,000	3,800	32,000	46,800

第 29 項(a)(iii)に従って、企業 P は、GHG 排出量を測定するために用いた測定アプローチ、インプット及び仮定を開示する。これには、子会社 S に帰属するスコープ 1 及びスコープ 2 の GHG 排出量を測定するために、GHG プロトコルコーポレート基準とは異なる方法が用いられたことを開示することも含まれる。

#### 5.3.1.C 排出係数

企業が GHG 排出量測定の基礎として、活動データと排出係数を用いて GHG 排出量を見積る場合、IFRS S2 号は、企業の活動を最もよく表す排出係数を用いることを企業に要求している。IFRS S2 号は、企業が使用しなければならない排出係数を規定していない。[IFRS S2.B29] これらの見積りは、以下を要求している：

- 「活動データ」とは、排出係数が利用可能・適用可能な特定の活動の発生量を指す。スコープ 1 排出量では、活動データは多くの場合、燃料消費量(例：ガソリンはリットル、天然ガスは立方フィートメートル)や製品生産量で表されることが多い。
- 「排出係数」とは、特定の活動単位で排出される特定の温室効果ガス(又は CO<sub>2</sub>e)量を表す。例えば、特定の車両における燃料タイプ別の CO<sub>2</sub>e 排出量は、自動車の燃料の燃焼に伴うスコープ 1 排出量の算定に使われる一般的な排出係数である。

その結果、IFRS S2 号は、主要な利用者が、企業が GHG 排出量の測定に使用した排出係数を理解できるように、情報を開示することを要求している。[IFRS S2.B29]

#### 5.3.2 温室効果ガスの CO<sub>2</sub> 換算への集計

温室効果ガスは、7 種類の温室効果ガスから構成されているが、IFRS S2 号は、報告期間中に生成された GHG 総排出量(絶対値)を、CO<sub>2</sub> 換算のメートル・トン(CO<sub>2</sub>e)で開示することを要求している。[IFRS S2.29(a)(i)]

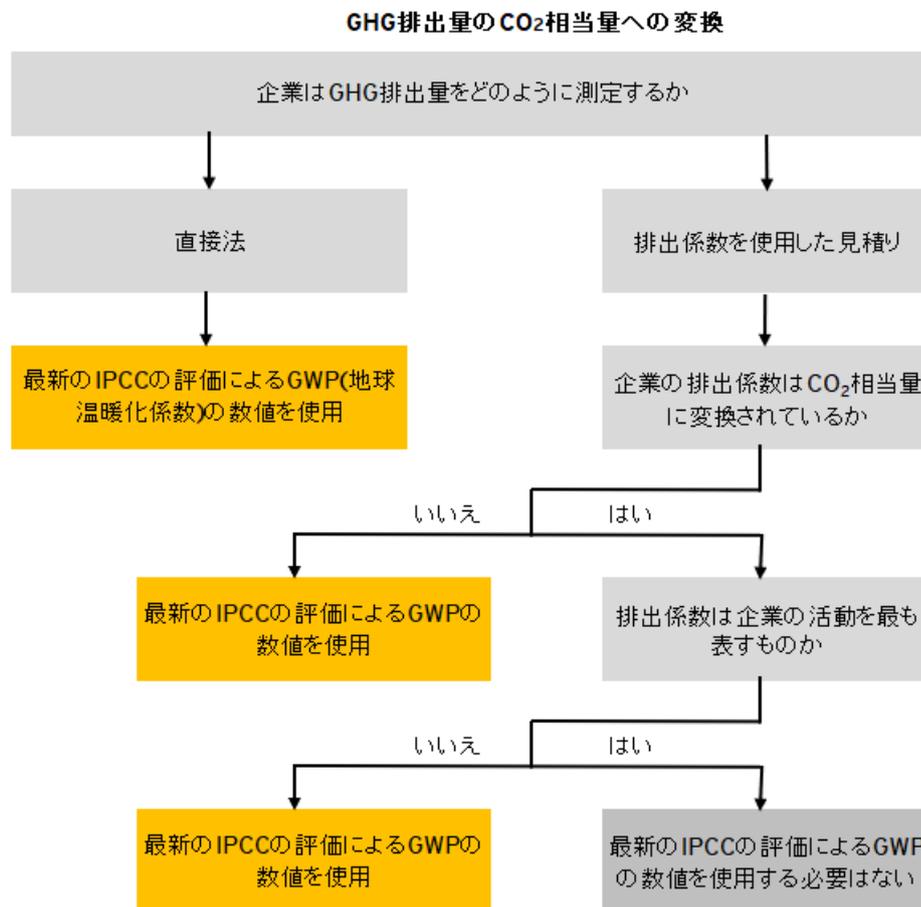
企業が温室効果ガスの濃度及び事業やプロセスからの排出率を測定することで、GHG 排出量を直接測定(「直接モニタリング」とも呼ばれる)する場合、企業は排出される特定の温室効果ガス(例えば、排出されるメタン(CH<sub>4</sub>)の単位)を直接、個別に測定することを意味する。温室効果ガスを CO<sub>2</sub> 換算値に変換するために、IFRS S2 号は、企業に対して、報告日時点で利用可能な最新の「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」の評価における、100 年の時間軸に基づく地球温暖化係数(GWP)の数値を使用することを要求している。[IFRS S2.B21]

7種類の温室効果ガスはそれぞれ異なる地球温暖化係数を持つ。ある温室効果ガスの地球温暖化係数は、二酸化炭素 1 単位と比較して、1 単位でどれだけのエネルギーを吸収するか(すなわち、その温室効果ガスが大気中に熱を閉じ込める能力)を示す。地球温暖化係数が大きければ大きいほど、その温室効果ガスは特定の期間において二酸化炭素に比べてより地球を温暖化させることになる。例えば、PFC や HFC は、通常、二酸化炭素の数千倍のエネルギーを吸収する。各温室効果ガスの地球温暖化係数は、二酸化炭素以外の温室効果ガスを二酸化炭素換算(CO<sub>2</sub>e)単位に変換するために使用される。したがって、CO<sub>2</sub>e の測定単位は、異なる温室効果ガスの排出(又は排出回避)を共通の基準で評価するために使用される。[IFRS S2 Appendix A]

企業が使用する排出係数が、すでに温室効果ガスを CO<sub>2</sub>e 値に換算されている場合、IFRS S2 号は、報告日時点で利用可能な最新の IPCC の評価による 100 年の時間軸に基づく地球温暖化係数を使用して排出係数を再計算することを企業に要求していない。ただし、排出係数が CO<sub>2</sub>e 値に換算されていない場合、企業は、報告日時点で利用可能な最新の IPCC の評価による 100 年の時間軸に基づく地球温暖化係数の数値を使用することが求められる。[IFRS S2.B22]

以下の図 5-3 は、2024 年 9 月 19 日の TIG 会議(アジェンダ・ペーパーNo.5)のフローチャートに基づいており、企業が GHG 排出量を CO<sub>2</sub> 相当量に変換する際に考慮すべき係数を示している。

図 5-3: GHG 排出量の CO<sub>2</sub>e への変換に関する決定



TIG は、2024 年 9 月の会議において、IFRS S2 号の法域に関する救済措置を適用して、企業が法域の当局から異なる GWP の数値の使用を求められている状況において、最新の IPCC の評価における GWP の数値を使用する要求事項を免除できるかどうかについて議論した。TIG 会議での議論に基づいて、ISSB はこの論点を明確にするために IFRS S2 号の修正を提案した。修正案については、以下のセクション 8 でさらに議論されている。

### 5.3.3 企業の報告期間と異なる報告期間の情報の使用

ある企業の報告期間が、そのバリュー・チェーン内の一部又は全ての企業が使用している報告期間と異なる場合がある。報告期間が一致しないことは、企業のバリュー・チェーンに関連する GHG 排出量の情報が、企業自身の報告期間の開示資料の作成時に容易に利用できない場合があることを意味する。ISSB は、報告期間が異なれば、バリュー・チェーンの情報に依存した開示の作成が容易でない可能性があることを認めている。そのため、企業の報告期間がバリュー・チェーンに含まれる企業の報告期間と異なる場合、IFRS S2 号は、以下の条件がすべて満たされる場合、企業が自らの報告期間とは異なる報告期間の情報を使用して GHG 排出量を測定することを認めている：[IFRS S2.B19]

- 企業が、企業自身の GHG 排出を測定し、開示するために、過大なコストや労力をかけずに利用可能な、バリュー・チェーン上の各企業の最も直近のデータを使用する。
- 報告期間の長さが同じである。
- 企業が、バリュー・チェーン上の各企業の報告日と企業の一般目的財務報告書の日付の間に発生した、(企業自身の GHG 排出に関連する)重大な事象及び状況の変化による影響を開示する。

## 5.4 スコープ 1 GHG 排出量

スコープ 1 GHG 排出量とは、報告企業が所有又は支配する排出源からの排出量である。例えば、報告企業が所有又は支配する設備、車両、生産工程からの排出は、スコープ 1 排出とみなされる。これらの排出量には、報告企業のインベントリ境界内の全ての直接排出が含まれる。組織境界と活動境界の組合せが、報告企業のインベントリの境界を構成し、これは報告境界とも呼ばれる。

2 つ以上の報告企業が、同じ排出量をスコープ 1 排出量として計上してはならない。例えば、熱、電力、蒸気の生成による排出で、他の事業者売却されたものは、スコープ 1 の排出量から差し引かれることはないが、関連するエネルギーを購入した事業者は、スコープ 2 の排出量として報告する。理論的には、世界中の全ての企業及び個人が、同じ組織境界(例:出資比率基準、財務支配力基準、経営支配力基準)を用いて GHG 排出量を報告した場合、全てのスコープ 1 排出量を合計したものは、全世界で排出される温室効果ガスの総量と等しくなる。

## 5.5 スコープ 2 GHG 排出量

GHG プロトコルによれば、企業のスコープ 2 GHG 排出量は、ロケーション基準又はマーケット基準のいずれかを用いて測定する必要がある。これについては、上記 5.2.3 セクションで詳しく説明している。

上記 5.2.3 セクションで述べたように、IFRS S2 号は企業に以下を要求している：[IFRS S2.29(a)(v), IFRS S2.B30]

- ロケーション基準による、スコープ 2 GHG 排出量を開示する。
- 企業が「契約証書」を締結しており、それらの情報が、企業のスコープ 2 GHG 排出量について、利用者の理解に情報をもたらす場合は、当該契約証書に関する情報を提供する。

「契約証書」の意味は、IFRS S2 号において以下のように説明されている：[IFRS S2.B31]

#### IFRS S2 号より抜粋

B31 契約証書とは、エネルギー生成に関する属性と一体となったエネルギーの売買、又は分離されたエネルギー属性の訴求権(分離されたエネルギー属性の訴求権は、温室効果ガス属性の契約証書とは区分され、かつそれぞれに識別されるエネルギーの売買に関連する。)に関する、企業と第三者の間のあらゆる種類の契約である。異なる市場においてさまざまな種類の契約証書が利用可能であり、企業は、その開示の一部として、マーケット基準による「スコープ 2」の温室効果ガス排出についての情報を開示する場合がある。

## 5.6 スコープ 3 GHG 排出量

IFRS S2 号は、GHG プロトコルに記載されているスコープ 3 GHG 排出量の 15 のカテゴリーに従って、スコープ 3 GHG 排出量を開示することを企業に求めている。この開示の目的は、主要な利用者が、企業のスコープ 3 の排出源を理解できるようにすることである。[IFRS S2.29(a)(vi), IFRS S2.B32]

そのため、企業がスコープ 3 GHG 排出量の開示をする場合、IFRS S2 号は、企業に以下を要求している：[IFRS S2.B32, IFRS S2.B34]

- バリュー・チェーン全体(上流及び下流)を考慮する。

- 重大な事象や状況に重大な変化が発生した場合、「スコープ 3」のどのカテゴリー、及びバリュー・チェーン全体を通じてどの企業をスコープ 3 の GHG 排出量の測定に含めるかについて再評価する。この再評価は、IFRS S1 号のサステナビリティ関連のリスク及び機会の範囲の再評価に関する要求事項と整合する(第 52 章のセクション 1.2.3 を参照)。

## よくある質問

### 質問 5-5: スコープ 3 の GHG 排出量を測定する際の GHG コーポレート・バリュー・チェーン基準と IFRS S2 号との関係はなにか。

(TIG 会議 2024 年 6 月 13 日 - アジェンダ・ペーパーNo. 1、ISSB 会議 2024 年 7 月 24 日 - アジェンダ・ペーパーNo. 9、TIG 会議 2024 年 9 月 19 日 - アジェンダ・ペーパーNo. 1、ISSB 会議 2024 年 11 月 20 日 - アジェンダ・ペーパーNo. 9C)

「温室効果ガスプロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン(スコープ 3)基準(2011 年)」(GHG コーポレート・バリュー・チェーン基準)は、IFRS S2 号の以下において参照されている。

- スコープ 3 の GHG 排出の定義[IFRS S2 Appendix A]
- スコープ 3 カテゴリーの GHG 排出量の開示に関する要求事項[IFRS S2.29(a)(vi)(1)]

ただし、スコープ 3 の GHG 排出量の測定に関しては、GHG プロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン基準は IFRS S2 号に参照されていない。従って、企業は、スコープ 3 の GHG 排出量を測定するためには、IFRS S2 号第 B38 項から第 B57 項のスコープ 3 の測定フレームワークを使用する必要がある。これは、企業がスコープ 3 の GHG 排出量の測定に際し、以下を使用することを意味する。

- この測定の忠実な表現となる測定アプローチ、インプット及び仮定 [IFRS S2.B38]
- 報告日時点で企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報 [IFRS S2.B39]

### 質問 5-6: スコープ 3 の GHG 排出量を測定する際に 15 すべてのカテゴリーを含める必要があるのか。

(ISSB の教育的資料「IFRS S2 号「気候関連開示」の適用にあたっての温室効果ガス排出の開示要求」、2025 年 5 月)

いいえ。IFRS S2 号は、その開示が主要な利用者に重要性がある情報を提供する場合、企業が GHG プロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン基準の各スコープ 3 カテゴリーに関連する GHG 排出量を含めることを要求している。従って、企業のスコープ 3 GHG 排出量の測定に含まれるカテゴリー及びその測定に含まれるカテゴリー内の特定の GHG 排出量は、企業固有の事実や状況に依存している。重要性の判断においては、定量的及び定性的要因の両方を考慮する必要がある。質問 5-7 から 5-11 では、企業のスコープ 3 の GHG 排出量の測定に関する判断を行う際に考慮すべき、さらなる要因が提供されている。

### 質問 5-7: 企業は GHG プロトコルのコーポレート・バリューチェーン基準に設定された最小境界に基づいて、各関連カテゴリーのスコープ 3 GHG 排出量の測定及び開示を制限することができるか。

(ISSB の教育資料「IFRS S2 号「気候関連開示」の適用にあたっての温室効果ガス排出の開示要件」、2025 年 5 月)

いいえ、スコープ 3 GHG 排出量の測定及び開示を制限する GHG プロトコルのコーポレート・バリューチェーン基準に示された最小境界は、IFRS S2 号に従ってスコープ 3 GHG 排出量を測定及び開示している企業には適用されない。これは以下の理由による：

- IFRS S2 号は、GHG プロトコルのコーポレート・バリューチェーン基準に示されたすべてのカテゴリーを考慮して、企業がスコープ 3 GHG 排出量に関する重要性がある情報を開示することを要求している。
- IFRS S1 号は、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を提供する際に、その全体のバリュー・チェーンを考慮することを要求している。
- 従って、GHG プロトコルの下で企業がスコープ 3 排出量を測定する方法と、IFRS S2 の下でそのスコープ 3 排出量が測定される方法との間に違いが生じる可能性を示している。

**質問 5-8:GHG プロトコルの関連性原則は、IFRS S2 号に従って GHG 排出量を測定及び開示する際に適用されるか。**

いいえ、GHG プロトコルの関連性原則は、IFRS S2 号に従って GHG 排出量を開示する際には適用されない。代わりに、IFRS S2 号を適用する際には、重要性の判断(IFRS サステナビリティ開示基準に従って行われる)が、企業のスコープ 3 の GHG 排出量の測定に含まれるカテゴリーを決定する。この質問が生じたのは、これまで GHG プロトコルに従ってスコープ 3 排出量を測定・開示してきた企業が、開示したスコープ 3 排出量に対して関連性の原則を適用してきたためである。GHG プロトコルのコーポレート・バリューチェーン(スコープ 3)基準は、「何れかの活動をスコープ 3 インベントリから除外するか否かを判定するときには、企業は関連性、完全性、正確性、整合性と透明性の原則に従うべきである。報告されたインベントリの関連性を損なう可能性のある活動を、企業は除外すべきではない。」と述べている。関連するスコープ 3 活動を識別するための規準として、規模、影響、リスク、利害関係者、外注処理、セクターガイダンス及びその他の要因をリスト化した表が含まれている。

一部の者は、IFRS S2 号の結論の根拠における記載を、IFRS S2 号に従ってスコープ 3 排出量を測定及び開示する際にも関連性原則が適用されることを示していると解釈した。これは、段落 BC110 が「企業は 15 のカテゴリーすべての関連性を考慮することが要求されるものの、すべてのカテゴリーが企業に適用されるわけではなく、従ってすべてのカテゴリーについてのスコープ 3 の GHG 排出量の測定に含める必要がない場合がある」と述べていることに基づいている。しかし、これは GHG プロトコルの関連性原則への言及とは見なされない。代わりに、ISSB の教育的資料「IFRS S2「気候関連開示」の適用にあたっての温室効果ガス排出の開示要求(2025 年 5 月)」は、「企業は 15 のカテゴリーすべての関連性を考慮すること(これらのカテゴリー内の GHG 排出量に関する情報及びその測定が、企業の移行リスクに対するエクスポージャーに関する重要性がある情報を提供するかどうかを考慮することを含む。)が要求されるものの、すべてのカテゴリーに関連性があるとはならない場合がある」と明確にしている。そのような状況において、ISSB の教育的資料は、企業に該当しないことから関連性がないスコープ 3 カテゴリーを例示している。多くの場合、関連性(GHG プロトコルに従った)及び重要性(ISSB 基準に従った)に関する判断は、報告期間中に発生した企業のスコープ 3 の GHG 排出量の絶対的な総量の開示に含める必要があるスコープ 3 の GHG 排出量のカテゴリーに関して同じ結論をもたらす可能性がある。しかし、たとえあるスコープ 3 のカテゴリーが ISSB 基準を適用した場合に定量的又は定性的に重要性があると見なされる可能性があっても企業が GHG プロトコルに基づく関連性の考慮に基づいてそのスコープ 3 のカテゴリーを除外するリスクがある。

**質問 5-9:スコープ 3 の GHG 排出量を測定する際、企業は個別には重要でないカテゴリーが集約すると重要性がある可能性を考慮する必要があるか。**

はい、企業は IFRS S2 号 29(a)(i)(3)項に従って、報告期間のスコープ 3 GHG 排出量の開示において、個別には重要でないが集約すると重要性があるカテゴリーを含める必要がある。ただし、集約してもスコープ 3 の総量の計算を大きく変更するには小さすぎる(すなわち、最小限又は些細な金額の)カテゴリーは、企業のスコープ 3 GHG 排出量の測定から除外することができる。個別に重要でないカテゴリー(定量的及び定性的な観点から)を含むすべてのカテゴリーをスコープ 3 の GHG 排出量の測定において集約することは、財務報告における類似の計算の取扱いと整合する。企業が個別には重要でないが集約すると重要性があるカテゴリーをスコープ 3 の GHG 排出量の開示から除外する場合、企業のスコープ 3 の排出量の測定は不完全と見なされ、かつ、報告期間中に発生した企業のスコープ 3 の GHG 総排出量に関心のある利用者に対して、企業のバリュー・チェーンにおける GHG 排出量へのエクスポージャーの程度を適正に表示しない可能性がある。IFRS S2 号の 29(a)(vi)(1)項は、企業のスコープ 3 GHG 排出量の測定に含まれるカテゴリーの開示を要求しているが、IFRS S2 号は企業に対して個別のカテゴリーごとにスコープ 3 GHG 排出量を開示することを具体的に要求していない。代わりに、ISSB 基準のすべての開示要求事項と同様に、GHG 排出量を開示する企業は以下を適用する必要がある:

- IFRS S1 号 17-18 項の重要性の要求事項 及び
- IFRS S1 号 B29-B30 項に示された集約及び分解の原則、これは企業がすべての事実と状況を考慮し、サステナビリティ関連財務開示において情報をどのように集約及び分解するか決定することを要求している。

これらの要求事項を適用した結果、企業は 1 つ又は複数のスコープ 3 カテゴリーに関する情報を開示する必要があるかもしれない。以下の表は、スコープ 3 GHG 排出量の測定及び開示においてこれらの判断がどのように行われるかを例示している。

上流・下流	カテゴリー	分析	区分開示
上流	1-購入した財及びサービス	個別に重要性がある	区分開示
上流	2-資本財	個別には重要性はないが、他のカテゴリーと集約すると重要性があると評価される	「スコープ 3 排出量その他」 として開示
上流	3-「スコープ 1」の温室効果ガス排出又は「スコープ 2」の温室効果ガス排出に含まれない燃料及びエネルギー関連の活動	個別には重要性はないが、他のカテゴリーと集約すると重要性があると評価される	「スコープ 3 排出量その他」 として開示
上流	4-上流の輸送及び流通	重要性がない。僅少過ぎて集約しても重要性がないため計算されない	なし
上流	5-事業において発生した廃棄物	重要性がない。僅少過ぎて集約しても重要性がないため計算されない	なし
上流	6-出張	個別には重要性はないが、他のカテゴリーと集約すると重要性があると評価される	「スコープ 3 排出量その他」 として開示
上流	7-従業員の通勤	個別には重要性はないが、他のカテゴリーと集約すると重要性があると評価される	「スコープ 3 排出量その他」 として開示
上流	8-上流のリース資産	該当なし	なし
下流	9-下流の輸送及び流通	個別に重要性がある	区分開示
下流	10-販売した製品の加工	個別に重要性がある	区分開示
下流	11-販売した製品の使用	個別に重要性がある	区分開示
下流	12-販売した製品の廃棄処理	該当なし	なし
下流	13-下流のリース資産	該当なし-下流のリース資産なし	なし
下流	14-フランチャイズ	該当なし-フランチャイズなし	なし
下流	15-投資	該当なし	なし

**質問 5-10: GHG 排出量に関する情報に重要性があることを示す可能性のある定性的要因は何か。**

たとえ GHG 排出量やスコープ 3 カテゴリーが定量的に重要性がない場合(規模の検討に基づく)場合でも、その排出量やカテゴリーは定性的な理由で重要性がある可能性がある。GHG 排出量やスコープ 3 カテゴリーが定性的に重要性があることを示す可能性のある要因には、以下のようなものが含まれるが、これらに限定されない:

- 削減目標: 企業は GHG 排出量の削減目標を達成することをコミットしており、特定のスコープやスコープ 3 内の特定のカテゴリーがこの目標を達成するための削減戦略の一部を形成しているか。目標はスコープ 1、2、3 GHG 排出量合計に対して設定されているか、あるいは、例えば、スコープ 1 と 2 の合計とスコープ 3 のように、別々に目標が設定されているか。
- 公式声明: 企業はネットゼロやカーボンニュートラルの目標について公式なコミットメントを行っているか。企業は製品を「グリーン」やカーボンニュートラル、又は類似の主張をして宣伝しているか。
- 特定の目標: 企業はこのスコープ又はスコープ 3 のカテゴリーに対して具体的な GHG 削減目標を設定しているか。
- 法域の影響: 企業は、特定のスコープ又はカテゴリーに対してより厳しい排出関連の規制や課税政策の対象となるサプライヤーなど、企業やそのバリュー・チェーンに影響を与える可能性のある、国として決定されたコミットメントがある法域で事業運営しているか。さらに、他の法域への準拠が、潜在的な罰金や製品やサービスの変更を必要とするといったことにより、企業の財政状態に重要性がある影響を与えるか。
- 経営者報酬: GHG 排出量の特定水準の達成が経営者の報酬に影響を与えるか。

- 移行計画: 企業は、移行計画内で言及されている、このスコープやカテゴリに関連する具体的な排出削減戦略を有しているか。

GHG 排出量に重要性があるかどうかを示し得る定性的要因を評価する際に関連する場合があるもう一つの要因は、GHG 排出量を管理又は影響を与える能力である。企業は、GHG 排出量をもたらす決定に直接的な影響を与えることで、スコープ 1 及び 2 の GHG 排出量をより直接的に管理できるが、スコープ 3 の GHG 排出量については、バリュー・チェーン内で決定が行われ、企業がその決定に対して大きな影響を持たないことがある。これは GHG 排出量の重要性を評価する際に考慮する関連要因となる可能性があるが、企業は排出量に定量的に重要性がある場合に、その影響力や管理の可能性を除外の根拠として使用すべきではない。例えば、購入した商品やサービスからのスコープ 3 のカテゴリ 1 の排出量が重大な企業は、GHG 排出量の合計(スコープ 1、スコープ 2、スコープ 3)やスコープ 3 の GHG 排出量の合計が一般目的財務報告書の利用者にとって重要性がある情報と見なされる場合、影響や管理の能力に基づいてこのカテゴリを開示から除外することは正当化できない。

**質問 5-11: GHG 排出量の重要性は、その排出量の特定のスコープに対する相対的な大きさを評価されるべきか、あるいはスコープ 1、スコープ 2、スコープ 3 の GHG 排出量の合計に対する相対的な大きさに基づいて評価されるべきか。**

GHG 排出量が異なれば、重要性の判断も異なる場合がある。なぜなら、投資家や他の主要な利用者は、異なる排出スコープに対して異なる情報ニーズを持っている可能性があるためである。このため、企業は GHG 排出量の特定の関連スコープに関連付けて GHG 排出量の構成要素の重要性を評価する必要がある。例えば、スコープ 1 の GHG 排出量の重要性は、企業のスコープ 1 の GHG 排出量合計と関連付けて評価される。しかし、GHG 排出量の重要性を判断するためには、定性的要因も考慮する必要がある。例えば、企業はスコープ 1 の排出量から直接的なコストのエクスポージャーを有している場合や、法律によってスコープ 1 の排出量を削減することが求められる場合がある。この情報は、たとえ当該排出量が企業の GHG フットプリント(スコープ 1、2、3)合計や特定のスコープに対して無視できるものであっても、主要な利用者にとって関連性があるかもしれない。

### 5.6.1 スコープ 3 の測定フレームワーク

スコープ 3 GHG 排出量は、直接測定する方法(すなわち、GHG 排出量を直接モニタリングすること)又は見積りによる方法(仮定及び適切なインプットに基づくデータの概算)によって定量化することができる。ISSB は、理論的には、直接測定する方法が、定量化のための最も正確な証拠を提供すると考えている。しかし、ISSB は、スコープ 3 GHG 排出量を直接測定することには課題があるため、企業のスコープ 3 の GHG 排出量の測定は、直接測定する方法のみではなく、見積りを含むことが見込まれる、としている。[IFRS S2.B38, IFRS S2.B43, IFRS S2.B44, IFRS S2.B45]

IFRS S2 号は、企業に対し、スコープ 3 GHG 排出量の測定を忠実に表現する結果となるような測定アプローチ、インプット及び仮定を用いることを求めている。IFRS S2 号は、企業がスコープ 3 GHG 排出量を測定するために使用しなければならないインプットを規定していないが、基準は、以下の特性を用いてインプットと仮定を優先順位付けすることを企業に求めている:

- 直接測定に基づくデータ(下記セクション 5.6.1.A 参照)
- 企業のバリュー・チェーン内の特定の活動からのデータ(下記セクション 5.6.1.参照)
- バリュー・チェーン活動及びその GHG 排出の法域並びにこれらに用いられる技術を忠実に表現する適時のデータ(下記セクション 5.6.1.C 参照)
- 検証されたデータ(下記セクション 5.6.1.D 参照)

これらの各特性は、以下のセクションでさらに解説されるが、これらの特性は特定の順番で列挙されているわけではないことに留意する。そのため、企業が測定アプローチ、インプット及び仮定の優先順位づけする際には、データ間のトレードオフの考慮に関して、経営者は判断の行使を要求される場合がある。[IFRS S2.B40, IFRS S2.B42]

経営者が考慮を求められ得るトレードオフの例として、データの適時性とデータの固有の性質がある。より直近のデータは、特定のバリュー・チェーンの活動に関する詳細な情報(例: 使用された技術、活動の場所や法域等)をそれほど提供しない場合がある一方で、頻繁に公表されない古いデータは、バリュー・チェーンの活動とそれに伴う GHG 排出量をより表現している場合がある。[IFRS S2.B42]

IFRS S2 号は、企業がスコープ 3 GHG 排出量を測定するために使用する測定アプローチ、インプット及び仮定を選択する際に、報告日時点で企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を用いることを要求している。[IFRS S2.B39]

IFRS S2 号は、企業は、たとえ以下の場合であっても、インプットと仮定に優先順位をつけるため、「スコープ 3」の測定フレームワークを適用することを要求している。[IFRS S2.B41]

- 法域の当局又は企業が上場する取引所が、GHG プロトコル以外の方法で GHG 排出量を測定するように要求している場合
- 企業は、IFRS S2 号を適用する最初の年次報告期間において、GHG プロトコル以外の方法で GHG 排出量を測定することを認める経過的な救済措置を適用する場合

### 5.6.1.A 直接測定に基づくデータ

IFRS S2 号は、スコープ 3 GHG 排出量の直接測定する方法を優先するよう企業に求めているが、スコープ 3 の GHG 排出量データには見積りも含むことが見込まれると認識している。[IFRS S2.B43, S2.B44]

IFRS S2 号は、スコープ 3 GHG 排出量の見積りにおいては、次の 2 種類のインプットを使用する可能性があると概説している。[IFRS S2.B45]

- GHG 排出をもたらす企業の活動を表現するデータ(活動データ)。例えば、企業は、バリュー・チェーン内の製品の輸送を表現するために、移動距離を活動データとして使用する場合があります。
- 活動データを GHG 排出量に換算する排出係数。例えば、企業は、排出係数を使用して、移動距離(活動データ)を GHG 排出データに換算する。

### 5.6.1.B 企業のバリュー・チェーン内の特定の活動からのデータ

企業のスコープ 3 GHG 排出量の測定は、以下に基づいて行われる。[IFRS S2.B46]

- 1 次データ: 企業のバリュー・チェーン内の特定の活動から直接入手したデータ  
(例: サプライヤーから提供されたデータなど)
- 2 次データ: バリュー・チェーン内の活動から直接入手されないデータ  
(例: 第三者のデータプロバイダーからのデータ、産業平均データなど)
- 1 次データと 2 次データの組み合わせ

IFRS S2 号は、企業のスコープ 3 GHG 排出量を見積る際に、1 次データを優先することを要求している。これは、ISSB が、企業のバリュー・チェーン内の特定の活動から得られるデータは、企業の特定のバリュー・チェーンの活動をより正確な表現を提供するものであるため、1 次データは、企業のスコープ 3 GHG 排出量を測定するためのより良い基礎を提供することになると考えているためである。しかし、企業がスコープ 3 GHG 排出量を測定するために 2 次データを使用する場合、IFRS S2 号は、その 2 次データが企業の活動をどの程度忠実に表現しているかについて考慮することを企業に要求している。[IFRS S2.B47, IFRS S2.B48, IFRS S2.B49]

1 次データと 2 次データの例は以下の図 5-4 の通りである。

図 5-4: 1 次データと 2 次データ

データの種類	例
1 次データ	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ データ・ソースには、検針、公共料金の請求書、又は、その他の企業のバリュー・チェーンにおける特定の活動を表現する方法が含まれる。</li> <li>▪ データ・ソースは、企業自身の記録のような内部ソースから、あるいはサプライヤー及び他のバリュー・チェーンのパートナーといった外部ソース(例えば、購入された製品又はサービスに関するサプライヤー固有の排出係数)から収集される場合がある。 [IFRS S2.B48]</li> </ul>
2 次データ	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ データ・ソースには、第三者のデータプロバイダーや産業平均データ(公開されたデータベース、政府統計、文献調査及び産業団体からのもの)が含まれる。 2 次データには次の両方が含まれる: [IFRS S2.B49]</li> <li>▪ 活動又は排出係数を概算するために使用されるデータ</li> <li>▪ 別の活動の GHG 排出を見積るために使用される、特定の活動(代替データ)からの 1 次データ</li> </ul>

### 5.6.1.C バリュー・チェーンの活動及びその GHG 排出の法域並びにこれらに用いられる技術を忠実に表現する適時のデータ

企業がスコープ 3 GHG 排出量を測定するために 2 次データを使用している場合、IFRS S2 号は、企業に対し、以下のような活動データ又は排出データを優先的に使用することを求めている。[IFRS S2.B50, S2.B51, S2.B52]

- データが表現することを意図しているバリュー・チェーンの活動に用いられる技術に基づく、又はこれを表現する活動データ又は排出データ(設例 5-2 参照)。
- 活動が行われた法域に基づく、又はこれを表現する活動データ又は排出データ(例えば、企業が事業を営む法域又は当該活動が行われた法域など)
- 適時かつ、報告期間における企業のバリュー・チェーンの活動を表現するような活動データ又は排出データ(例えば、2 次データのソースが、企業の現在の報告期間に収集された情報に依拠しているか、又は企業の現在の報告期間とは異なる報告期間に収集された情報に依拠しているかを考慮する)

以下の設例は、IFRS S2 号で使用されている例示に基づいている。[IFRS S2.B50]

#### 設例 5-2: 二次データの利用

企業 A は、出張によるスコープ 3 GHG 排出量を測定するにあたり、出張に関する以下の 1 次データを入手した:

- 各フライトで使用された航空機モデル
- 各フライトの移動距離
- 社員が使用した搭乗クラス

企業 A は、これらの 1 次データと各活動に関連する GHG 排出量に関する 2 次データを適用することにより、出張による GHG 排出量を推計する。

### 5.6.1.D 検証されたデータ

IFRS S2 号は、検証されたスコープ 3 GHG 排出量データを優先することを企業に要求している。(検証された)データは、内部又は外部で検証されたデータであり、現場での確認、計算のレビュー、他の情報源とのデータの照合が含まれることがある。[IFRS S2.B53]

ISSB は、企業が過大なコストや労力をかけずに企業自身のスコープ 3 GHG 排出量を検証できない場合は、検証されていないデータを使用する必要があり得ると認識している。[IFRS S2.B54]

### 5.6.1.E スコープ 3 の GHG 排出量へのインプットの開示

IFRS S2 号(上記セクション 5.3.1)に従い、企業のスコープ 3 GHG 排出量の測定に用いる測定アプローチ、インプット、仮定に関する情報開示の一部として、企業は以下の情報を開示することが要求される。[IFRS2.B55, IFRS2.B56]

- セクション 5.6.1 の「スコープ 3」測定フレームワークで言及されている、スコープ 3 の GHG 排出量測定に使用されるデータのインプットの特長
- バリュー・チェーン活動及びそのスコープ 3 GHG 排出量を忠実に表現する、利用可能なデータのうち最も質の高いものをどのように優先順位付けしたか
- 以下のインプットを使用して、企業のスコープ 3 GHG 排出量をどの程度測定しているか:
  - 企業のバリュー・チェーン内の特定の活動からのインプット
  - 検証されたインプット

IFRS S2 号は、スコープ 3 GHG 排出量は、2 次データや産業平均を用いて信頼性をもって見積ることができるという前提が明記されている。しかし、企業がスコープ 3 GHG 排出量を見積ることが実務上不可能であると判断した場合(すなわち、企業があらゆる合理的な努力払ったあとも要求事項を適用できない場合)は、企業がスコープ 3 GHG 排出量をどのように管理しているかを開示しなければならない。

ISSB は、スコープ 3 の GHG 排出量の測定が実務上不可能なケースは稀であると予想している。[IFRS S2.B57]

## 5.7 ファイナンスに係る排出(ファイナンスド・エミッション)

IFRS S2 号は、商業銀行、資産運用会社、保険会社など、金融活動に参加する企業に対し、カテゴリ15 の GHG 排出量、又は投融資に係る排出量(すなわち、ファイナンスに係る排出)について、追加的で具体的な開示を要求している。[IFRS S2.B59]

- 資産運用(下記セクション 5.7.1 参照)
- 商業銀行業務(下記セクション 5.7.2 参照)
- 保険(下記セクション 5.7.3 参照)

### IFRS S2 号より抜粋

#### 付録 A 用語の定義

##### ファイナンスに係る排出 (financed emissions)

企業が行う融資及び投資に起因する投資先又は相手方の温室効果ガス総排出に係る部分。これらの排出は「GHG プロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン(スコープ 3)基準(2011 年)」に定義されている通り、「スコープ 3」の「カテゴリ15」(投資)の一部である。

[IFRS S2.Appendix A]

金融活動に参加している企業において、ファイナンスに係る排出が主要な利用者にとって重要な領域である理由は、気候関連のリスク及び機会に対する企業のエクスポージャーを示す指標であり、また、企業が企業自身の金融活動を時間の経過とともにどのように適応させる必要があるかを示す指標でもあるからである。これは、以下の理由によるものである。[IFRS S2.B58]

- GHG 排出量の多い投資先、借り手、取引先は、技術的変化、供給及び需要のシフト並びに政策変更に関連するリスクの影響を受けやすくなる可能性がある。
- その結果、それらのリスクは、取引先、借り手、投資先に対して金融サービスを提供する企業の信用リスク、市場リスク、風評リスク、その他財務及び事務リスク(炭素税の影響を受ける借り手への融資に関連する信用リスク、化石燃料プロジェクトへの融資によるレピュテーション・リスクなど)へのエクスポージャーを高める可能性がある。

IFRS S2 号の適用ガイダンスは、企業のファイナンスに係る排出を計算するために、異なる測定アプローチの使用を認めている。この適用ガイダンスを作成するにあたっての ISSB の意図は、「PCAF(Partnership for Carbon Accounting Financials)」によって開発された測定アプローチのように、異なる資産クラスに対する測定アプローチが出現し、市場で受け入れられることを許容することにある。[IFRS S2.BC125]

### よくある質問

**質問 5-12: 「ファイナンスド・エミッション」の開示要求の範囲によって、企業のスコープ 3 カテゴリ15 の GHG 排出量の開示に含まれるものと除外されるものが決定されるか。**

(TIG 会議 2024 年 9 月 19 日 - アジェンダ・ペーパーNo. 4、ISSB 会議 2024 年 11 月 20 日 - アジェンダ・ペーパーNo. 9C)

いいえ。TIG は、IFRS S2 号第 29 項(a)(vi)(2)の「ファイナンスド・エミッション」に関する開示要求は、特定の活動(すなわち、資産運用、商業銀行又は保険)を行う企業に対し、スコープ 3 カテゴリ15 に含まれる GHG 排出量に関する追加的な情報を開示するよう要求するものであり、すべての企業がスコープ 3 の GHG 排出量を開示するという一般的な要求事項を超えて要求することを意図していると指摘した。

そのため、多くの TIG メンバーは、活動や資産クラスをこれらのファイナンスド・エミッションの要求事項に含めるか除外するかは、IFRS S2 号第 29 項(a)(i)(3)に従ってすべての企業がスコープ 3 の GHG 排出量を開示するという一般的な要求事項とは関係がないと指摘した。

### 5.7.1 資産運用(アセットメントマネジメント)

IFRS S2 号は、資産運用活動に参加する企業に対し、以下の図 5-5 に示す、すべての情報の開示を要求している。

図 5-5: 資産運用における開示

開示すべき情報	さらなる考慮事項
「スコープ 1」、「スコープ 2」、「スコープ 3」の GHG 排出量に分解された、企業自身のファイナンスに係る排出の絶対総量 [IFRS S2.B61(a)]	-
「スコープ 1」、「スコープ 2」、「スコープ 3」の GHG 排出量に分解された項目それぞれについて、ファイナンスに係る排出の開示に含まれる運用資産残高(AUM)の総額(企業の財務諸表の表示通貨で表す) [IFRS S2.B61(b)]	-
ファイナンスに係る排出の計算に含まれる、企業の AUM 総額の割合 [IFRS S2.B61(c)]	ファイナンスに係る排出の計算に含まれる AUM の割合が 100%未満の場合、除外項目(除外された資産の種類と関連する AUM の金額を含む)について説明する
企業がファイナンスに係る排出を計算するために使用した方法 [IFRS S2.B61(d)]	投資の規模に関連して、企業の排出のシェアを帰属するために企業が用いた配分方法を記述する

### 5.7.2 商業銀行

IFRS S2 号は、商業銀行業務に参加する企業に対し、以下の図 5-6 に示す、すべての情報の開示を要求している。

図 5-6: 商業銀行における開示

開示すべき情報	さらなる考慮事項	
各産業について、資産クラス別に、「スコープ 1」、「スコープ 2」、「スコープ 3」の GHG 排出量に分解された、企業自身のファイナンスに係る排出の絶対総量 [IFRS S2.B62(a)]	産業別	取引先の分類には、「世界産業分類基準」(GICS)の 6 桁の産業レベルのコードを使用することが要求されている(報告日時点で利用可能な最新版の分類システムを使用)
	資産クラス別の内訳	資産クラスは以下の通り: <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 融資</li> <li>▪ プロジェクト・ファイナンス</li> <li>▪ 債券</li> <li>▪ 株式投資</li> <li>▪ 未実行のローン・コミットメント</li> </ul> 企業が、その他の資産クラスについてファイナンスに係る排出を計算しこれを開示する場合、それらの追加の資産クラスを含めることが、主要な利用者には、関連する情報を提供する理由についての説明を含めなければならない
資産クラス別のそれぞれの産業へのグロス・エクスポージャー(企業の財務諸表の表示通貨で表す) [IFRS S2 号.B62(b)]	資金提供された金額	IFRS 会計基準又はその他の会計基準に従って作成されたかどうかにかかわらず、グロス・エクスポージャーは、資金提供された帳簿価額(貸倒引当金を控除する前の金額)として計算される
	未実行のローン・コミットメント	実行済のローン・コミットメントと区別して、コミットメントの総額を開示

ファイナンスに係る排出の計算に含めた企業のグロス・エクスポージャーの割合 [[IFRS S2 号.B62(c)]]	除外事項	ファイナンスに係る排出の計算に含まれる企業のグロス・エクスポージャーの割合が 100%未満の場合、除外項目を説明する(除外される資産の種類を含む)
	資金提供された額	リスク軽減(該当する場合)のすべての影響をグロス・エクスポージャーから除外する
	未実行のローン・コミットメント	ファイナンスに係る排出の計算に含めた、未実行のローン・コミットメントの割合を区分して開示
ファイナンスに係る排出の計算に使用した方法 [[IFRS S2 号.B62(d)]]	グロス・エクスポージャーの規模に関連して、企業自身の排出のシェアを帰属するために企業が用いた配分方法を記述する	

### 5.7.3 保険

IFRS S2 号は、保険事業に参加する企業に対し、以下のすべての図 5-7 に示す、すべての情報を開示することを要求している。

図 5-7: 保険における開示

開示すべき情報	さらなる考慮事項	
各産業について、資産クラス別に、「スコープ 1」、「スコープ 2」、「スコープ 3」の GHG 排出量に分解した、企業自身のファイナンスに係る排出の絶対総量 [[IFRS S2.B63(a)]]	産業別	取引先の分類には、「世界産業分類基準」(GICS)の 6 桁の産業レベルのコードを使用することが要求されている(報告日時点で利用可能な最新版の分類システムを使用)
	資産クラス別の内訳	<p>資産クラスは以下の通り:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 融資</li> <li>▪ 債券</li> <li>▪ 株式投資</li> <li>▪ 未実行のローン・コミットメント</li> </ul> <p>企業が、その他の資産クラスについてファイナンスに係る排出を計算しこれを開示する場合、それらの追加の資産クラスを含めることが、主要な利用者に、関連する情報を提供する理由についての説明を含めなければならない</p>
資産クラス別のそれぞれの産業へのグロス・エクスポージャー(企業の財務諸表の表示通貨で表す) [[IFRS S2.B63(b)]]	資金提供された金額	グロス・エクスポージャーは、IFRS 会計基準又はその他の会計基準に従って作成されたかどうかにかかわらず、資金提供された帳簿価額(貸倒引当金を控除する前の金額)として計算される
	未実行のローン・コミットメント	実行済のローン・コミットメントと区別して、コミットメントの総額を開示
ファイナンスに係る排出の計算に含めた企業のグロス・エクスポージャーの割合 [[IFRS S2.B63(c)]]	除外事項	ファイナンスに係る排出の計算に含まれる企業のグロス・エクスポージャーの割合が 100%未満の場合、除外項目を説明する(除外される資産の種類を含む)
	未実行のローン・コミットメント	実行済のローン・コミットメントと区別して、コミットメントの総額を開示
ファイナンスに係る排出の計算に使用した方法 [[IFRS S2 号.B63(d)]]	グロス・エクスポージャーの規模に関連して、企業自身の排出のシェアを帰属するために企業が用いた配分方法を記述する	

## よくある質問

**質問 5-13: 企業は、投資又は貸付活動に関連するスコープ 3 排出量をファイナンスに係る排出の測定から除外することができるか。**

いいえ。IFRS S2 号は、資産運用、商業銀行業務、又は保険産業に関連する金融活動に参加する企業に対して、スコープ 1、スコープ 2、及びスコープ 3 の GHG 排出量に分解されたファイナンスに係る排出の絶対総量を開示することを要求している。従って、企業のファイナンスに係る排出の測定には、これらの投資又は貸付に関連するスコープ 1、スコープ 2、及びスコープ 3 の GHG 排出量が含まれなければならない。

これは、投資からの排出量の計算に関して「関連する場合には、企業はまた投資先あるいはプロジェクトのスコープ 3 排出量もカウントすべきである。」<sup>16</sup>とするガイダンスを提供する GHG プロトコルのコーポレート・バリューチェーン基準とは異なる。上記の質問 5-7 での説明とも整合しているように、GHG プロトコルのコーポレート・バリューチェーン基準に示された最小境界やその他の測定及び開示の制限は、IFRS S2 に従ってスコープ 3 GHG 排出量を測定及び開示している企業には適用されない。

## 5.8 ファシリテーションに係る排出及び関連する排出

IFRS S2 号では特に取り上げられていないものの、IFRS S2 号に関する結論の根拠では、確立された方法論がないため、ISSB はファイナンスに係る排出の計算には含める必要はないと決定したことを示している。これには以下が含まれる: [IFRS S2.BC127, IFRS S2.BC129]

- デリバティブ
- 保険・再保険産業における引受ポートフォリオの「関連する排出(Associated emissions)」
- 投資銀行業務に関連する金融活動に関連する「ファシリテーションに係る排出(Facilitated emissions)」

TIG は 2024 年 9 月の会議で、ファシリテーションに係る排出や関連する排出(資産クラス: デリバティブ、保険・再保険産業の引受活動、投資銀行産業の投資銀行活動)を持つ企業が、これらの排出量をスコープ 3 の GHG 排出量の測定に含める必要があるかどうかについて議論した。TIG 会議での議論に基づき、ISSB はこの論点を明確にするために IFRS S2 号の修正を提案した。修正案については、下記のセクション 8 でさらに議論されている。

## 6 発効日

IFRS S2 号は、2024 年 1 月 1 日以降に開始する年次報告期間から適用される。企業は IFRS S2 号を 2024 年 1 月 1 日より早く適用することが認められているが、その場合には、その旨を開示する必要があり、同時に IFRS S1 号を適用することが求められる。[IFRS S2.C1]

企業にとっての実際の発効日は、企業が強制適用前に ISSB 基準を任意で適用しない限り、その企業が事業を行っている法域において ISSB 基準がいつ強制適用となるか次第である。第 53 章のセクション 8 の関連する議論も参照のこと。

16 [Corporate Value Chain \(Scope 3\) Standard | GHG Protocol](#), GHG プロトコルのウェブサイトでも利用可能

## 7 IFRS S2 号に対する経過的な救済措置

IFRS S2 号の開発にあたり、ISSB は、企業が新たな要求事項への移行を容易にするために、要求事項の適用を開始する初年度にいくつかの救済措置を提供することを決定した。

以下の図 7-1 に示す経過的な救済措置は、企業が IFRS S2 号を適用する最初の年次報告期間において利用できる。企業は、最初の年次報告期間において、これらの救済措置のすべてもしくは一部の利用、又はまったく利用しないことを選択することができる。[IFRS S2.C4、IFRS S2.BC174]

図 7-1: IFRS S2 号への経過的な救済措置

救済措置項目	IFRS S2 号を適用する最初の年次報告期間に適用される救済措置の内容
比較情報	企業は比較情報の開示を要求されない。[IFRS S2.C3]
GHG プロトコル	企業は、IFRS S2 号の初度適用日の直前の年次報告期間において、GHG 排出量の測定に GHG プロトコル以外の方法を使用した場合、引き続き使用することが認められている。[IFRS S2.C4(a)] 初年度適用日は、企業が IFRS S2 号を適用する報告期間の開始日である。
スコープ 3 の GHG 排出量	企業は、(該当する場合)ファイナンスにかかる排出に関する追加情報を含め、スコープ 3 の温室効果ガス排出量を開示することは要求されない。[IFRS S2.C4(b)]

企業が GHG プロトコル又はスコープ 3 の GHG 排出量に関する上記の救済措置のいずれかを利用している場合、IFRS S2 は、企業がその救済措置の利用を継続することで、その後の報告期間における比較情報として当該情報を表示することは要求されないことを認めている。[IFRS S2.C5]

この点については、以下の設例 7-1 で詳しく説明されている：

### 設例 7-1: 比較情報の経過的な救済措置

企業 A は、2024 年 12 月 31 日に終了する年次報告期間から ISSB 基準を初めて適用する。

企業 A は、サステナビリティ関連財務開示の最初のセットにおいて、IFRS S2 号で利用可能な経過的な救済措置のオプションに従い、スコープ 3 の GHG 排出量を開示しないことを選択した。

企業 A は、サステナビリティ関連財務開示の第 2 のセットである 2025 年 12 月 31 日を期末とする年次報告期間について、スコープ 3 の GHG 排出量を開示することが求められている。しかし、IFRS S2 号の経過的な救済措置に従い、企業 A は、2024 年の比較対象期間のスコープ 3 の GHG 排出量を開示しないことを選択した。

企業 A は、サステナビリティ関連財務開示の第 3 のセットである 2026 年 12 月 31 日を期末とする年次報告期間における、サステナビリティ関連財務開示において 2026 年の報告期間におけるスコープ 3 の GHG 排出量と、2025 年の比較期間におけるスコープ 3 の GHG 排出量を開示することが求められている。これは、スコープ 3 GHG 排出量に関する経過的な救済措置が、最初の年次報告期間に関連するスコープ 3 GHG 排出量にのみ適用されるためである。

### よくある質問

**質問 7-1: 経過的な救済措置を適用して報告初年度においてスコープ 3 の GHG 排出量を開示しない企業がスコープ 3 の GHG 排出量削減目標を有している場合、スコープ 3 GHG 排出量を開示する必要があるか。**

ISSB 基準を初めて適用する企業の中には、既に設定済みであるか又は法令により達成が義務付けられている既存のスコープ 3 温室効果ガス排出削減目標が存在している場合がある。

我々の見解では、スコープ 3 目標を有し、かつ IFRS S2 号 C4(b)項の経過的な救済措置(ISSB 基準を適用する最初の年次報告期間においてスコープ 3 GHG 排出量を開示しないことを認める規定)の適用を選択した場合、当該企業は当該報告期間においてスコープ 3 排出量を指標として開示する必要はない。この見解では、IFRS S2.C4(b)の経過的な救済措置は、本来であればスコープ 3 GHG 排出量の開示を要求するあらゆる要求事項に広く適用されると考えられる。

ただし、当該最初の報告期間においては、企業は依然としてスコープ 3 目標に関する情報を開示する必要があり、これには以下が含まれる(ただしこれらに限定されない)：

- 目標の特性に関する一般的な情報(33 項(a)~(h)参照)及び目標の GHG 排出量に関する固有の情報(36 項参照)
- 目標の設定及びレビューに関する企業のアプローチ、目標に対する進捗のモニタリング方法(目標の達成に向けた進捗をモニタリングするために使用される指標を含む)(第 34 項(c)参照)
- 目標に対するパフォーマンス、及び企業のパフォーマンスの傾向又は変化についての分析に関する情報(35 項参照)

企業が IFRS S2 号 C4(b)項の経過的な救済措置を適用している場合、目標の達成に向けた進捗に関する定性情報を開示することで、これらの気候関連目標の開示要求事項を満たすことが可能であろう。関連するスコープ 3 排出量の開示は要求されない。

## 8 今後の開発

IFRS S2 号の要求事項を適用する際に利害関係者が直面している課題に応えるために、ISSB は 2025 年 4 月 28 日に公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正(ED)」を公表した。

ED は、IFRS S2 号に対して以下の的を絞った改正を提案している：

- スコープ 3 の GHG 排出量を測定及び開示する際に、デリバティブ、ファシリテーションに係る排出、保険関連の排出を含む、一部のスコープ 3 カテゴリ 15 の GHG 排出を除外することを認める救済措置を提供する(上記のセクション 5.8 を参照)。
- 商業銀行及び保険活動に関与する企業に対し、ファイナンス・エミッションに関する情報を開示する際に、特定の状況下で代替の産業分類システムを使用することを認める救済措置を提供する(上記のセクション 5.7 を参照)。
- GHG 排出量を測定する際に GHG プロトコルと異なる方法を使用することを認める救済措置を修正し、企業全体又は一部に当該救済措置が適用されることを明確にする(上記のセクション 5.1 を参照)。
- 法域又は取引所によって異なる GWP 値を適用することが求められる該当の企業に対して、最新の IPCC 評価に基づく GWP 値の代わりに代替の GWP 値を使用することを認める(上記のセクション 5.3.2 を参照)。

このような GHG 排出量開示要求事項に対する提案された修正は、IFRS S2 号を適用する企業に広く適用されることが見込まれている。しかしながら、最も影響を受ける可能性が高いのは、特定の GHG 排出量測定方法の使用又は特定の GWP 値の使用に関連する法域の要求事項の対象となる企業や、スコープ 3 カテゴリ 15 の GHG 排出量を有する金融セクターの企業が含まれる。

コメントレターの提出期限は 2025 年 6 月 27 日となっている。ISSB は、提案された修正の発効日をできるだけ早く設定し、早期適用を認める意向である。コメントレターからのフィードバックの分析後、ISSB は 2025 年後半に提案を再審議し、その後すぐに修正を公表することを目指している。

## (参考)Appendix A - 設例の一覧

設例 4-1: 炭素価格リスクの予想される財務的影響	14
設例 4-2: 洪水リスクの予想される財務的影響	14
設例 4-3: 水不足リスクの予想される財務的影響	15
設例 4-4: 重要な不確実性分野の開示例	21
設例 4-5: 企業の状況を再評価する	26
設例 4-6: 関連するシナリオの選択	27
設例 4-7: スコープ 1 とスコープ 2 の GHG 排出の細分化	36
設例 4-8: 比較対象期間の見積り情報	38
設例 4-9: 脆弱性の指標を選択する	41
設例 5-1: 企業の一部に法域に関する救済措置を適用する際の開示に関する留意事項	59
設例 5-2: 二次データの利用	67
設例 7-1: 比較情報の経過的な救済措置	72

## (参考)Appendix B - よくある質問の一覧

質問 4-1: 企業が気候関連のリスク及び機会を識別するために、シナリオ分析を利用することは可能か。	12
質問 4-2: カテゴリー15.投資は金融機関のみに適用されるものか。	37
質問 4-3: IFRS S1 号における比較情報に関する要求事項は、グループ内の子会社が取得又は処分された場合の GHG 排出量の開示にどのように適用されるのか。	37
質問 5-1: IFRS S1 号の報告企業 の概念と GHG 排出量開示の組織境界との違いは何か。	53
質問 5-2: GHG 排出量開示の目的において組織境界に含まれる企業(又は資産)のうち、連結グループの一部を構成しないものの例としてはどのようなものがあるか。	54
質問 5-3: 企業は、リース資産からの GHG 排出量をどのように分類すべきか。	54
質問 5-4: 企業の一部が法域の当局から GHG 排出量の測定に別の方法を用いることを要求されている状況で、企業の GHG 排出量を測定するために GHG プロトコルコーポレート基準以外の方法を用いることを認める救済措置を適用することができるか。	58
質問 5-5: スコープ 3 の GHG 排出量を測定する際の GHG コーポレート・バリュー・チェーン基準と IFRS S2 号との関係はなにか。	62
質問 5-6: スコープ 3 の GHG 排出量を測定する際に 15 すべてのカテゴリーを含める必要があるのか。	62
質問 5-7: 企業は GHG プロトコルのコーポレート・バリューチェーン基準に設定された最小境界に基づいて、各関連カテゴリーの スコープ 3 GHG 排出量の測定及び開示を制限することができるか。	62
質問 5-8: GHG プロトコルの関連性原則は、IFRS S2 号に従って GHG 排出量を測定及び開示する際に適用されるか。	63
質問 5-9: スコープ 3 の GHG 排出量を測定する際、企業は個別には重要でないカテゴリーが集約すると重要性がある可能性を考慮する必要があるか。	63
質問 5-10: GHG 排出量に関する情報に重要性があることを示す可能性のある定性的要因は何か。	64
質問 5-11: GHG 排出量の重要性は、その排出量の特定の スコープに対する相対的な大きさを評価されるべきか、あるいは スコープ 1、スコープ 2、スコープ 3 の GHG 排出量の合計に対する相対的な大きさに基づいて評価されるべきか。	65
質問 5-12: 「ファイナンス・エミッション」の開示要求の範囲によって、企業の スコープ 3 カテゴリー15 の GHG 排出量の開示に含まれるものと除外されるものが決定されるか。	68
質問 5-13: 企業は、投資又は貸付活動に関連する スコープ 3 排出量をファイナンスに係る排出の測定から除外することができるか。	71
質問 7-1: 経過的な救済措置を適用して報告初年度において スコープ 3 の GHG 排出量を開示しない企業が スコープ 3 の GHG 排出量削減目標を有している場合、スコープ 3 GHG 排出量を開示する必要があるか。	72

## (参考) Appendix C - 用語の定義

ISSB 基準からの抜粋 - 定義	
カーボン・クレジット	カーボン・クレジット・プログラムによって発行され、温室効果ガスの排出削減又は除去を表す排出単位。カーボン・クレジットは、電子登録によって一意にシリアル化され、発行され、追跡され、無効化される。
気候レジリエンス	気候関連の変動、進展、又は不確実性に適応するための企業の能力。気候レジリエンスには、気候関連のリスクを管理し、気候関連の機会から便益を享受する能力(気候関連の移行リスク及び物理的リスクに対応・適応する能力を含む)が含まれる。企業の気候レジリエンスには、気候関連の変動、進展、及び不確実性に対する戦略上のレジリエンス及び業務上のレジリエンスの両方が含まれる。
気候関連の物理的リスク	気候変動に起因するリスクには、事象に起因するもの(急性の物理的リスク)と、気候パターンの長期的な変化に起因するもの(慢性の物理的リスク)がある。急性の物理的リスクは、嵐、洪水、干ばつ、又は熱波などの気象関連事象から生じ、深刻さ及び頻度が増大しているものである。慢性的な物理的リスクは、海面上昇、水の利用可能性の低下、生物多様性の喪失、土壌生産性の変化につながる可能性のある降水量や気温の変化を含む、気候パターンの長期的な変化から生じる。これらのリスクは、例えば、資産への直接的な損害やサプライ・チェーンの混乱による間接的な影響に起因するコストなど、企業に財務的影響をもたらす可能性がある。また、企業の財務業績は、水の利用可能性、調達方法、水質の変化により影響を受ける可能性があり、企業の施設、事業、サプライ・チェーン、輸送ニーズ並びに従業員の健康と安全に影響を及ぼす極端な気温の変化によっても、影響を受ける可能性がある。
気候関連のリスク及び機会	気候関連のリスクとは、気候変動が企業に与える、潜在的に不利な影響をいう。これらのリスクは、気候関連の物理的リスク及び気候関連の移行リスクに分類される。気候関連の機会とは、企業にとっての、気候変動から生じる潜在的に有利な影響をいう。気候変動を緩和し、適応するための取組みは、企業に気候関連の機会を生み出すことがある。
気候関連の移行計画	温室効果ガスの排出削減などの行動を含む、低炭素経済への移行に向けた企業の目標、活動、又はリソースを示す、企業の全体的な戦略の一側面。
気候関連の移行リスク	低炭素経済への取り組みから生じるリスク 政策、法律、技術、市場及び風評リスクが含まれる。これらのリスクは、新たな又は修正された気候関連の規制に起因する事業コストの増加や資産の減損など、企業に財務的影響を及ぼす可能性がある。また、消費者の需要の変化や新技術の開発・導入により、企業の財務業績が影響を受ける可能性もある。
CO2 相当	それぞれの温室効果ガスの地球温暖化係数を示す普遍的な測定単位であり、二酸化炭素の地球温暖化係数を 1 単位として用いて表される。本単位は、さまざまな温室効果ガスの放出(又は放出の回避)を共通の基準で評価するために使用される。
ファイナンスに係る排出	企業が行う融資及び投資に起因する投資先又は相手方の温室効果ガス総排出に係る部分。これらの排出は「GHG プロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン(スコープ 3)基準(2011 年)」に定義されている通り、「スコープ 3」の「カテゴリー 15」(投資)の一部である。
地球温暖化係数	特定の温室効果ガス 1 単位が放射バランスに与えるインパクト(大気への悪影響の度合い)について、二酸化炭素 1 単位の放射バランスに与えるインパクトと比較して説明する係数
温室効果ガス	「京都議定書」に記載されている 7 つの温室効果ガス、すなわち、二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )、メタン(CH <sub>4</sub> )、一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、三フッ化窒素(NF <sub>3</sub> )、パーフルオロカーボン類(PFCs)及び六フッ化硫黄(SF <sub>6</sub> )
間接的な温室効果ガス排出	企業の活動の結果であるものの、別の企業が所有又は支配する排出源から生じる排出。

## 内部炭素価格

投資、生産、消費パターンの変化、潜在的な技術進歩や将来の排出削減コストの財務的影響を評価するために使用する価格。企業は、様々なビジネス用途に内部炭素価格を利用することができる。一般的に使用される内部炭素価格は、以下の 2 種類である。

### (c) シャドープライス

理論上のコスト又は名目上の金額であり、リスクの影響、新規投資、プロジェクトの正味現在価値、様々な取り組みの費用対効果等の経済的影響やトレードオフを理解するために使用することができる。

### (d) 内部税又は手数料

事業活動、製品ライン、その他の事業部門の温室効果ガス排出に基づき課される炭素価格(これらの内部税又は手数料は、企業内移転価格に類似している)。

## 気候変動に関する最新の国際協定

気候変動に対処するための「国連気候変動枠組条約」の加盟国としての、国家間の協定。この協定は、温室効果ガス削減の規範及び目標を設定している。

## 「スコープ 1」の温室効果ガス排出

企業が所有又は支配する排出源から発生する直接的な温室効果ガス排出。

## 「スコープ 2」の温室効果ガス排出

企業が消費する、購入又は取得した電力、蒸気、加熱又は冷却の生成から発生する間接的な温室効果ガス排出。

購入又は取得した電力は、購入したか又は企業の境界内に持ち込まれた電力である。「スコープ 2」の温室効果ガス排出は、物理的には、電力の生成された施設で発生する。

## 「スコープ 3」の温室効果ガス排出

企業のバリュー・チェーンで発生する間接的な温室効果ガス排出(「スコープ 2」の温室効果ガス排出に含まれないもの)であり、上流及び下流の両方の排出を含む。

「スコープ 3」の温室効果ガス排出には、「GHG プロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン(スコープ 3)基準(2011 年)」における、「スコープ 3」カテゴリを含む。

## 「スコープ 3」カテゴリ

「温室効果ガスプロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン(スコープ 3)基準(2011 年)」に記載されているとおり、「スコープ 3」の温室効果ガス排出は、次の 15 のカテゴリに分類される。

(1) 購入した財・サービス

(2) 資本財

(3) 「スコープ 1」の温室効果ガス排出又は「スコープ 2」の温室効果ガス排出に含まれない燃料及

びエネルギー関連の活動

(4) 上流の輸送及び流通

(5) 事業において発生した廃棄物

(6) 出張

(7) 従業員の通勤

(8) 上流のリース資産

(9) 下流の輸送及び流通

(10) 販売した製品の加工

(11) 販売した製品の使用

(12) 販売した製品の廃棄処理

(13) 下流のリース資産

(14) フランチャイズ

(15) 投資

## (参考)「Applying IFRS IFRS S1号及びIFRS S2号の解説 2025年6月」からの主な変更点

今回の「International GAAP シリーズ 2026」では、従来、IFRS S1号の解説の章の冒頭で記載されていた内容が、独立の章(第52章 IFRS サステナビリティ開示基準の概要)となった他、ISSBからの新たな教育的資料を含む形で更新されている。

### **設例 (内容は各章 Appendix. A を参照)の追加**

- 第53章(IFRS S1): 設例 4-6、4-7
- 第54章(IFRS S2): 設例 4-1、4-2、4-3

### **その他**

- 第54章(IFRS S2): 直近の開示例として、実例 4-2、4-3 の追加

## EY | Building a better working world

EY は、クライアント、EY のメンバー、社会、そして地球のために新たな価値を創出するとともに、資本市場における信頼を確立していくことで、より良い社会の構築を目指しています。

データ、AI、及び先進テクノロジーの活用により、EY のチームはクライアントが確信を持って未来を形づくるための支援を行い、現在、そして未来における喫緊の課題への解決策を導き出します。

EY のチームの活動領域は、アシュアランス、コンサルティング、税務、ストラテジー、トランザクションの全領域にわたります。蓄積した業界の知見やグローバルに連携したさまざまな分野にわたるネットワーク、多様なエコシステムパートナーに支えられ、150 以上の国と地域でサービスを提供しています。

## All in to shape the future with confidence

EY とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EY による個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](http://ey.com/privacy) をご確認ください。EY のメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EY について詳しくは、[ey.com](http://ey.com) をご覧ください。

## About EY Global Corporate Reporting Services Group

グローバルな会計基準とサステナビリティ開示基準は、企業の財政状態や業績、そしてそれらに影響を及ぼすサステナビリティ関連要因を評価し、比較するための一つの尺度を世界経済に提供します。IFRS 会計基準及び IFRS サステナビリティ開示基準(総称して IFRS 基準)を含む国際財務報告基準(IFRS)を適用又は移行する企業にとって、権威あるタイムリーなガイダンスは、発展し、進化し続ける IFRS 基準を使いこなすために不可欠です。EY グローバル・コーポレート・レポーティング・サービス・グループは、IFRS 会計基準及びサステナビリティ開示基準の適用と解釈をサポートするための国際的なリソース(人材と知識)の開発を支援してきました。それによって、EY グローバル・コーポレート・レポーティング・サービス・グループは、グローバルな EY ネットワークからの最新の洞察を含め、深い対象分野に関する深い知識と幅広いセクター経験をマーケットに提供しています。

## EY 新日本有限責任監査法人について

EY 新日本有限責任監査法人は、EY の日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは [ey.com/ja\\_jp/about-us/ey-shinnihon-llc](http://ey.com/ja_jp/about-us/ey-shinnihon-llc) をご覧ください。

© 2026 Ernst & Young ShinNihon LLC.

All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY 新日本有限責任監査法人および他の EY メンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本書には、IFRS® Foundation の著作権に関する資料が含まれています。この資料は、IFRS Foundation の許可を得て EY が複製したものです。第三者による複製または配布の許可は付与されていません。IFRS 基準への完全なアクセスおよび IFRS Foundation の活動については、<http://eifrs.ifrs.org> をご覧ください。

本資料は EYG 009843-25Gbl. の翻訳版です。

[ey.com/ja\\_jp](http://ey.com/ja_jp)